

SUITA CITY

吹田市立地適正化計画（改定版）——→2035

はじめに.....	1
1 立地適正化計画策定の意義等	2
1.1 立地適正化計画の概要	2
1.2 吹田市都市計画マスタープラン(改定版)の概要	9
2 吹田市のまちづくりに関する特長と課題	15
2.1 本市の概要	15
2.2 土地利用	16
2.3 人口	23
2.4 公共交通	28
2.5 各種都市機能	34
2.6 災害ハザード	60
2.7 財政	66
2.8 特長と課題のまとめ	67
2.9 吹田市の都市構造の評価	70
3 立地適正化の基本的な方針	73
3.1 立地の適正化に関する基本的な方針	73
3.2 区域の基本的な考え方	74
4 居住誘導区域	75
4.1 居住誘導区域	75
4.2 居住誘導の施策	79
4.3 防災指針	80
5 都市機能誘導区域・誘導施設	111
5.1 都市機能誘導区域	111
5.2 誘導施設	114
5.3 都市機能誘導区域及び誘導施設	117
5.4 都市機能誘導の施策	137
6 届出制度	138
6.1 居住誘導、都市機能誘導に係る届出	138
6.2 届出の手順	140
7 進捗管理及び評価指標	141
7.1 進捗管理	141
7.2 評価指標	142
用語一覧	145
巻末資料	150

はじめに

都市は、人々の生活や経済活動等の場を提供する我が国の活力の源泉です。国は、近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分に対応できないことに鑑み、これらの変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るとともに、都市の防災に関する機能を確保すること等を目的として、平成 14 年（2002 年）に都市再生特別措置法*1 を制定し、様々な施策を講じています。

平成 26 年（2014 年）にはこの特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画を作成することができることとなりました。この立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導するものであり、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村都市計画マスタープラン*2 に即し、コンパクト・プラス・ネットワーク等の観点からより踏み込んだ内容を定めるものです。

本市では、社会経済情勢や市民のライフスタイルの変化、関連する様々な計画や施策の進捗等を踏まえ、平成 16 年（2004 年）3 月に策定した「吹田市都市計画マスタープラン」を平成 27 年（2015 年）3 月に改定し、より一層魅力ある都市空間の実現をめざして取り組んでいます。

この吹田市都市計画マスタープランに位置づけた理念や将来像の実現に向けた施策をより一層推進するため、平成 29 年（2017 年）3 月に「吹田市立地適正化計画」を、平成 30 年（2018 年）3 月に「吹田市立地適正化計画（改定版）」を策定しました。

本計画では、本市の特長や課題等を踏まえ、医療、子育て、文化等の都市機能を増進させる施設の立地を誘導する都市機能誘導区域やその誘導に必要な施策等を定めており、社会経済情勢や各施策の進捗等を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直しを行っていくこととしています。

令和 3 年度（2021 年度）の見直しでは、主に近年の制度変更等への対応と、都市機能誘導区域の設定の考え方の再整理を行っています。

制度変更等への対応については、令和 2 年（2020 年）の都市再生特別措置法改正への対応が主なものであり、例えば、居住誘導区域に残存する災害リスクに対し、「防災指針」を追加する等を行っています。

また、都市機能誘導区域については、吹田市都市計画マスタープランにおいて本市がめざすべき「都市空間の将来像」として掲げている「地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成」及び「都市間・拠点市街地間のネットワーク形成」を重視した範囲設定を区域設定の考え方の基本として再整理し、区域の見直しを行っています。

本計画の推進にあたっては、市民の皆様や各種関係機関等のご理解やご協力が必要不可欠です。目標年次である令和 17 年（2035 年）に向けて、市民の皆様に本市の魅力をより身近に感じていただけるよう、全市を挙げて本計画を推進していきます。

令和 4 年（2022 年）3 月

1 立地適正化計画策定の意義等

1.1 立地適正化計画の概要

(1) 立地適正化計画制度設立の背景

全国的に少子高齢化及びそれに伴う人口減少が本格化しています。その中で、健康で快適な暮らし、持続可能な都市経営の実現に向けて、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって存在し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」が重要であることから、国は平成 26 年（2014 年）に「都市再生特別措置法」を改正し、「立地適正化計画」を制度化しました。

国は、この「立地適正化計画」と、交通政策基本計画*3を中心とした交通政策*4や、国土強靱化*5・地方創生*6といった様々な施策との連携により「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」ことができるとしており、これらに係る市町村の取組への支援策を講じています。

(2) 立地適正化計画で定める主な内容

都市再生特別措置法では立地適正化計画において、主に以下の内容を定めることとしています。

- 1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 2) 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下、「居住誘導区域」という）及び居住環境の向上、公共交通の確保、その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 3) 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下、「都市機能誘導区域」という）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、「誘導施設」という）並びに必要な土地の確保、費用の補助、その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 4) 都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下、「防災指針」という）

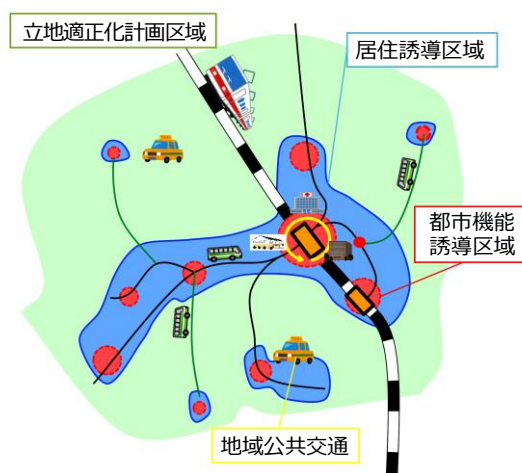


図 1.1 立地適正化計画の概念図

誘導施設としては、主に以下のようなものが挙げられます。

- ①医療施設
- ②福祉施設（高齢者福祉施設等）
- ③子育て関連施設
- ④文化・教育施設
- ⑤学術・研究施設
- ⑥商業施設 等

(3) 立地適正化計画を策定する意義

本市は、大阪市に隣接して国土軸*7上に位置するという恵まれた立地条件に加え、鉄道をはじめとする交通網が発達していることやみどり豊かな市街地が形成されていること、長年にわたるまちづくりへの取組の成果等から、今日においても依然として人口が増加し続けている全国的にも恵まれた状況にあります。

今後、本市でも長期的には少子高齢化、人口減少社会に直面することとなりますが、その状況においても、全国的にみても高い水準の人口密度を維持し続ける見通しです。

したがって、本市では、市街地の集約を意味する「コンパクトシティ」をめざす必要はありませんが、超高齢社会に対応し、健康寿命*8の延伸や、子育て環境の充実といった良好なまちづくりを推進していくために、民間事業者や国、大阪府等の様々な機関と連携し、都市機能増進に資する施設の適正な立地を誘導していくこと等が重要です。

このような観点から、本市の特長や課題を的確に捉え、「立地適正化計画」を策定することとします。

(4) 吹田市立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉施設等の様々な都市機能の誘導等が制度化されており、都市計画マスタープランの高度化版としてみなされるとともに、本市の都市計画マスタープランの一部として位置づけられます。したがって、立地適正化計画の理念は、都市計画マスタープランの理念を踏襲することとし、この理念の実現を念頭に置いた計画とします。

吹田市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本理念

- (1) 暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり
- (2) 誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり

また、吹田市立地適正化計画は、吹田市総合計画及び北部大阪都市計画区域マスタープランに即して定め、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略*9等の分野別計画と調整を図った計画とします。

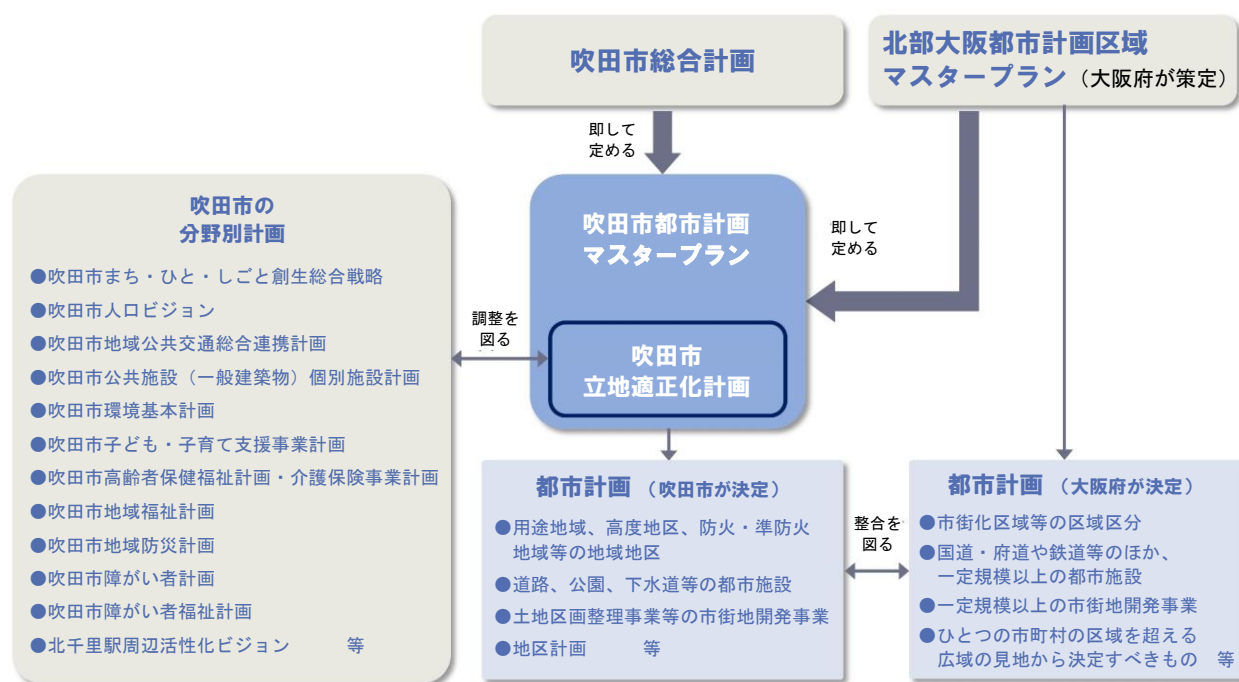


図 1.2 立地適正化計画と他計画の関係

SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、持続可能でより良い世界をめざすための国際目標です。

令和 12 年（2030 年）までの目標で、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを誓っています。SDGs は、先進国、発展途上国に関わらず、将来にわたって持続的な発展が可能な社会の実現に向けた共通の指標として国際的な広がりを見せています。



本計画では、SDGs の 17 のゴール（目標）のうち、以下の 6 つのゴール（目標）が関連していますが、本計画を着実に取り組むことで、これらの目標達成に寄与することになります。

また、本計画で掲げる居住誘導・都市機能誘導の施策及び都市機能誘導のターゲットにおいては、関連するゴール（目標）との関係を表示することで、各施策やターゲットがどのゴール（目標）の達成に寄与するものであるかについても示しています。

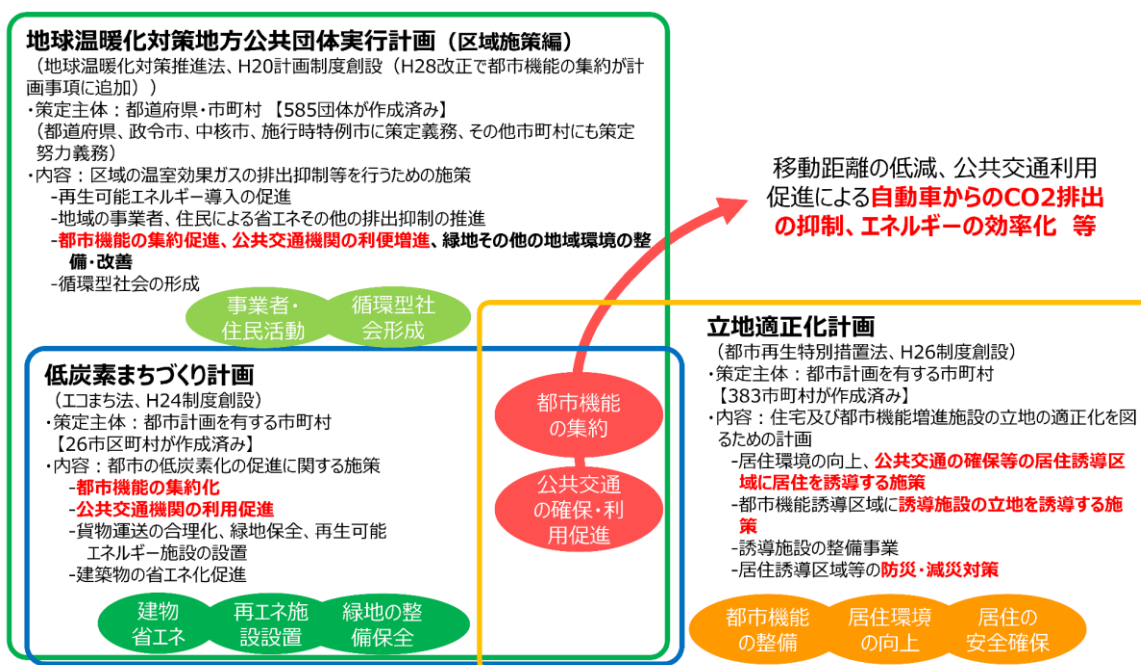
	目標 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	目標 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ*11 構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2050 年カーボンニュートラルとの関わり

コンパクトシティに関する最近の動向の一つとして、令和 32 年(2050 年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ^(※)にする、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが活発化していることが挙げられます。

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の地方公共団体実行計画(区域施策編)において、コンパクト・プラス・ネットワークに関連する「都市機能の集約」、「公共交通の確保・利用促進」が位置づけられるなど、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、市町村単位でのコンパクトシティの推進も重要な役割を担っています。

このような動向を踏まえ、本計画では、令和 3 年度(2021 年度)の見直しにおいて、都市機能誘導区域を吹田市都市計画マスタープランの拠点市街地のまちづくり方針等に、より合致するよう見直しを行うとともに、同区域内に誘導を図る個々の誘導施設等に対する環境配慮も重要であるとの認識に立ち、「5.3(3)都市機能誘導における配慮事項(P136)」において「都市の環境性能の向上」を掲げています。



出典：国土交通省「コンパクトシティに関する最近の話題（令和 3 年（2021 年）6 月）」

※ 「温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量(人為的なもの)」から、植林、森林管理などによる「吸収量(人為的なもの)」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。その達成には、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

(5) 吹田市立地適正化計画の目標年次

立地適正化計画の目標年次は、おおむね令和 17 年（2035 年）とし、おおむね 5 年ごとに、計画の進捗状況に関する調査・分析・評価を行います。また、本市の都市計画マスタープランの目標年次がおおむね令和 6 年（2024 年）となっていることを踏まえ、マスタープランをはじめとした上位計画の改定や、新たな制度への対応等の見直しの必要性が生じた場合には、長期的な目標との整合に留意しながら適宜見直しを行うものとしします。

(6) 吹田市立地適正化計画の対象区域

計画の対象区域は都市計画区域*¹⁰とされています。本市は、全域が都市計画区域に指定されていることから、市内全域を計画の対象区域とします。

(7) 吹田市立地適正化計画の策定経過

本市では、平成 28 年度（2016 年度）に、現状分析等を踏まえて立地適正化計画の基本的な方針を検討した上で、都市機能誘導区域及び区域内への誘導施設を設定した計画を策定し、平成 29 年度（2017 年度）には、居住誘導区域の設定を含めた計画に改定しました。また、平成 30 年度（2018 年度）には、居住誘導区域において、法改正に対応した防災対策や災害リスク等を踏まえた改定版の変更を行いました。令和 3 年度（2021 年度）には、おおむね 5 年ごとに実施すべきとされている評価を行うとともに、法改正に対応した居住誘導区域への防災指針の追加や都市機能誘導区域の見直し等により、再度の変更を行いました。

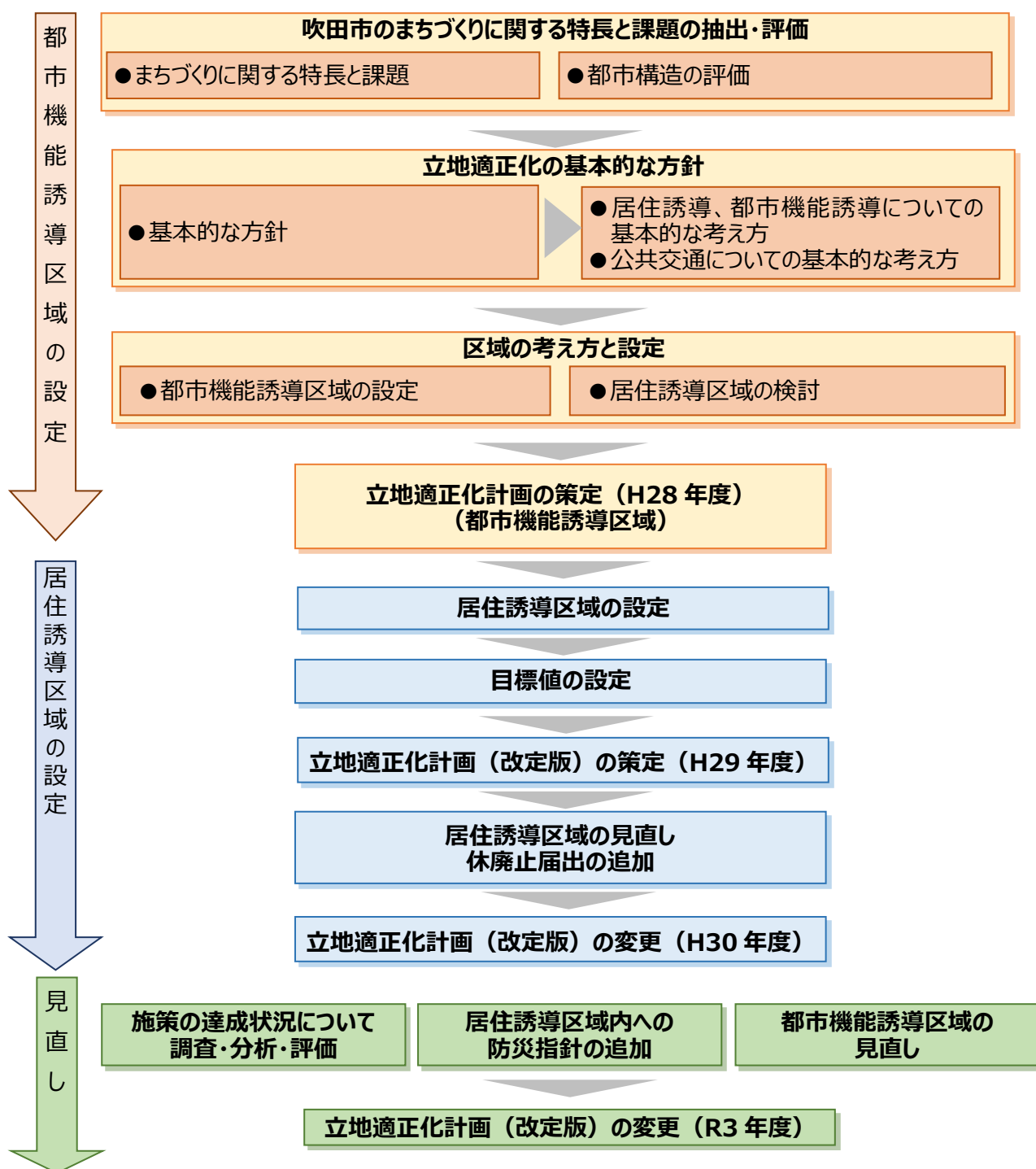


図 1.3 立地適正化計画の策定経過

1.2 吹田市都市計画マスタープラン（改定版）の概要

本市では、平成 16 年（2004 年）に都市計画マスタープランを策定し、まちづくりに取り組んできました。社会経済情勢等の変化に適応させるため、都市計画マスタープランを平成 27 年（2015 年）に改定しています。その概要は以下に示すとおりです。

(1) 策定年次

平成 16 年（2004 年）に策定し、10 年を経過して平成 27 年（2015 年）に改定

(2) 目標年次

おおむね令和 6 年（2024 年）

(3) 市民アンケート結果の概要

都市計画マスタープラン策定以降の市民意向の変化等を把握するため、平成 24 年（2012 年）10 月にアンケート調査を実施しました。調査は 18 歳以上の市民 3,000 名に対し郵送で実施し、1,402 通（46.7%）の回答を得ました。

アンケートでは、まちづくりに関する 18 項目のテーマについて、現状に対する評価と今後重要と思うテーマ等をお聞きしました。

まちづくりの現状評価と今後の重要テーマの回答結果をあわせてみると、以下のグラフに示すように、「高齢者向けの住宅・サービス」等が、現状に対する満足度が低く、今後の重要テーマとしての関心度が高いことや、「公共交通の利便性」等が、現状に対する満足度が高く、今後の重要テーマとしての関心度が低いことが分かります。

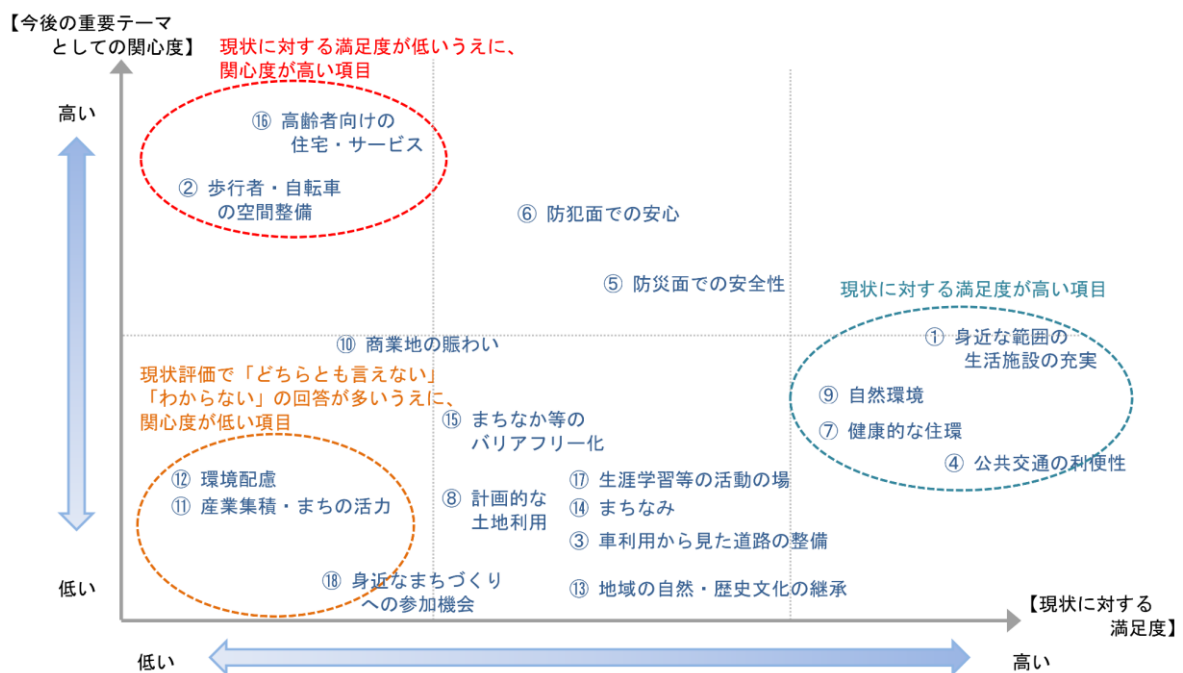
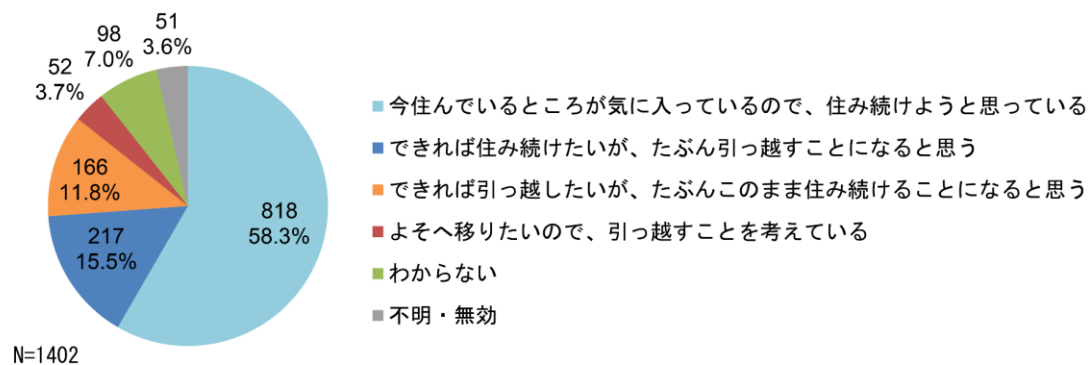


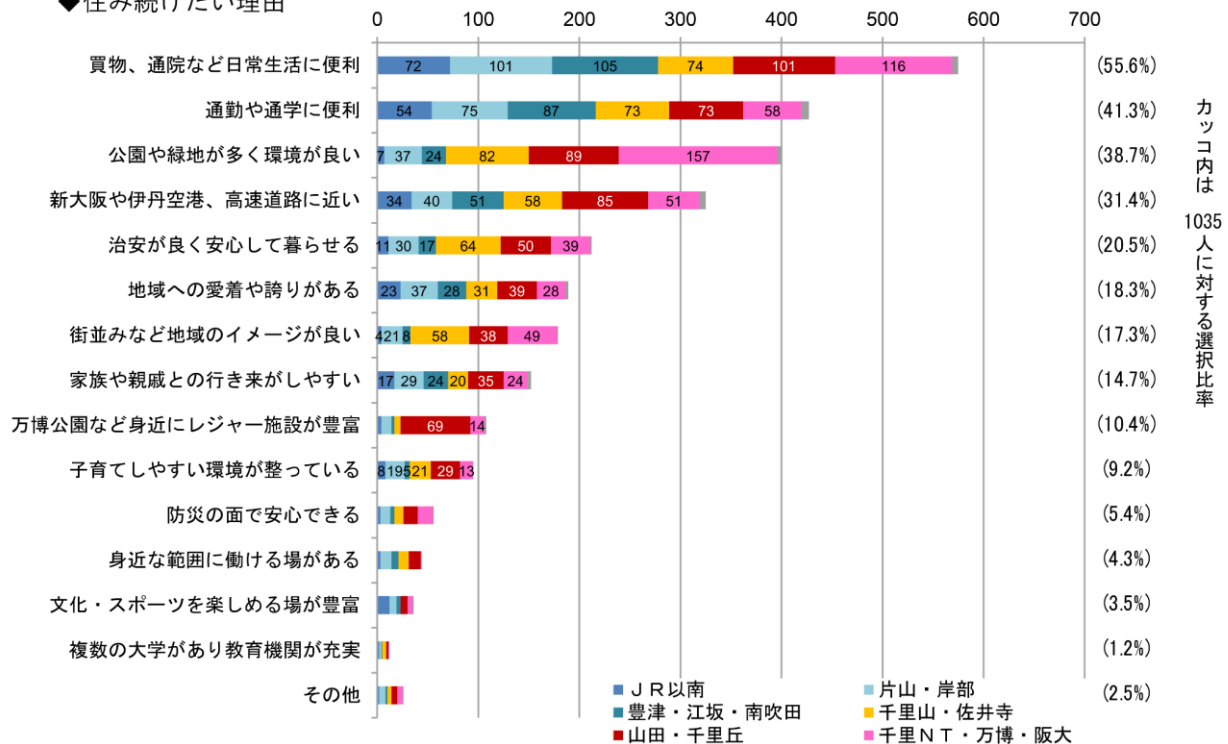
図 1.4 現状に対する満足度と今後の重要テーマとしての関心度

資料：吹田市都市計画マスタープラン

定住に対する意識をみると、本市に住み続けたい意向を持つ方が73.8%を占めています。住み続けたい理由として最も多いのが「買物、通院など日常生活に便利」(55.6%)、次いで「通勤や通学に便利」(41.3%)等、生活利便性に関する項目となっています。また、3番目に多いのが、「公園や緑地が多く環境が良い」(38.7%)となっています。



◆住み続けたい理由



回答対象：N=1035 (回答は3つまで選択)

※「住み続けたい意向をもつ方」(73.8%、総数1,035人)にその理由を3つまで選択してもらった。
 グラフ中の数字は居住地域別回答総数。

図 1.5 定住に対する意識

資料：吹田市都市計画マスタープラン

(4) 基本理念と将来像

基本理念及び都市空間の将来像については、以下に示すとおりに定めています。

【基本理念】

■暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり

- 災害等に対する多様な備えや、都市活動を支えるインフラ施設の整備及びその機能維持が必要不可欠である。
- 地球温暖化への対応など持続可能なまちづくりも推進する必要がある。
- 市民の多様なライフスタイルを支える環境づくりも求められている。
- 引き続き市民生活を支える取組を進め、これまで以上に、住みたい、住み続けたいと思われる、暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくりをめざす。

■誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり

- 本市は、個性豊かな地域によって構成されており、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めていく必要がある。
- 本市は多様な都市機能が集積する複合型都市であり、本市の都市魅力をさらに向上させるため、都市機能の充実や良好な市街地環境の形成が求められている。
- 市民、事業者、専門家等及び行政の相互の協働によるまちづくりの推進や、市全体の活力向上に向けた様々な都市機能の誘導など、誇りと愛着の持てる活力あるまちづくりをめざす。

【都市空間の将来像】

■地域ごとの特長ある拠点市街地の形成

- 江坂駅周辺、JR 吹田駅周辺、阪急吹田駅周辺、JR 岸辺駅周辺、万博記念公園周辺を都市拠点として、また地域の中心となるべきその他の鉄道駅周辺を地域拠点と位置づけ、その機能の充実をめざす。

■都市間・拠点市街地間のネットワークの形成

- 大阪都心部や北大阪地域、京阪神地域など周辺都市との結びつきを強めるとともに、拠点市街地間の連携を図るなど、都市機能がより高度に発揮されるよう、広域的なネットワークの形成をめざす。
- 大阪都市圏の基幹的な軸線を広域軸として、市域における地域間の軸線を地域軸として位置づけ、それぞれの機能の充実をめざす。

■人と自然の共生空間の形成

- 市街地内にある自然環境は、生物多様性^{*12}の保全、良好な環境の確保、レクリエーション、潤いのある景観形成、防災などの様々な面から重要な役割を担っていることから、その規模と連続性を確保するなど、人と自然の共生空間の形成をめざす。



※平成 31 年(2019 年)南吹田駅が開業

図 1.6 都市空間の将来像図

参考: 吹田市都市計画マスタープラン

(5) 拠点市街地のまちづくり方針

各拠点（都市拠点及び地域拠点）のまちづくり方針については、以下に示すとおりに位置づけを行っています。

表 1.1 都市拠点ごとのまちづくりの方針

拠点名		まちづくりの方針
都市拠点	JR 吹田駅周辺	JR 吹田駅周辺は、各種の商業施設や周辺商店街の活性化の動きと連携を図りながら、商店街が地域コミュニティの核として地域になくてはならない存在となるよう商業機能の充実に努め、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成をめざします。
	阪急吹田駅周辺	阪急吹田駅周辺は、片山公園周辺を含めた各種の公共施設の集積を生かし、シビックゾーン* ¹³ としての都市拠点の形成をめざします。
	江坂駅周辺	江坂駅周辺は、交通利便性や既存の集積を生かしながら、大阪都心部の都市機能との連続性の確保に努め、商業・業務機能が高度に集積するにぎわいのある都市拠点の形成をめざします。
	JR 岸辺駅周辺	吹田操車場跡地周辺（北大阪健康医療都市）においては、都市基盤の整備を促進するとともに、国立循環器病研究センターをコア施設とする都市機能の誘導を図り、環境に配慮した医療クラスター* ¹⁴ の形成をめざします。 また、商業・サービス機能の誘導などによる JR 岸辺駅から正雀駅間を連担するにぎわいの形成や大学の立地を生かしたまちづくりをめざすとともに、都市計画道路十三高槻線及び豊中岸部線の整備や地下鉄今里筋線の延伸を促進するなど、広域的な役割を果たす都市拠点の形成をめざします。
	万博記念公園周辺	万博記念公園周辺は、大学や病院など高度な学術・研究、医療機関や文化施設などが多く集積しており、また、現在大規模な集客施設やスポーツ施設の建設が進められています*。 こうした中、防災拠点としての機能も踏まえながら、文化・スポーツ・レクリエーション拠点として、そのポテンシャルを生かした広域性の高い都市拠点の形成をめざします。

*平成 27 年(2015 年)に万博記念公園南側エリアに大規模集客施設が開業

参考：吹田市都市計画マスタープラン

表 1.2 地域拠点ごとのまちづくりの方針

拠点名		まちづくりの方針
地域拠点	北千里駅周辺	千里ニュータウンの地区センターとして整備された北千里駅及び南千里駅の周辺地区は、現在の市民ニーズに対応した機能の再編やアメニティ*15の向上により、地域の中心としての機能の充実をめざします。 北千里駅周辺は、地域住民や周辺大学の学生などのニーズに対応した商業・サービス機能が立地するにぎわいのある地域拠点の形成をめざします。
	南千里駅周辺	南千里駅周辺は、公共公益施設である千里ニュータウンプラザや商業施設などの集積を生かし、利便性が高く、地域住民の交流の場となる地域拠点の形成をめざします。
	桃山台駅周辺	桃山台駅周辺は、幹線道路に面するなどの立地特性を生かし、交通結節機能*16の強化を図りながら、利便性の高い地域拠点の形成をめざします。
	山田駅周辺	山田駅周辺は、阪急千里線と大阪モノレールの駅が近接するターミナル*17空間としての性格を持っていることから、地域や周辺住民を対象とした商業・業務機能が立地する地域拠点の形成をめざします。
	千里山駅周辺	千里山駅は、周辺に閑静な住宅地が広がっていることから、地域環境に適した魅力ある商業・サービス機能が立地する地域拠点の形成をめざします。
	関大前駅周辺	関大前駅周辺は、周辺の閑静な住宅地と大学の存在が地域を特長づける重要な要素となっていることから、これらの特性を生かした地域拠点の形成をめざします。
	豊津駅周辺	豊津駅周辺は、身近な買い物が快適に楽しめる市街地環境の誘導により、にぎわいのある地域拠点の形成をめざします。
	おおさか東線新駅周辺（南吹田地域）	おおさか東線*18新駅周辺は、駅の設置*とあわせて利便性の高い市街地環境の整備を進め、市域南部の新たな玄関口として、駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成をめざします。

*平成 31 年(2019 年)南吹田駅が開業

参考:吹田市都市計画マスタープラン

2 吹田市のまちづくりに関する特長と課題

※本章の記載内容は、令和 3 年度（2021 年度）の見直しが主に防災指針追加等の制度改正対応であったことを踏まえ、平成 28 年度（2016 年度）の計画策定当初の記載を基本としています。ただし、見直し時の状況を注釈等で記載している箇所もあります。

2.1 本市の概要

本市は大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に隣接しています。市域北部は北摂山系を背景としたなだらかな千里丘陵、また、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる低地からなり、市域面積 36.09km²に人口約 37 万人が暮らしています。

市域内には名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から 10km 圏内には新大阪駅や大阪国際空港が位置し、広域交通の利便性に優れています。

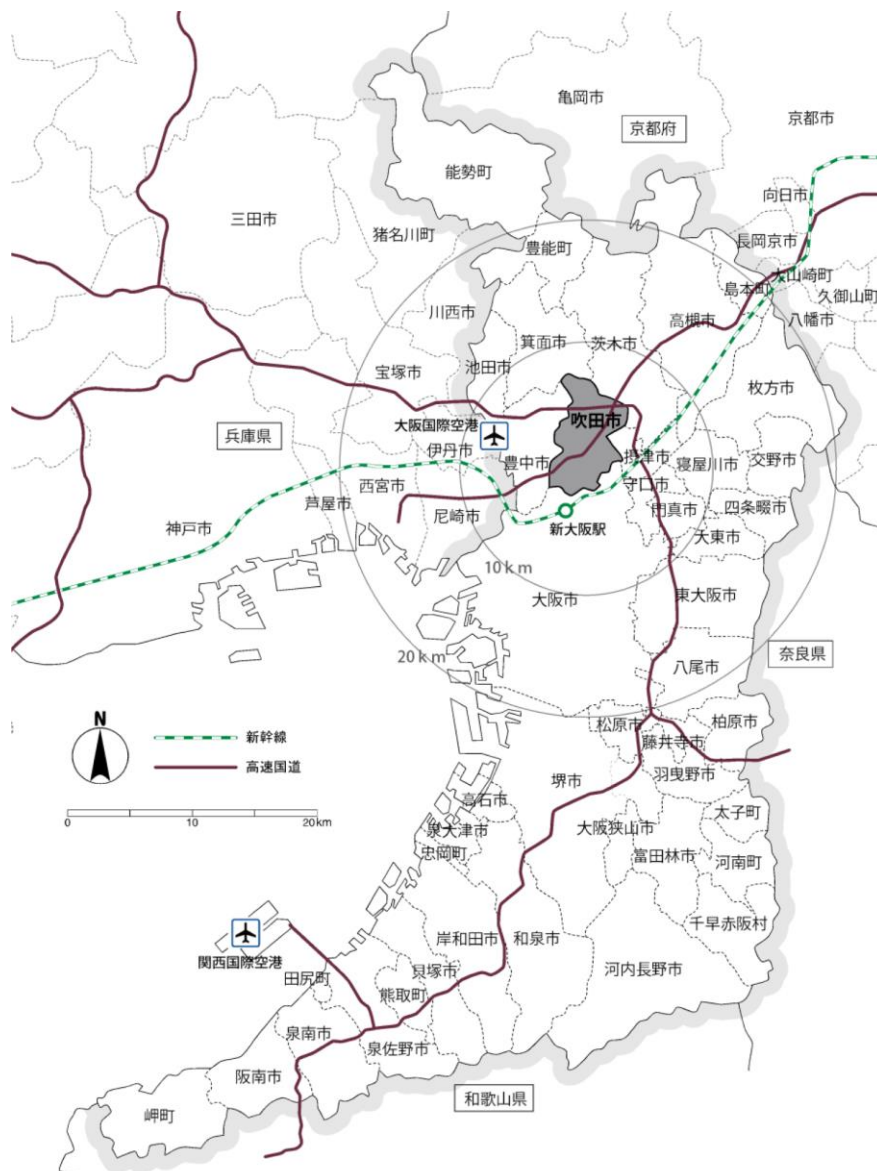


図 2.1 広域図

資料：吹田市都市計画マスタープラン

2.2 土地利用

(1) 用途地域

本市は全域が市街化区域*¹⁹に指定されており、その用途地域*²⁰は、江坂周辺の商業地域、JR 東海道本線や神崎川周辺の工業地域等を除き、約 80%のエリアが住居系の用途地域（第一種低層住居専用地域等）となっています。

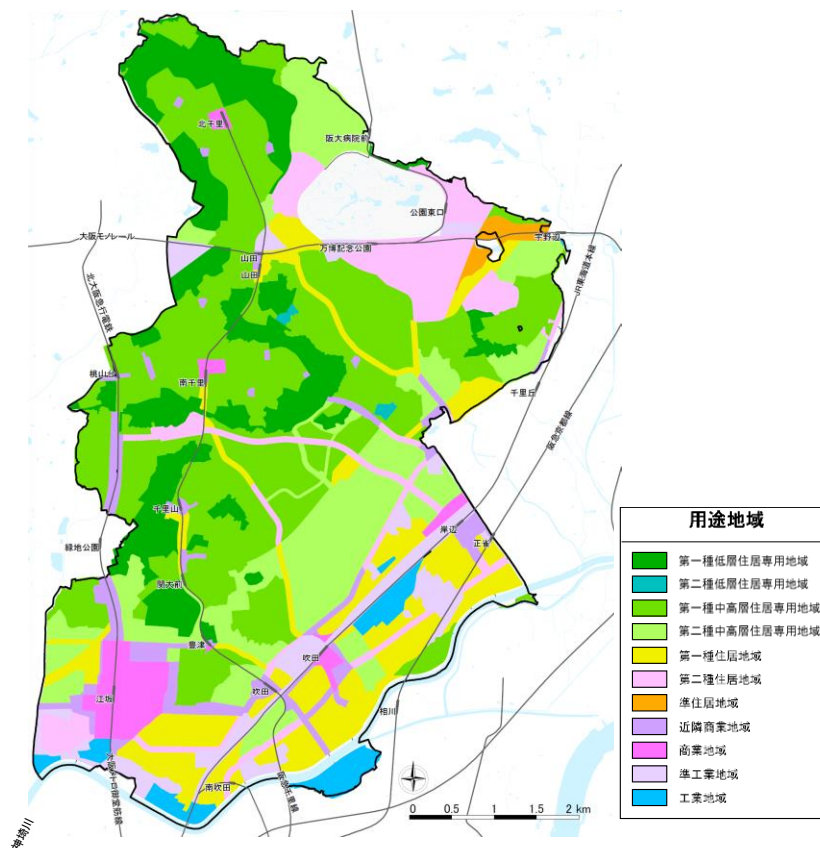


図 2.2 用途地域

資料:吹田市資料

表 2.1 用途地域ごとの面積

用途地域	面積(ha)	割合
第一種低層住居専用地域	473	13.8%
第二種低層住居専用地域	7	0.2%
第一種中高層住居専用地域	1,123	32.8%
第二種中高層住居専用地域	553	16.1%
第一種住居地域	430	12.6%
第二種住居地域	286	8.4%
準住居地域	24	0.7%
近隣商業地域	161	4.7%
商業地域	107	3.1%
準工業地域	184	5.4%
工業地域	77	2.2%
合計	3,425	100%

資料:吹田の都市計画

(2) 土地利用の現況（広域的な視点）

大阪府がとりまとめた都市計画基礎調査*21 資料によると、住宅に関しては、周辺市に比べ、延床面積が大きな地域が多く、高密度な土地利用が行われていると認められます。これは、江坂地域や千里ニュータウン地域等広い範囲で、共同住宅を中心とした非木造建物の立地が多いことが要因と考えられます。

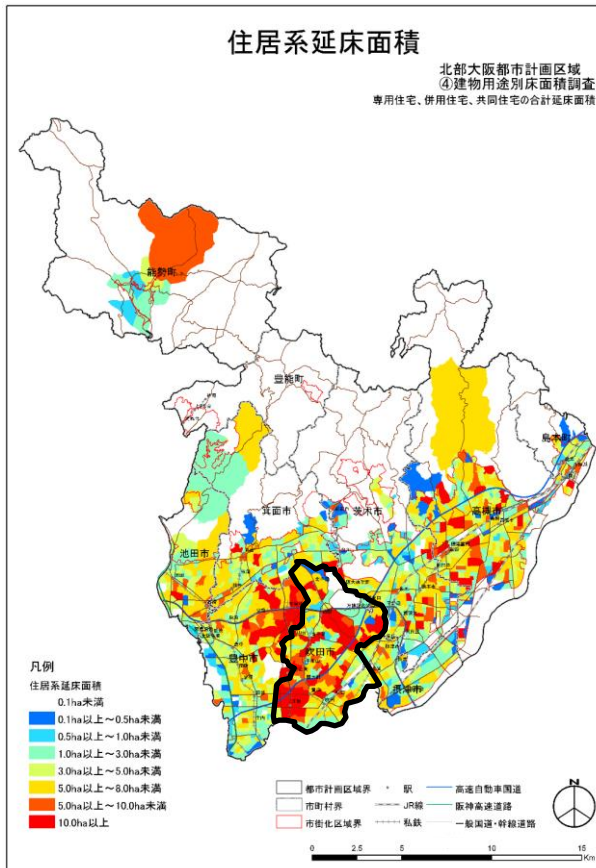


図 2.3 住居系延床面積
(平成 24 年(2012 年),平成 25 年(2013 年))

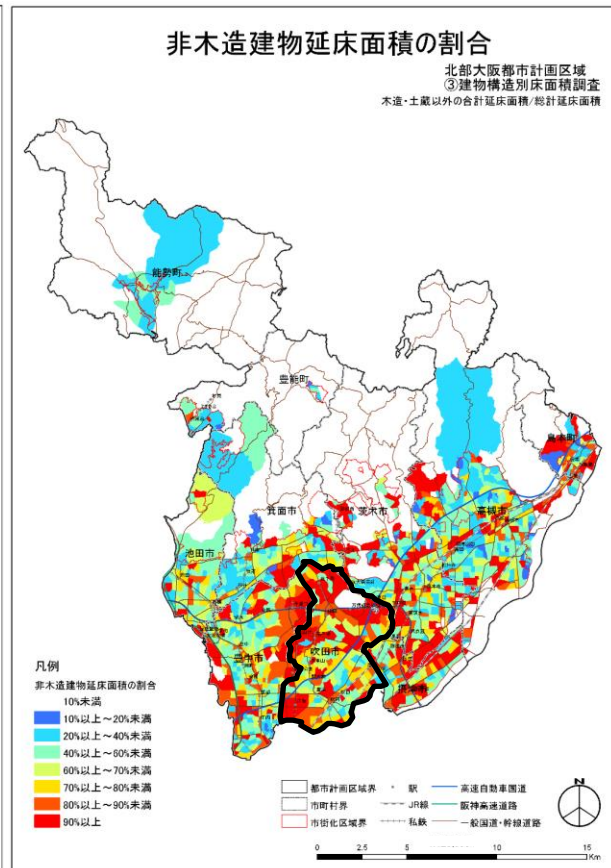


図 2.4 非木造建物延床面積の割合
(平成 24 年(2012 年),平成 25 年(2013 年))

資料:大阪都市計画局 HP

実際に、本市内では世帯数の 73.8%がマンション等の共同住宅で生活しており、大阪府平均を上回っています。また、人口密度の分布では、10,000 人/km²（100 人/ha）を上回る地域も多く、市全体が高密度な土地利用となっています。

表 2.2 住居の種類別世帯数

住居の種類	吹田市		大阪府	
	世帯数※	割合	世帯数※	割合
一戸建	40,653	24.5%	1,609,978	41.6%
長屋建	2,592	1.6%	131,821	3.4%
共同住宅	122,272	73.8%	2,117,810	54.8%
その他	218	0.1%	7,696	0.2%
合計	165,735	100.0%	3,867,305	100.0%

※世帯数は、住宅に住む一般世帯数

資料：国勢調査（平成 27 年（2015 年））

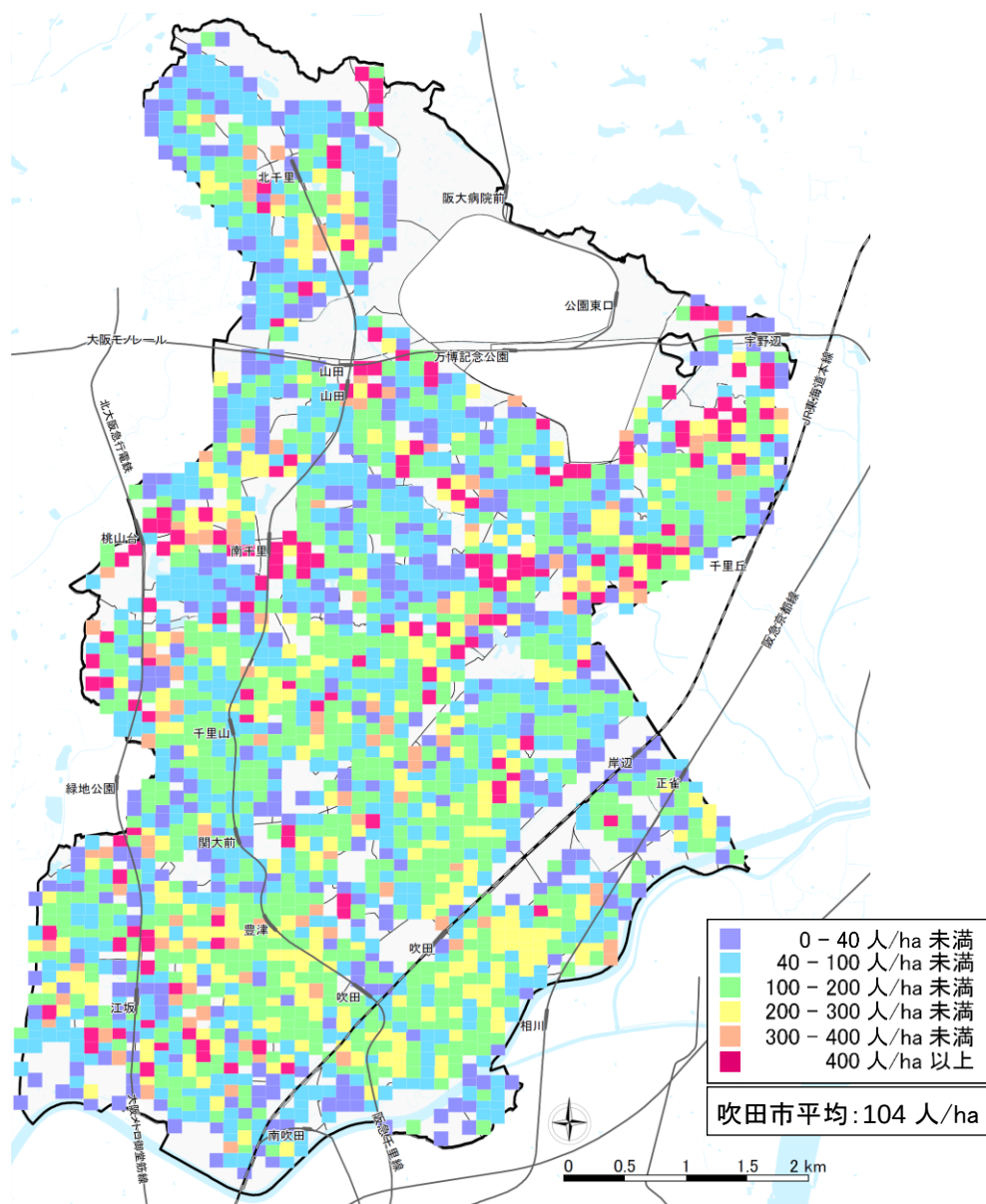


図 2.5 吹田市の人口密度（平成 27 年（2015 年））

資料：国勢調査（500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割）

商業施設では、江坂駅周辺に大きな集積が認められるほか、北千里駅、山田駅、南千里駅、JR 吹田駅等の駅周辺や、千里山地域に一定の集積が認められます。

また、業務施設では、江坂駅周辺において北摂地域の中でも大きな集積が認められます。

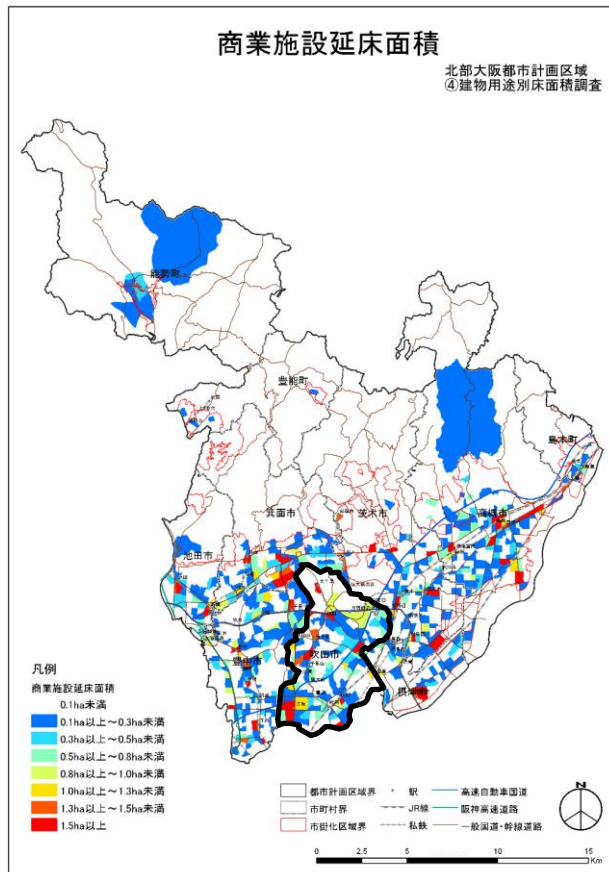


図 2.6 商業施設延床面積

(平成 24 年 (2012 年), 平成 25 年 (2013 年))

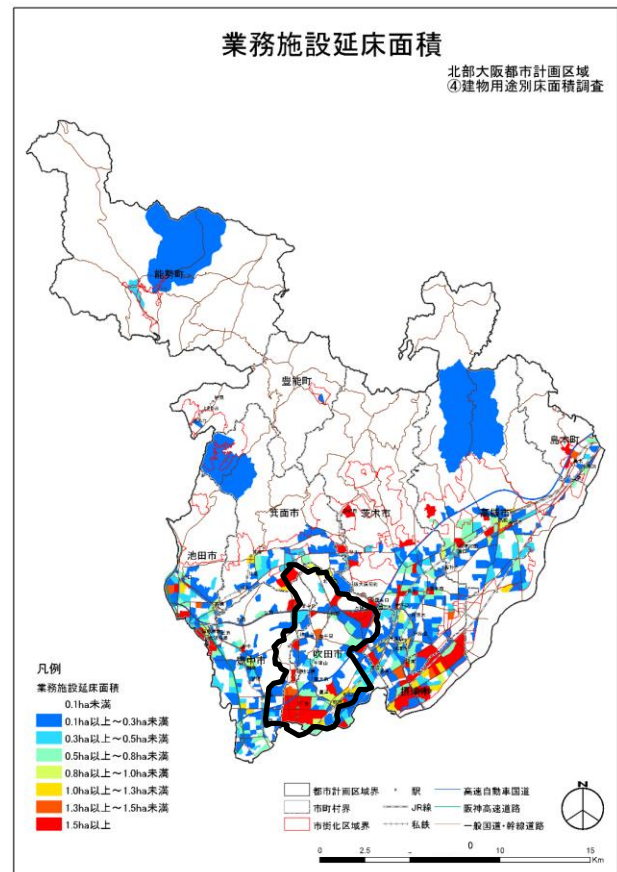


図 2.7 業務施設延床面積

(平成 24 年 (2012 年), 平成 25 年 (2013 年))

資料:大阪都市計画局 HP

工業施設は市南部の2箇所に集積が認められますが、本市内では減少傾向にあり、土地利用転換が進んでいることが考えられます。

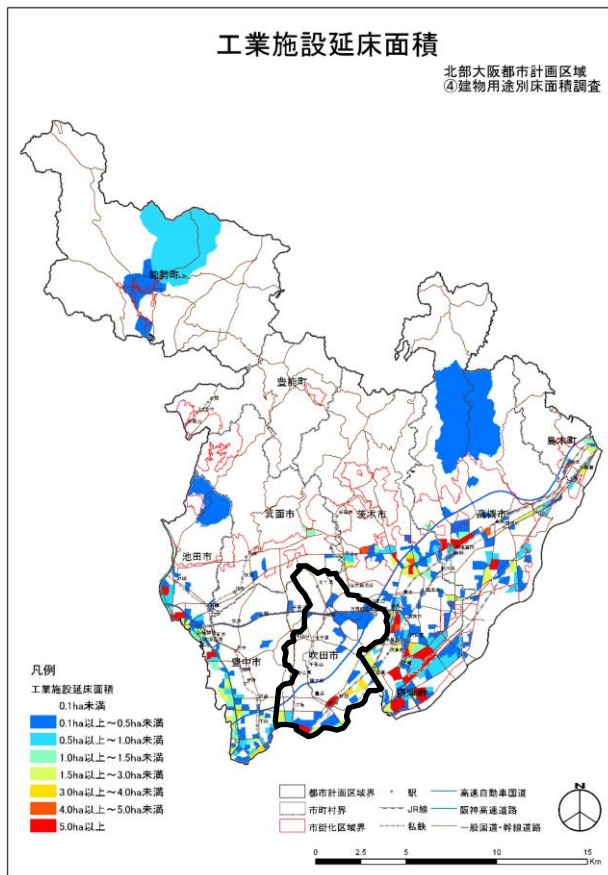


図 2.8 工業施設延床面積
(平成 24 年 (2012 年), 平成 25 年 (2013 年))

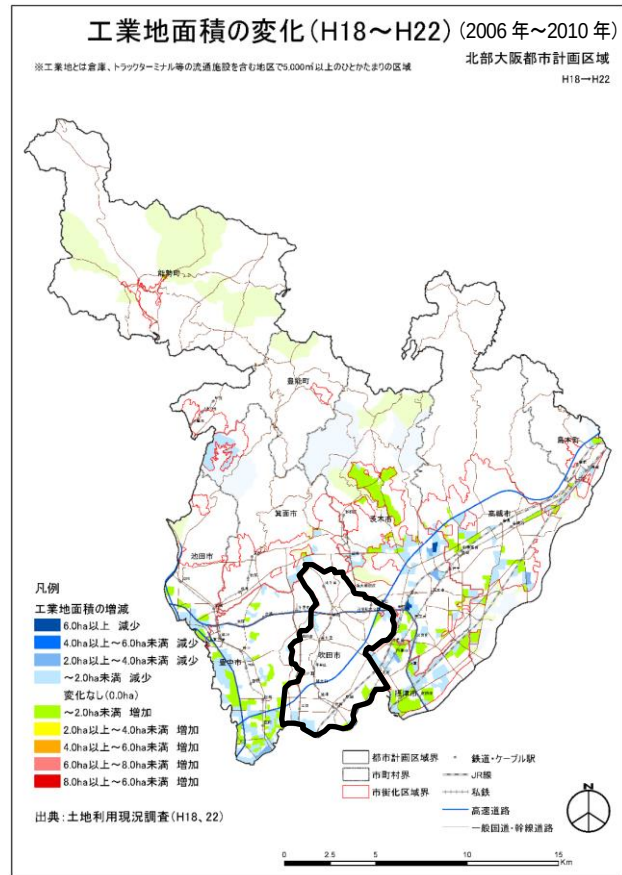


図 2.9 工業地面積の変化
(平成 24 年 (2012 年), 平成 25 年 (2013 年))

資料:大阪都市計画局 HP

(3) 農地の状況

本市の貴重なみどりの一つである生産緑地地区は、緑地公園駅と桃山台駅の間にあたる地域や、市中心部、北東部をはじめとして、市内に多く点在しています。

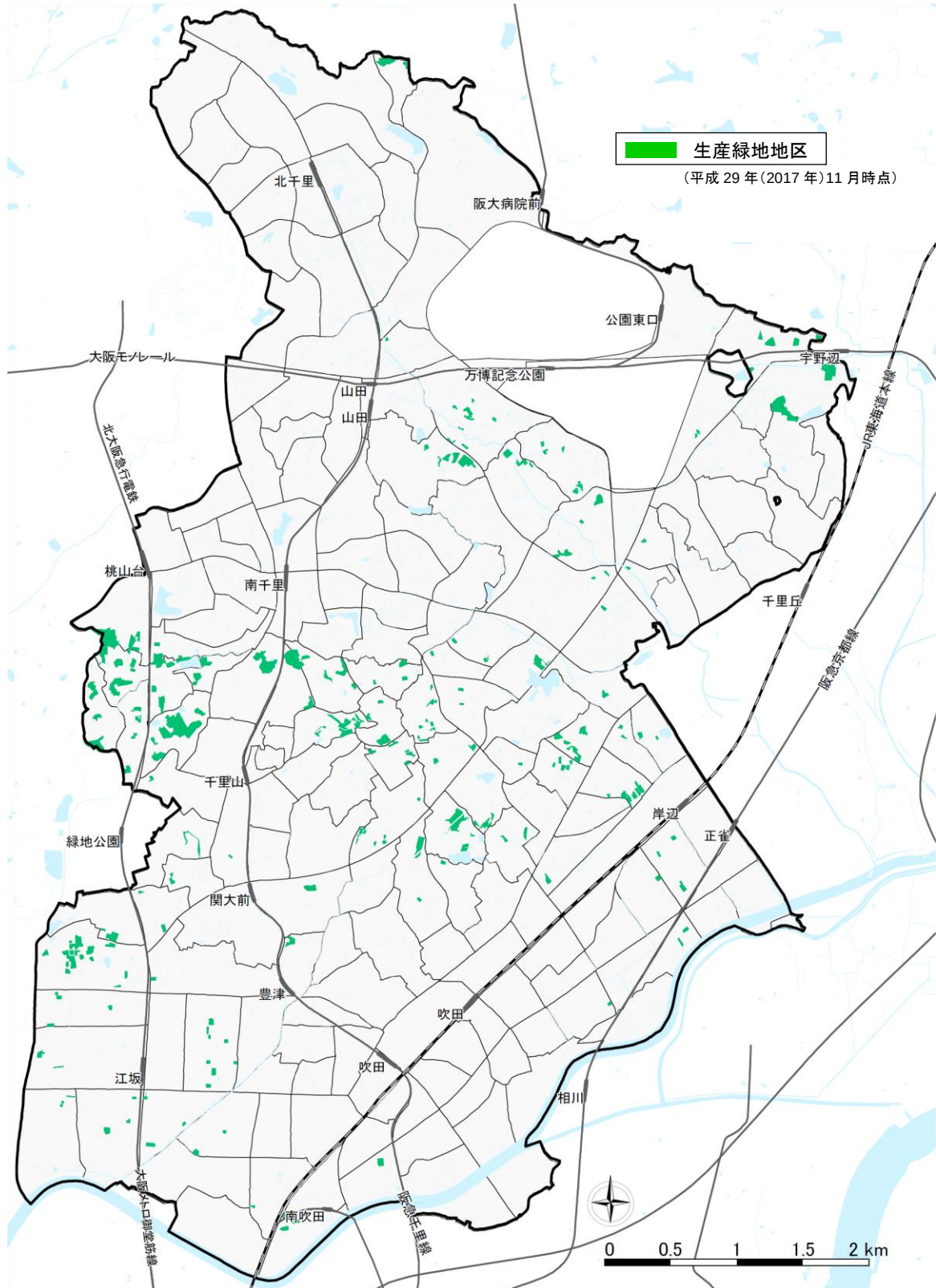


図 2.10 生産緑地地区

資料:吹田市資料

(4) 土地利用の特長と課題

本市は、市域の約 80%が住居系用途地域となっており、北摂地域の中でも高密度な住居系土地利用が分布しています。また、江坂駅周辺等の市南部を中心に商業・業務系土地利用の集積が認められ、都市的土地利用が高度に進むとともに、生産緑地地区も市内に多く点在し、農地や緑地の保全が図られています。

一方、共同住宅を中心とした非木造建物の延床面積割合が高い地域が広がっていることから、機能更新や土地利用転換を図るには大規模な工事を必要とすることが予測されます。そのため、今後の少子高齢化の進展等、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した都市機能の誘導・更新を図るためには、計画的に市街地の再編を進めていく必要があります。

2.3 人口

(1) 総人口の推移

本市の総人口は約 35 万人で推移してきましたが、近年増加し、今後もしばらくその傾向が続く見通しです。

吹田市第 4 次総合計画^{*22}策定に係る人口推計（案）では、令和 12 年（2030 年）に人口のピーク（約 39.1 万人）をむかえ、本計画の目標年次である令和 17 年（2035 年）においては、約 38.8 万人の人口を見込んでいます。

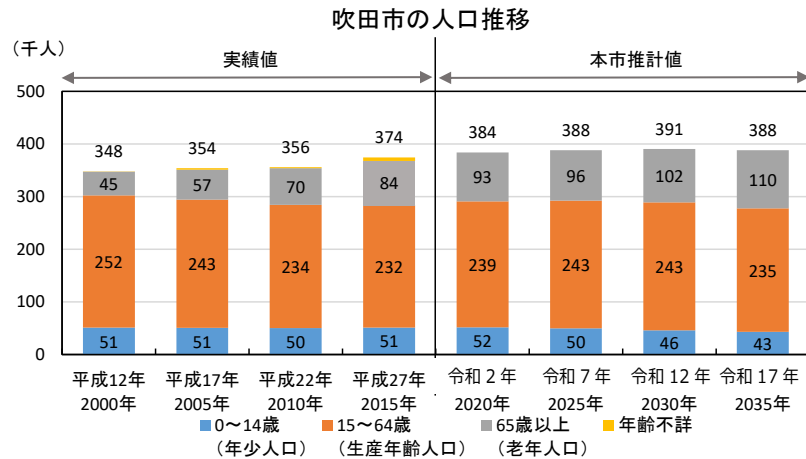


図 2.11 人口の推移（将来予測）

資料：国勢調査、吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計（案）

(2) 人口の分布

目標年次の令和 17 年（2035 年）は、ピークの令和 12 年（2030 年）と比べ、人口は若干減少しますが、それでも、全国的にみても高い水準の人口密度となることが予測されます。また、大規模な共同住宅の建設が進んだ地域等、人口が増加する地域も存在することが予測されます。

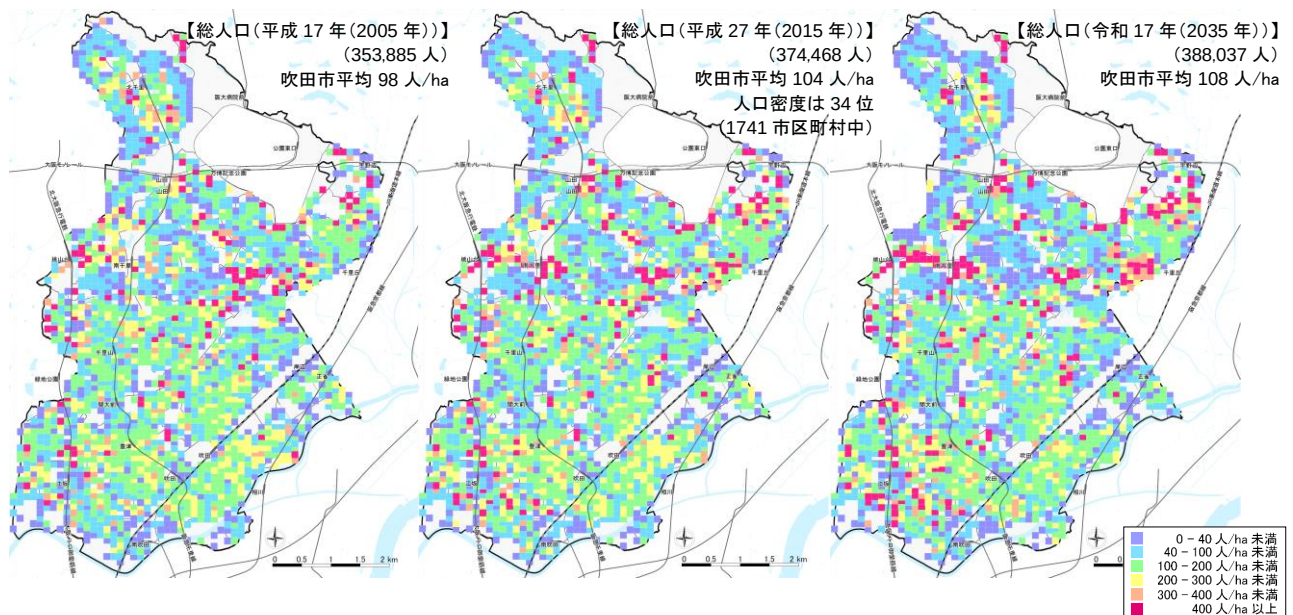


図 2.12 人口の分布（将来予測）

資料：国勢調査(500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)
令和 17 年(2035 年)については住民基本台帳の変化率を用いて推計

(3) 高齢化率・高齢者数の推移

今後、大阪府や全国の推移と同様に、本市においても高齢化率*23 は高くなっていき、令和17年（2035年）時点で28.4%まで上昇すると予測されます。特に、後期高齢者（75歳以上）の増加により高齢化率が高くなることが予測されます。

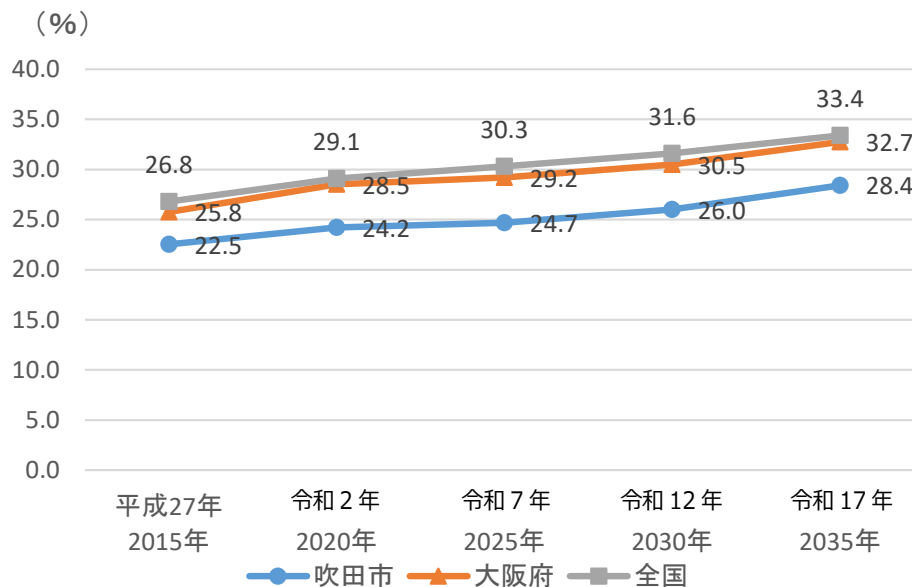


図 2.13 高齢化率の推移

資料：国勢調査、吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計（案）

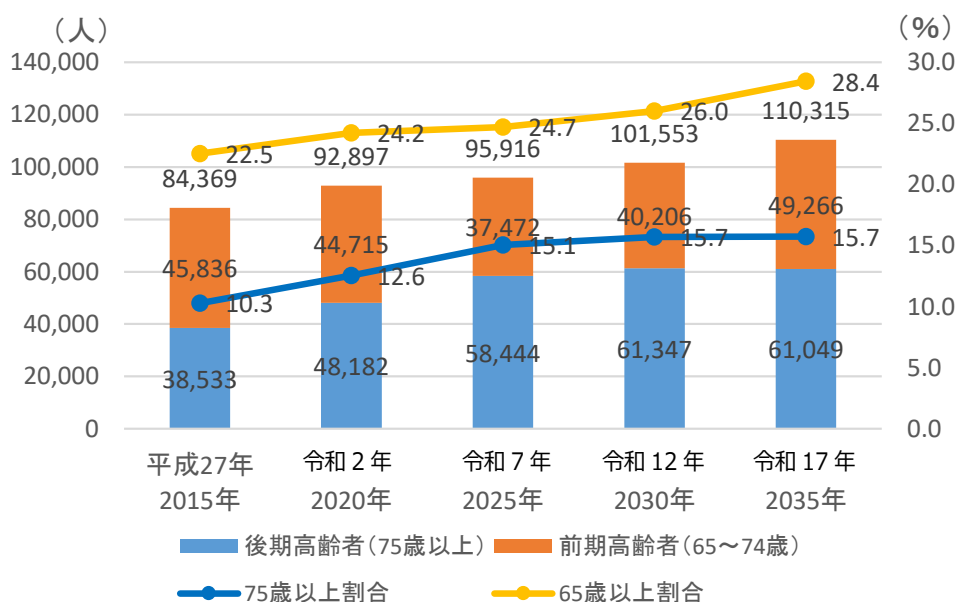


図 2.14 本市の高齢者数の推移

資料：国勢調査、吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計（案）

現在、市全体の高齢化率は全国平均と比較して低くなっていますが、地域ごとにみると全国平均を上回る高齢化率となっている地域もあります。具体的には、千里ニュータウン地域や JR 以南地域では、平成 27 年（2015 年）時点で全国平均以上の高齢化率となっています。

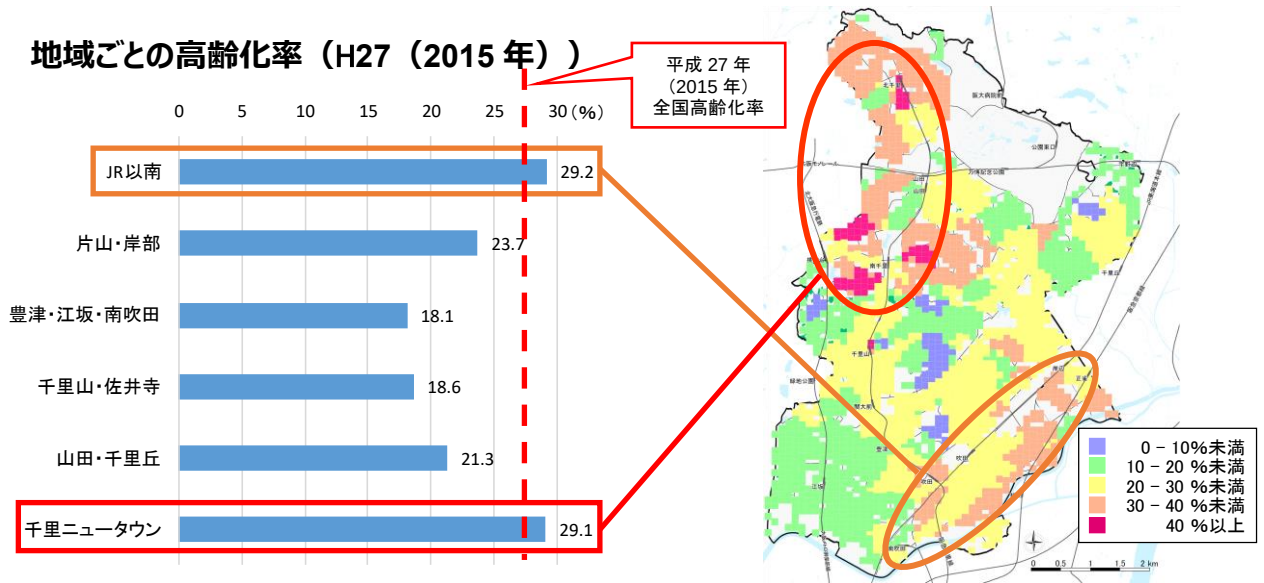


図 2.15 市内の高齢化率の状況

資料：平成 27 年 (2015 年) 住民基本台帳、平成 28 年 (2016 年) 版高齢社会白書
国勢調査 (500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)

将来（令和 17 年（2035 年））の高齢化率の予測をみると、市全体において高齢化が進行し、現在の千里ニュータウン地域や JR 以南地域以上の高齢化率となる地域が、大幅に増えることが予測されています。将来的に、高齢化は局所的なものではなく、市全体の問題となることが懸念されます。

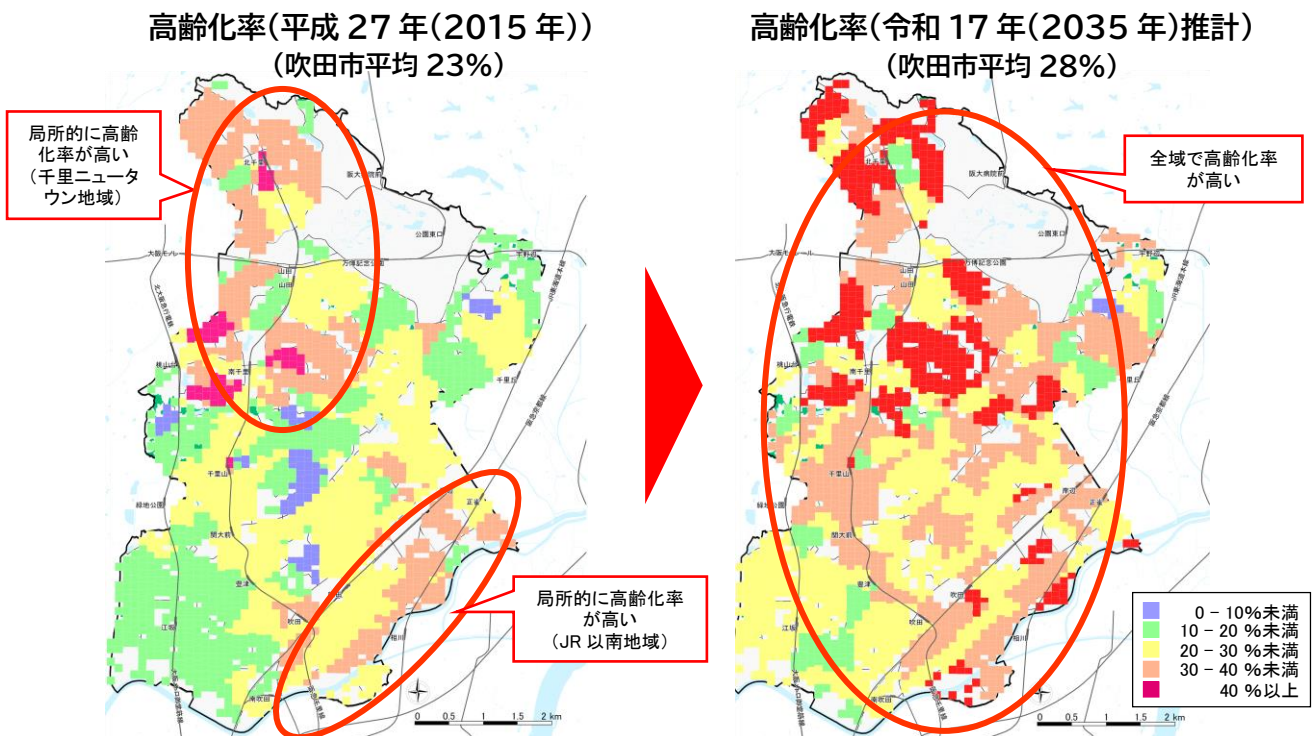


図 2.16 市内の高齢化率の状況

資料：国勢調査 (500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)
令和 17 年 (2035 年) については住民基本台帳の変化率を用いて推計

(4) DID の推移

DID*²⁴人口密度は、昭和 60 年（1985 年）から平成 2 年（1990 年）にかけて微減しましたが、その他の年次では増加傾向にあり、平成 27 年（2015 年）時点で 10,376 人/km²と、全国的にも非常に高い水準の人口密度となっています。

DID 面積は昭和 55 年（1980 年）まで増加傾向にあり、昭和 55 年（1980 年）に市内全域が DID に指定されたため、面積は横ばいとなっています。

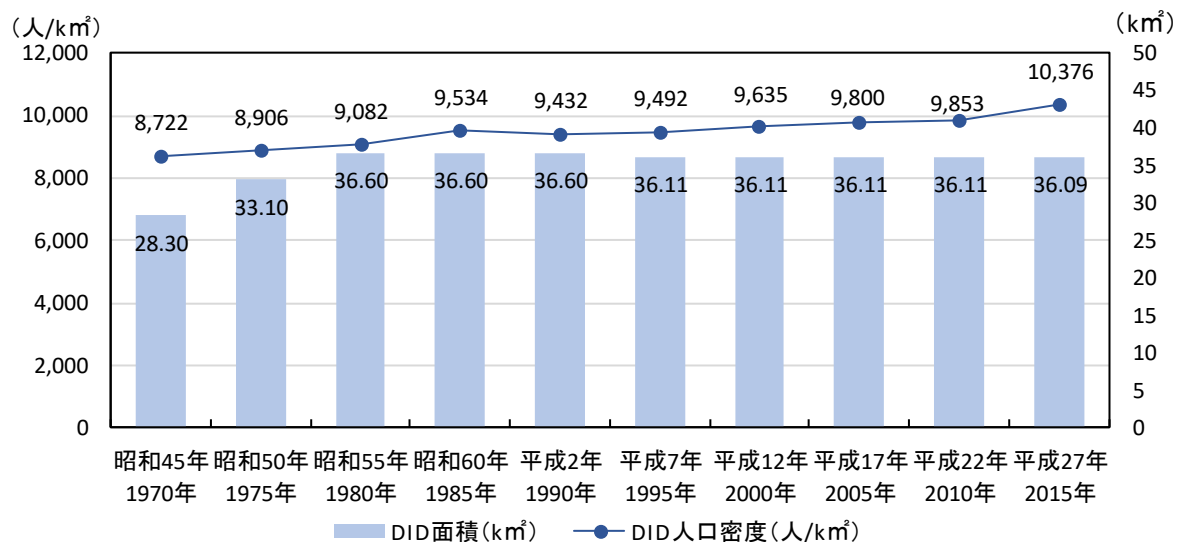


図 2.17 DID 面積、DID 人口密度の推移

資料: 国勢調査

昭和 40 年（1965 年）当時は、市域北部を中心に DID に指定されていませんでしたが、千里ニュータウンの開発等により市街化が北部にも進み、昭和 55 年（1980 年）時点で市内全域が DID に指定され、現在に至っています。

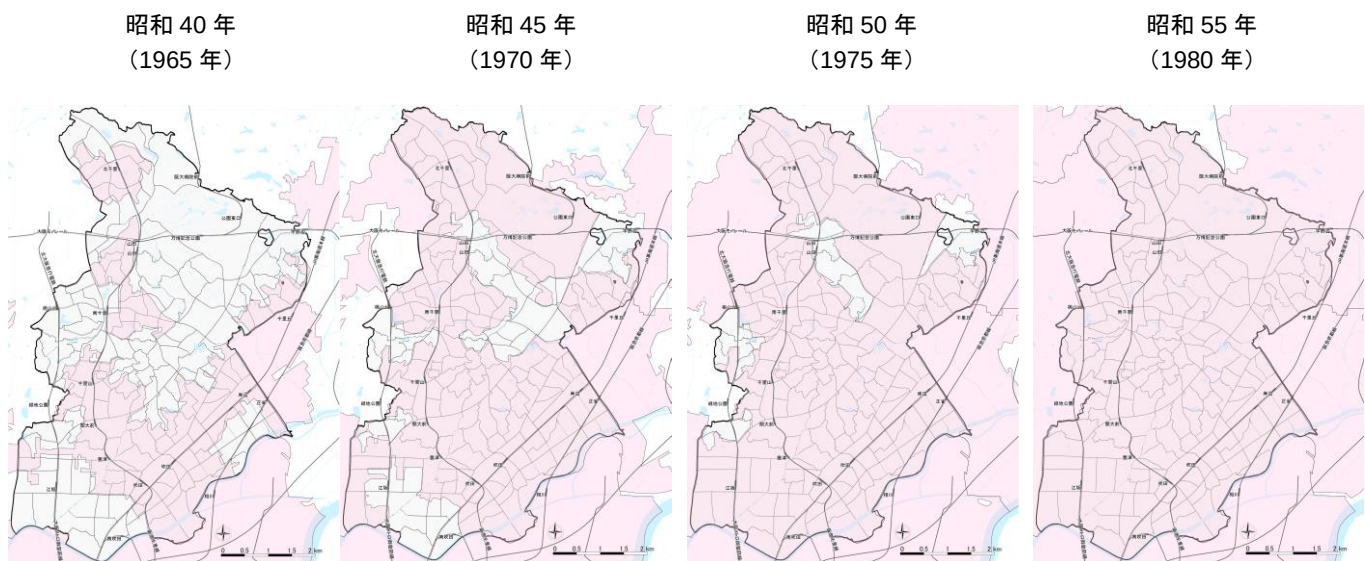


図 2.18 DID の推移

資料: 国勢調査

(5) 人口の特長と課題

本市の人口は今後も緩やかに増加し、令和 12 年（2030 年）の約 39.1 万人をピークとして、その後緩やかに減少することが予測されています。

高齢化の状況としては、市全体では令和 17 年（2035 年）時点においても 28.4%程度と、全国平均に比べ比較的低い水準で推移することが見込まれています。ただし、千里ニュータウンを中心に市域北部において 40%を超える地域が生じることが予測されます。

とりわけ、75 歳以上人口の増加により医療、介護ニーズが増加することが大きな課題であり、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）を控え、この課題を踏まえた施策展開が重要となります。

2.4 公共交通

(1) 公共交通網の現状

本市には、鉄道駅が 15 駅、バス停は 150 箇所以上あり、鉄道・路線バス網はおおむね市全体に広がっています。鉄道のない範囲では、バスの運行頻度は 1 日 30 本以上（おおむねピーク時片道 3 本以上に相当）となっています。

そのため、公共交通の利用圏域※は市内をおおむねカバーしていますが、東西方向の公共交通に関しては、一部脆弱な部分が残っています。

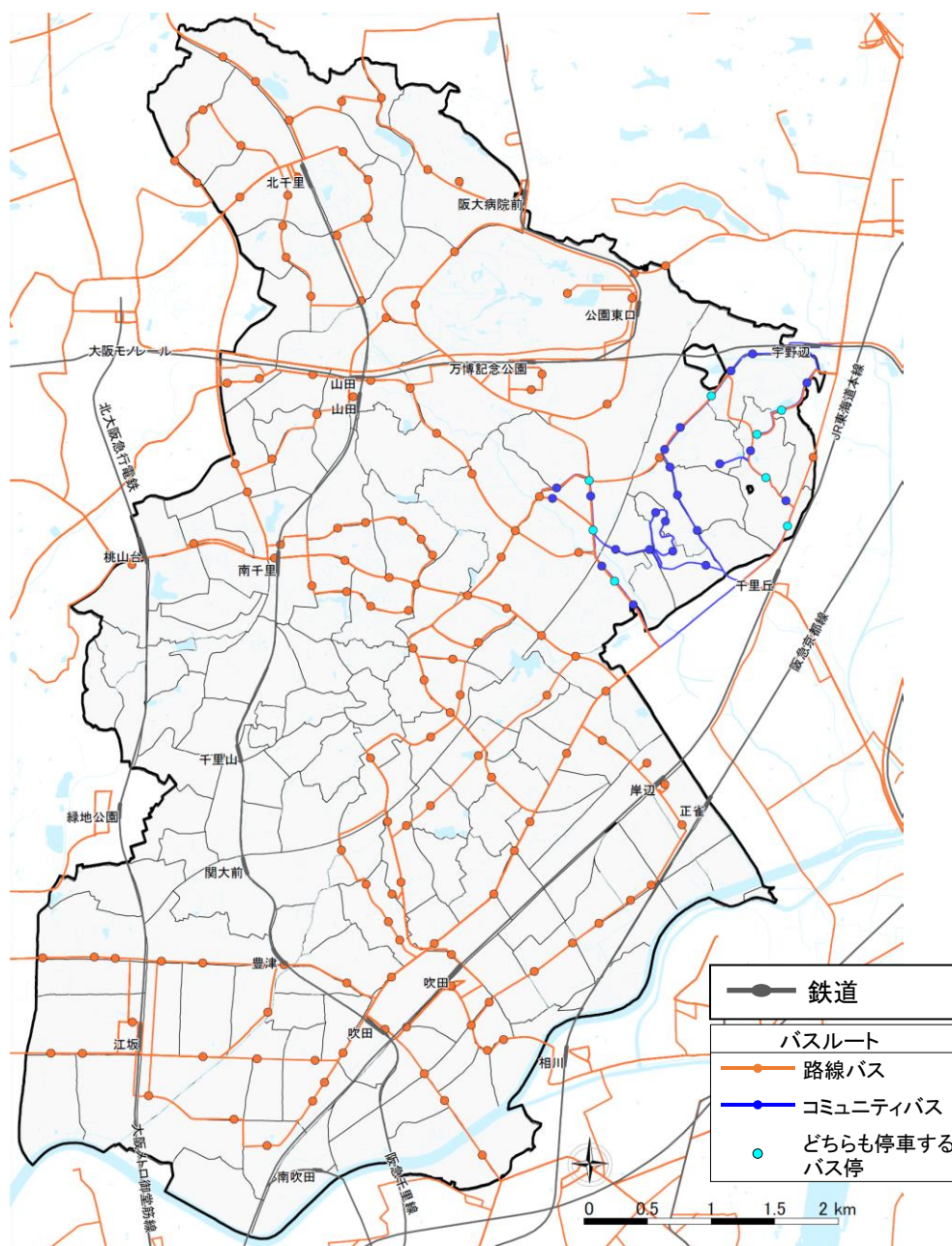
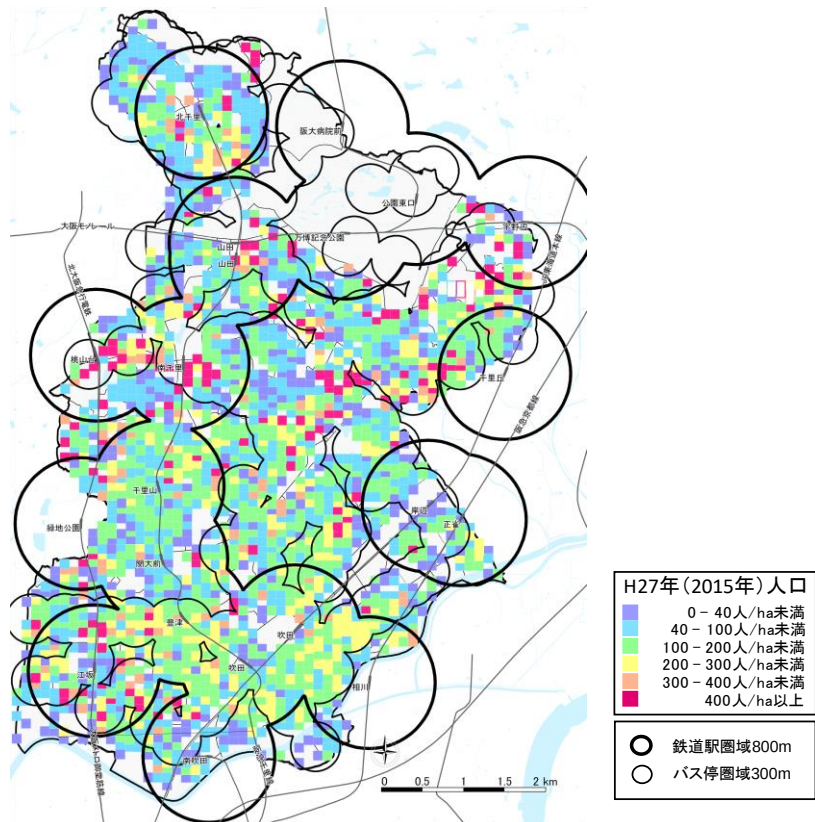


図 2.19 市内の公共交通網の状況

資料：吹田市公共交通マップ 2016



※公共交通の利用圏域は『都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年(2014年)8月国土交通省発行)』に示される鉄道駅800m圏、バス停300m圏

図 2.20 公共交通の利用圏域

資料: 国勢調査(500mメッシュをもとに電話帳データで100mメッシュに分割)、吹田市公共交通マップ2016

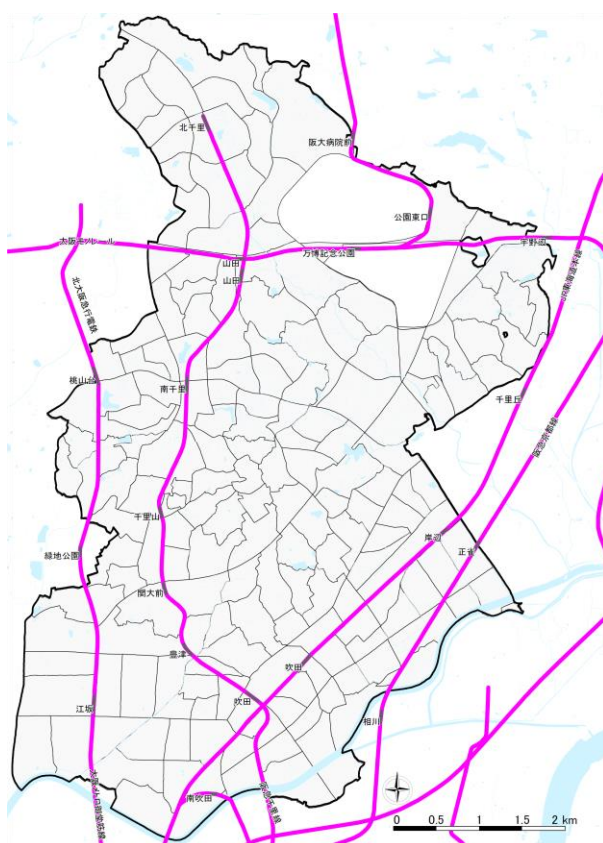


図 2.21 鉄道の運行本数

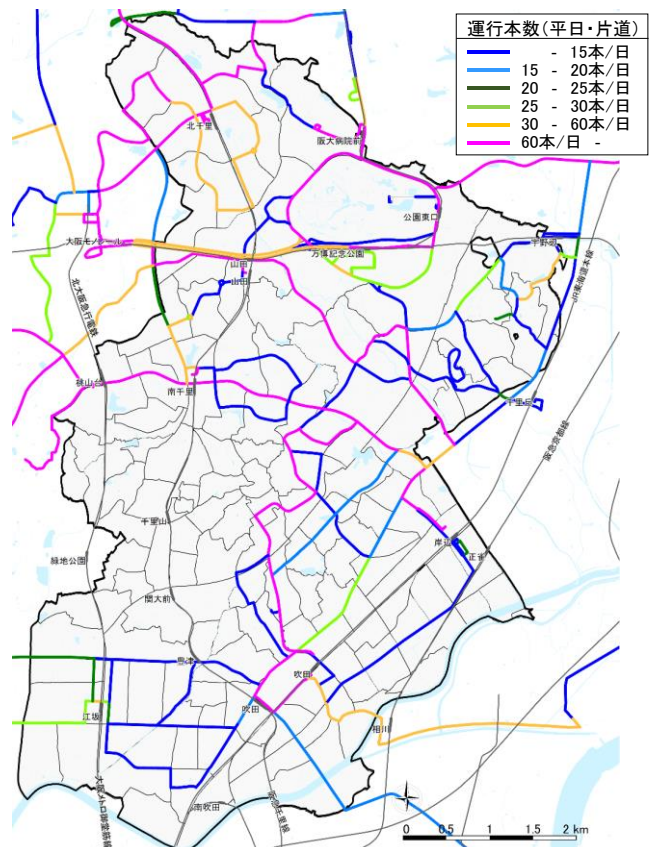
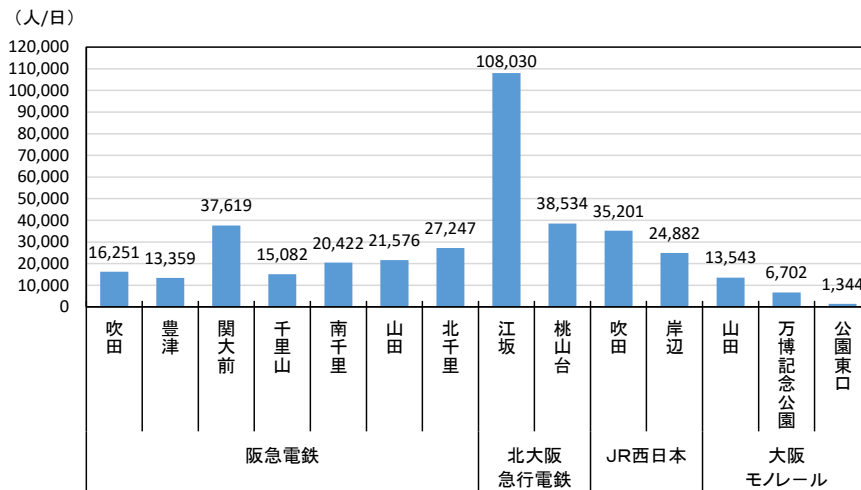


図 2.22 バスの運行本数

資料: 鉄道・バス事業者 HP、吹田市公共交通マップ2016

(2) 公共交通利用者数の現状

市内鉄道駅の乗降客数は、江坂駅が特に多く、1日当たりの乗降客数※が10万人を超えています。次いで、桃山台駅、関大前駅、JR吹田駅の順に多くなっています。

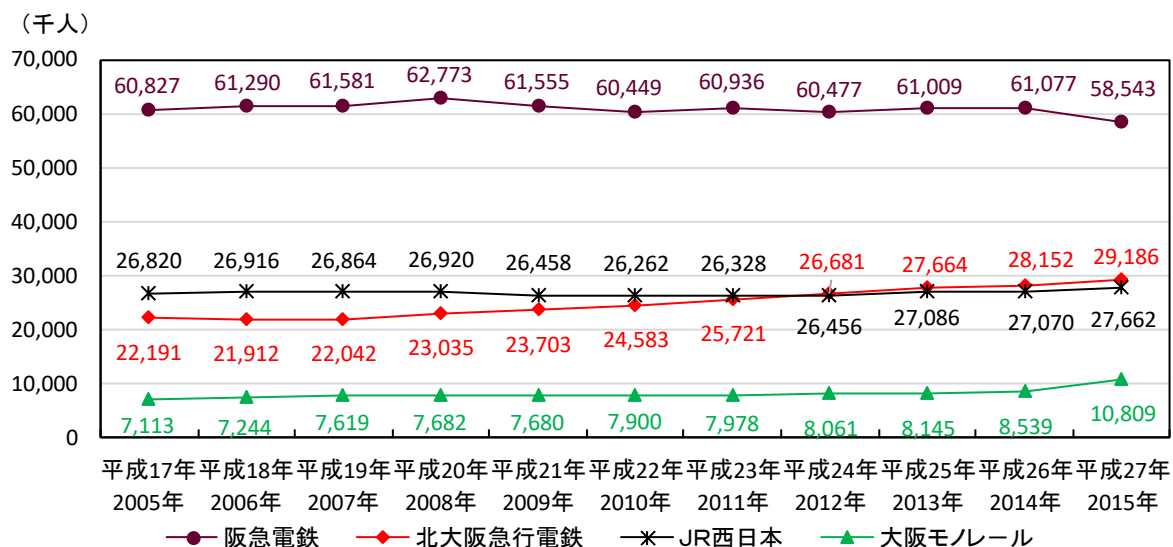


※1日当たりの乗降客数は、(年間乗降客数)÷365日で算出

図 2.23 市内の鉄道各駅の1日当たりの乗降客数（平成23年（2011年））

資料：都市交通年報 平成25年度（2013年度）版（平成28年（2016年）2月刊行、掲載データは平成23年（2011年））

鉄道会社別に、市内の駅の乗降客数の合計をみると、北大阪急行電鉄及び大阪モノレールの乗降客数は平成18年（2006年）以降、緩やかな増加傾向にあります。一方で、その他の鉄道会社の乗降客数は横ばいとなっています。

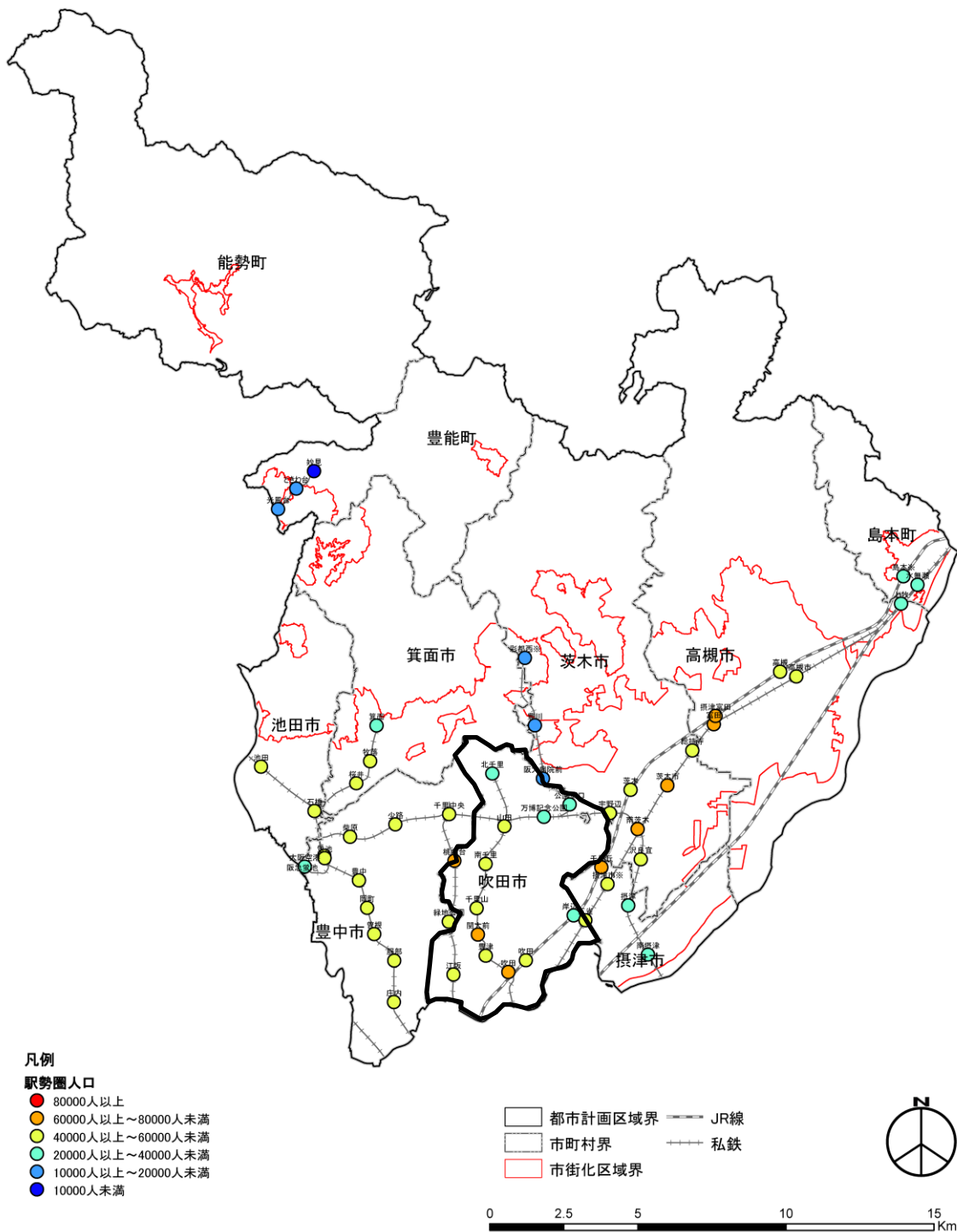


JR西日本の乗降客数は、乗客総数を2倍にして算出
江坂駅は、北大阪急行線内乗降客のみで大阪市交通局1号線は含まない

図 2.24 鉄道会社別の年間乗降客数の推移（市内の駅の合計）

資料：平成18～28年（2006～2016年）版吹田市統計書

本市の鉄道駅は、北摂地域の中でも駅勢圏人口※が多い駅が多数あり、阪急吹田駅や関大前駅の駅勢圏人口は 60,000 人以上となっています。



※駅を中心に半径 1km 圏内の町丁目の人口(ただし、一部でも含む町丁目は全値を集計)

図 2.25 駅勢圏人口（平成 22 年（2010 年））

資料:大阪都市計画局 HP

バス会社別に、市内のバス停の乗降人員をみると、平成 20 年（2008 年）以降は、いずれの会社も減少傾向にありましたが、近年増加に転じており、平成 24 年（2012 年）以降、3 社の合計は増加傾向にあります。

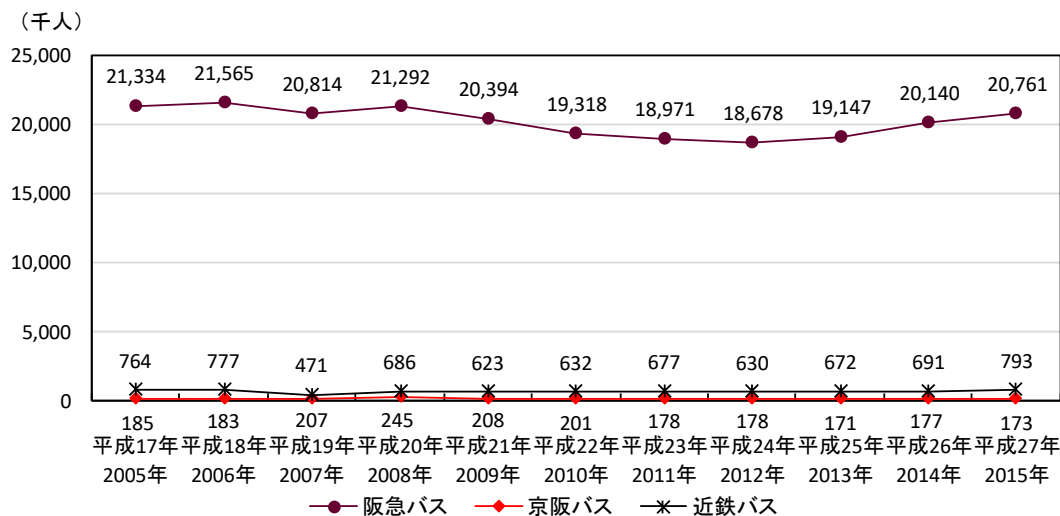


図 2.26 バス会社別の年間乗降人員の推移

資料：平成 18～28 年（2006～2016 年）版吹田市統計書

(3) 市民の移動手段の状況

平成 22 年（2010 年）の第 5 回近畿圏パーソントリップ調査*25 結果では、近畿圏全体での平日の公共交通の分担率が 21%であるのに対し、本市は 29%と高くなっています。休日の公共交通の分担率は 16%と平日に比べて低いものの、近畿圏全体の平均値 13%と比べて高くなっています。

また、徒歩や自転車の分担率も、平日・休日ともに近畿圏全体の平均値と比べて高くなっています。

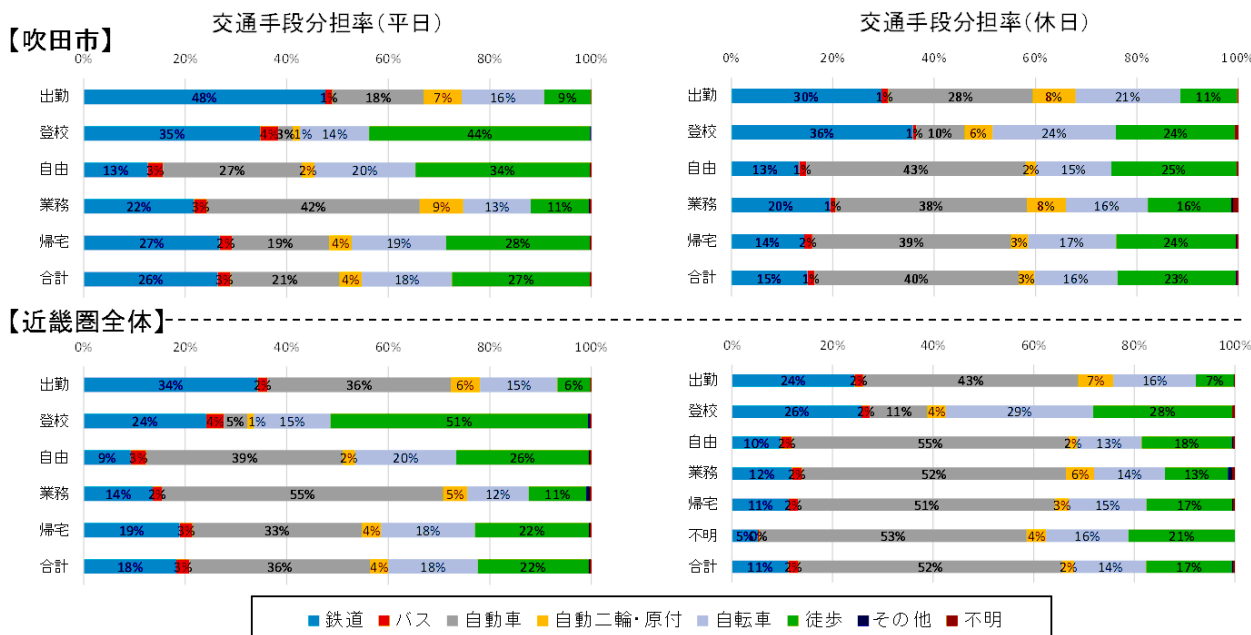


図 2.27 交通手段別分担率

資料：第 5 回（平成 22 年（2010 年））近畿圏パーソントリップ調査

(4) 公共交通の特長と課題

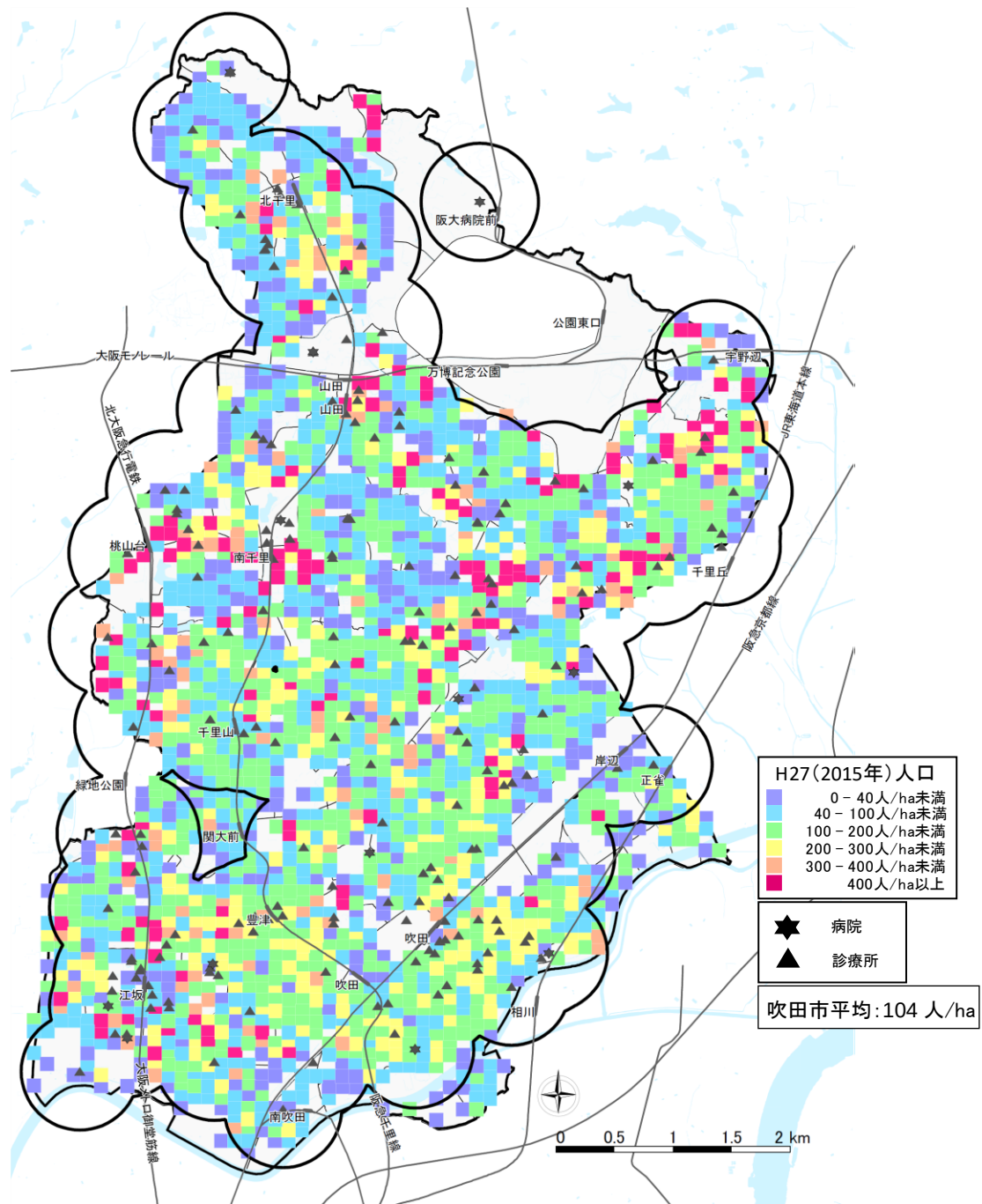
公共交通の利用圏域は、一部の地域を除き市内をおおむねカバーしており、公共交通の利便性は一定確保されています。バスの乗降人員についても、近年増加傾向にあります。さらに、本市の鉄道駅は、北摂地域の中でも駅勢圏人口が多い駅が多数あり、20年後においても現状よりも人口が増加していると予測されるため、公共交通の利便性が急激に低下するという状況には陥りにくいと考えられます。今後、高齢化が進む中で、高齢者の移動手段として、公共交通の利便性とネットワークの維持は重要であると考えています。

2.5 各種都市機能

(1) 医療施設

1) 医療施設の立地状況

医療施設(病院^{※1}・診療所等)は市全体に立地しており、各施設からの徒歩圏(500m 圏^{※2})によっておおむね市内全域がカバーされています。



※1 病院は病床数 20 以上、診療所は病床数 19 以下(歯科診療所は含まない)で、ともに内科を持つ医療機関

※2 500m 圏は『都市構造の評価に関するハンドブック(平成 26 年(2014 年)8 月国土交通省発行)』に示される一般的な高齢者の徒歩圏

図 2.28 医療施設の徒歩圏(500m 圏)カバー状況

資料:国勢調査(500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)

2) 人口当たりの医療施設の立地状況

医療施設の充足状況を把握するには、単純な病院・診療所数や病床数のみではなく、人口当たりの施設数により分析することが必要です。市内の病院・診療所数は大阪府内で 5 番目に多くなっていますが、人口当たりの病院・診療所数では大阪府内 12 番目となっています。

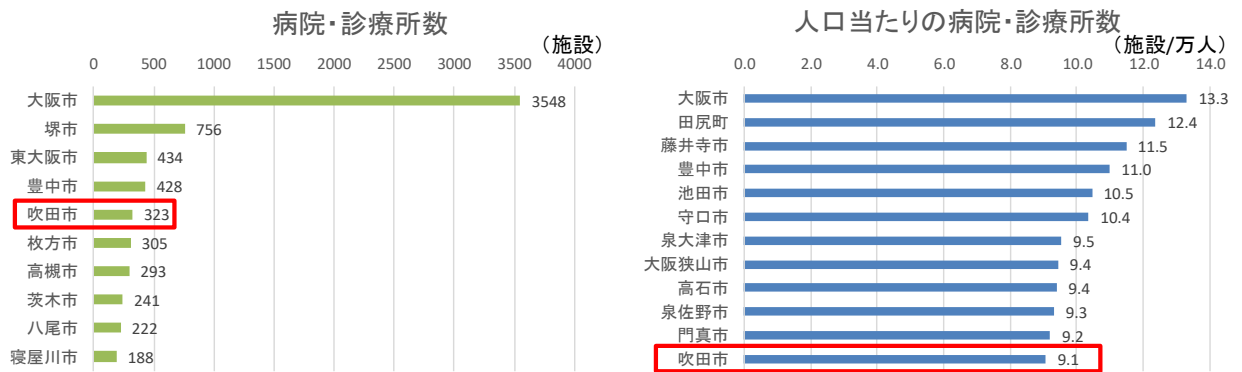
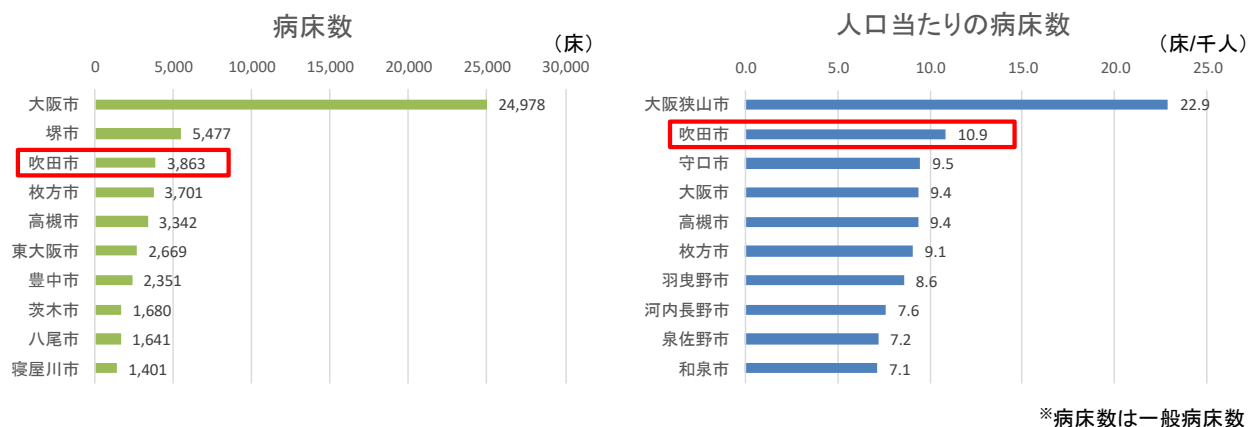


図 2.29 大阪府内の病院・診療所数

資料: 統計でみる市区町村のすがた 2016(病院・診療所数は平成 25 年(2013 年)の値)、平成 22 年(2010 年)国勢調査

一方、病床数※は大阪府内で 3 番目に多く、人口当たりの病床数も 2 番目に多いことから、本市には規模の大きな病院・診療所が集積していると考えられます。



※病床数は一般病床数

図 2.30 大阪府内の病床数（上位 10 市町村）

資料: 日本医師会 地域医療情報サイト(<http://jmap.jp/>)、平成 22 年(2010 年)国勢調査

3) 身近な機能に関する満足度

身近な範囲での店舗や病院等の生活施設については、充実していると感じている人の割合が 70.0%と高くなっています。医療施設は市全体に立地しており、市民の満足度も良好な状況となっていると考えられます。

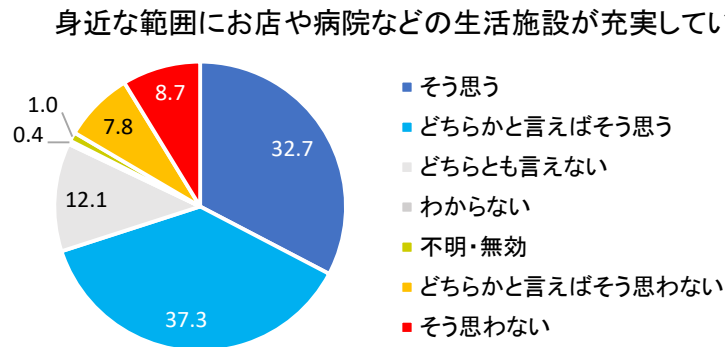


図 2.31 身近な機能に関する市民満足度

資料：吹田市都市計画マスタープラン

4) 高度医療施設の立地

北大阪（豊能、三島地域）には三次救急医療機関*26 が 3 施設あり、そのうち大阪府済生会千里病院と大阪大学医学部附属病院の 2 施設が本市に立地しています。特に、大阪大学医学部附属病院は、高度救命救急センターとなっています。

表 2.3 大阪府内の三次救急医療機関

地域	施設名	所在地	区分
大阪市	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市(住吉区)	高※
	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪市(中央区)	
	大阪市立総合医療センター	大阪市(都島区)	
	大阪赤十字病院	大阪市(天王寺区)	
	大阪警察病院	大阪市(天王寺区)	
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市(阿倍野区)	
豊 能	大阪府済生会千里病院 千里救命救急センター	吹田市	
	大阪大学医学部附属病院	吹田市	高※
三 島	大阪府三島救命救急センター	高槻市	
北河内	関西医科大学総合医療センター	守口市	
	関西医科大学附属病院	枚方市	高※
中河内	大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市	
南河内	近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市	
堺 市	堺市立総合医療センター	堺市	
泉 州	岸和田徳洲会病院	岸和田市	
	りんくう総合医療センター（大阪府立泉州救命救急センター）	泉佐野市	

※「区分」欄の「高」は高度救命救急センター

資料：大阪府健康医療部 HP

高度で先進的な医療を受けられる特定機能病院*²⁷は、府内に7施設あり、そのうち本市には大阪大学医学部附属病院と国立循環器病研究センターの2施設が立地しています。

表 2.4 大阪府内の特定機能病院

病院名	所在地
大阪大学医学部附属病院	吹田市
国立循環器病研究センター	吹田市
大阪府立成人病センター	大阪市東成区
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区
大阪医科大学附属病院	高槻市
関西医科大学附属枚方病院	枚方市
近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市

資料:大阪府健康医療部 HP

また、国立循環器病研究センターは、国内で6施設しかない国立高度専門医療研究センター*²⁸の一つでもあります。

このように、本市には特定機能病院や高度専門医療研究センターといった、広域的に利用される重要な医療施設が3施設も立地しています。



図 2.32 国立高度専門医療研究センターの所在地

資料:国立循環器病研究センターHP

特定機能病院である国立循環器病研究センターについては、北大阪健康医療都市（健都）^{*29}への移転建替を進めています^{*1}。

北大阪健康医療都市（健都）では、この移転建替の決定を契機として、「健康・医療のまちづくり」基本方針を策定し、循環器病に関する予防医療や健康づくりの取組の推進、市民参加型の循環器病予防の取組モデルの創成等をめざし、様々な取組を進めています。これらを通じて、市民の健康寿命の延伸を図り、高齢者等の生きがいつくりや地域の活性化を進めるなど、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を示し、世界をリードする健康都市をめざしています。

また、地方独立行政法人市立吹田市民病院は、急性期医療^{*30}や高度医療、救急医療を中心に、地域の中核病院としての役割を担っています。国立循環器病研究センターと同様に建替時期を迎えており、同センターが立地する北大阪健康医療都市（健都）への移転建替を行うことで、両病院ならではの連携した医療提供体制といった医療の質の向上、研究・研修等の連携、共同運用による効率化等が期待されています^{*2}。

さらに、駅前にふさわしい魅力的な生活利便機能や医療・健康増進機能等の導入が期待される駅前複合施設の建設も予定されています^{*3}。

このように北大阪健康医療都市（健都）では、「健康・医療」をキーワードとする様々な施設の立地や整備が予定されています。各事業者が有機的に連携し、効果的な取組が展開されることで、北大阪健康医療都市（健都）ならではの先駆的な健康づくりや生きがいつくりの機会等の創出により、市民の健康寿命の延伸が期待されています。

※1 令和元年(2019年)に国立循環器病研究センターが開業

※2 平成30年(2018年)に市立吹田市民病院が開業

※3 平成30年(2018年)に駅前複合施設が開業

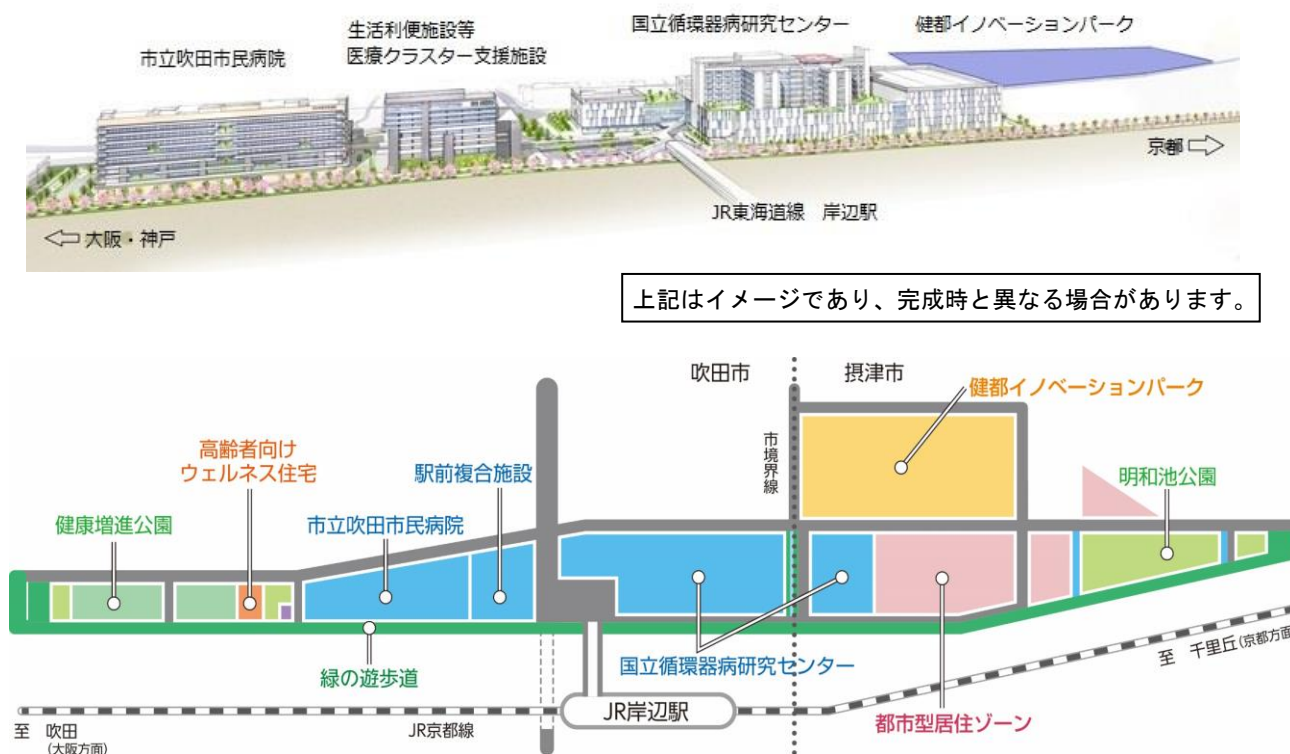


図 2.33 JR 岸辺駅北側の施設立地イメージと計画図

資料：吹田市 HP(北大阪健康医療都市(愛称:健都)(吹田操車場跡地のまちづくり)について)

5) 医療施設の特長と課題

高度医療機関をはじめとした豊富な医療資源を有するなど、恵まれた医療環境にあり、市民満足度も高くなっています。

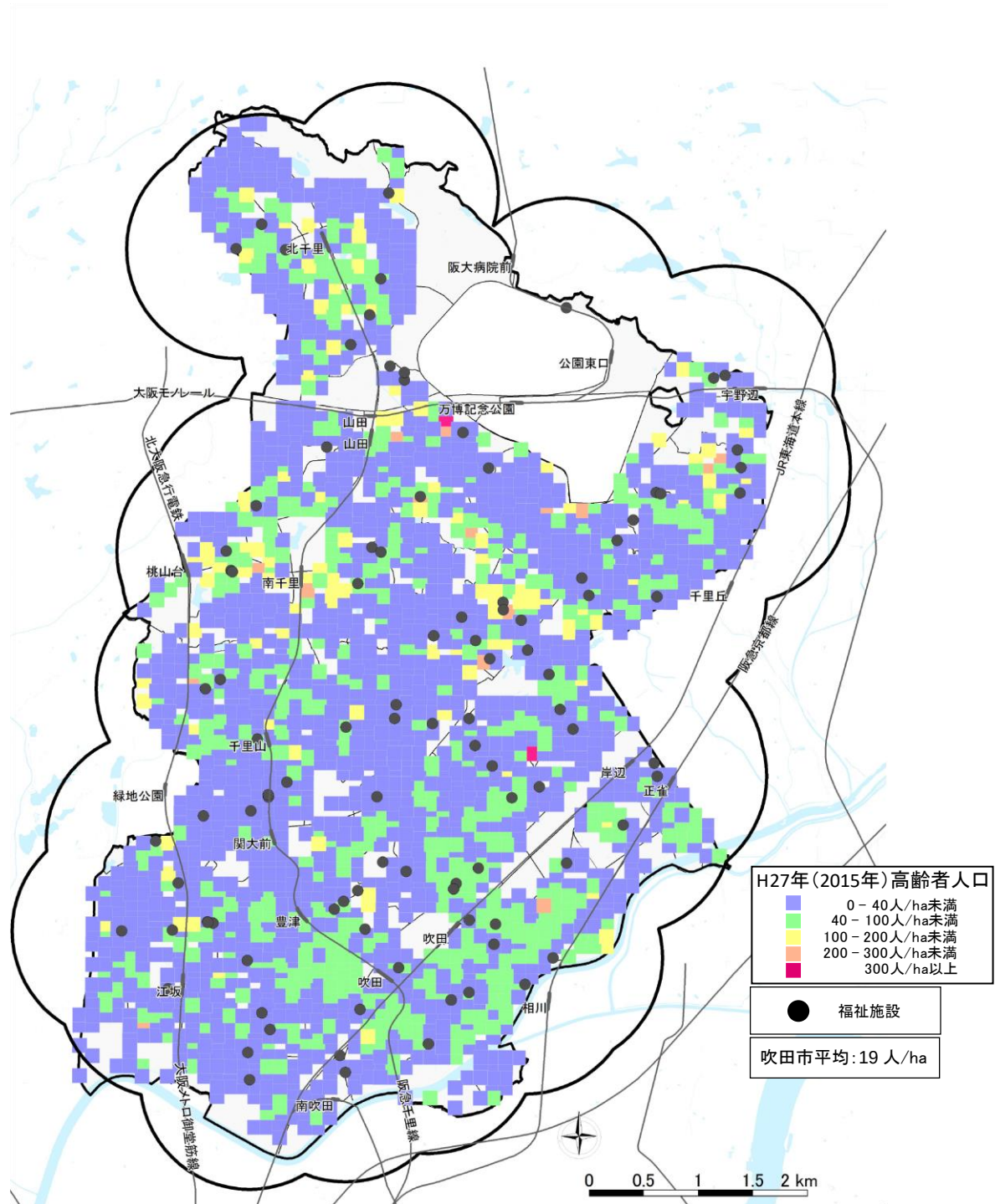
北大阪健康医療都市（健都）では、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成と北大阪健康医療都市（健都）に立地する各施設等が有機的に連携し、様々な効果的な取組の展開により、市民の健康寿命の延伸をめざした健康・医療のまちづくりを進めています。

高度医療機関の誘導、豊富な医療資源の効果的な連携・機能分担により、今後の高齢化の進展による在宅医療への対応等、社会環境に応じた医療提供体制の検討が必要です。

(2) 福祉施設

1) 福祉施設の立地状況

福祉施設として、高齢者介護施設のうち、通所系サービス*³¹を提供している事業所の状況をみると、市全体に立地しており、各施設から 1,000m 圏※によっておおむね市内全域がカバーされています。



※1,000m 圏: 通所系サービスを提供している事業所は、介護・支援が必要な状態の介護保険被保険者が利用するもので、往復ともに送迎車利用が基本であることを踏まえ、徒歩圏(高齢者の場合 500m が基準)ではなく 1,000m 圏とした

図 2.34 福祉施設の利用圏(1,000m 圏)カバー状況

資料: 国勢調査(500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)

高齢者人口当たりの施設数を地域ごとにみると、高齢者人口の増加に伴い、施設数が現状のままであれば、将来的には多くの地域で人口当たりの施設数が減少することが予測されます。

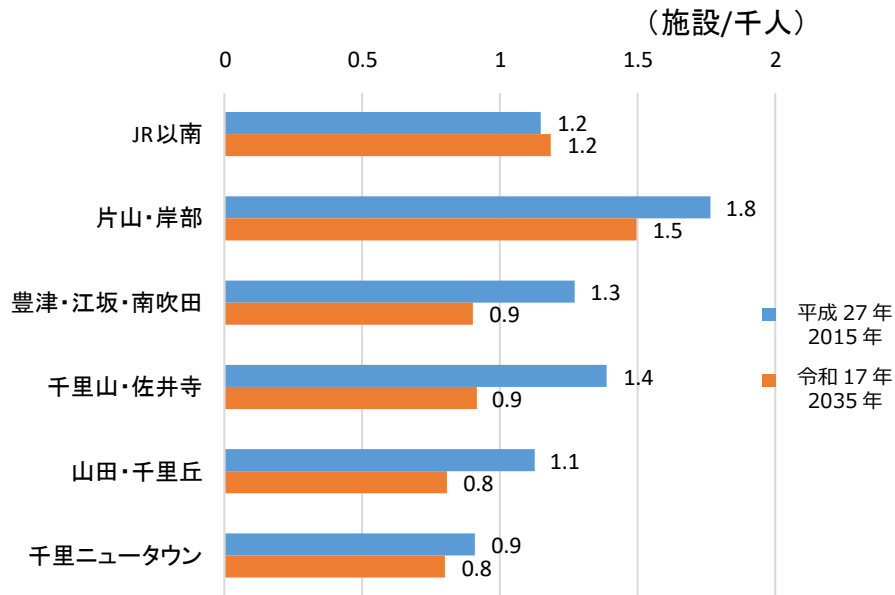


図 2.35 高齢者千人当たりの福祉施設数

資料：国勢調査(500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)

2) 福祉施設の特長と課題

高齢者の通所系サービス事業所は、市全体に一定数立地しています。各施設の 1,000m 圏で市内全域をおおむねカバーできており、市内のいずれの場所でも、施設への送迎車による通所が問題なくできる状況となっています。今後の高齢化の動向を踏まえると、市全体でこれらの施設に対するニーズはさらに高まり、不足することも予測されるため、将来的な需要に応じた検討が必要です。

保育施設（保育所、認定こども園*32、小規模保育事業所*33、幼稚園）は市全体に立地しており、市内全域が、各施設からの徒歩圏（800m 圏）によっておおむねカバーされています。



42

2) 子育て関連施設の立地状況

子育て関連施設として、児童館は子どもを遊ばせ、健康を増進させる目的を有する重要な施設です。市内の児童館の立地状況をみると、市内の各地域に立地していますが、北千里地域は児童館が未整備の状況となっています。



図 2.37 児童館位置図

資料：吹田市子育て政策室 HP

3) 待機児童の状況

保育施設を主に利用する子育て世代や乳幼児に関する人口の流入状況をみると、平成 28 年（2016 年）時点で特に 20～39 歳の子育て世代や 0～4 歳人口が転入超過の状況にあります。

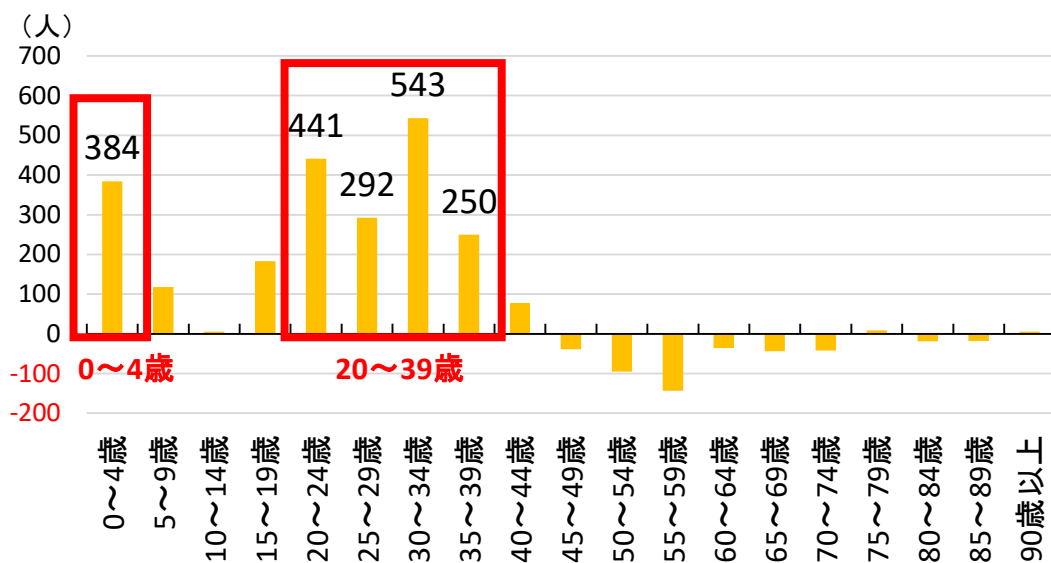


図 2.38 年齢別の転入者超過数（平成 28 年（2016 年））

資料：住民基本台帳人口移動報告 年報（詳細集計） 平成 28 年（2016 年）分

本市で大規模な共同住宅が建設された箇所では、大きく人口が増加する傾向があり、この子育て世代等の転入はこれらの建設に伴うものと考えられます。

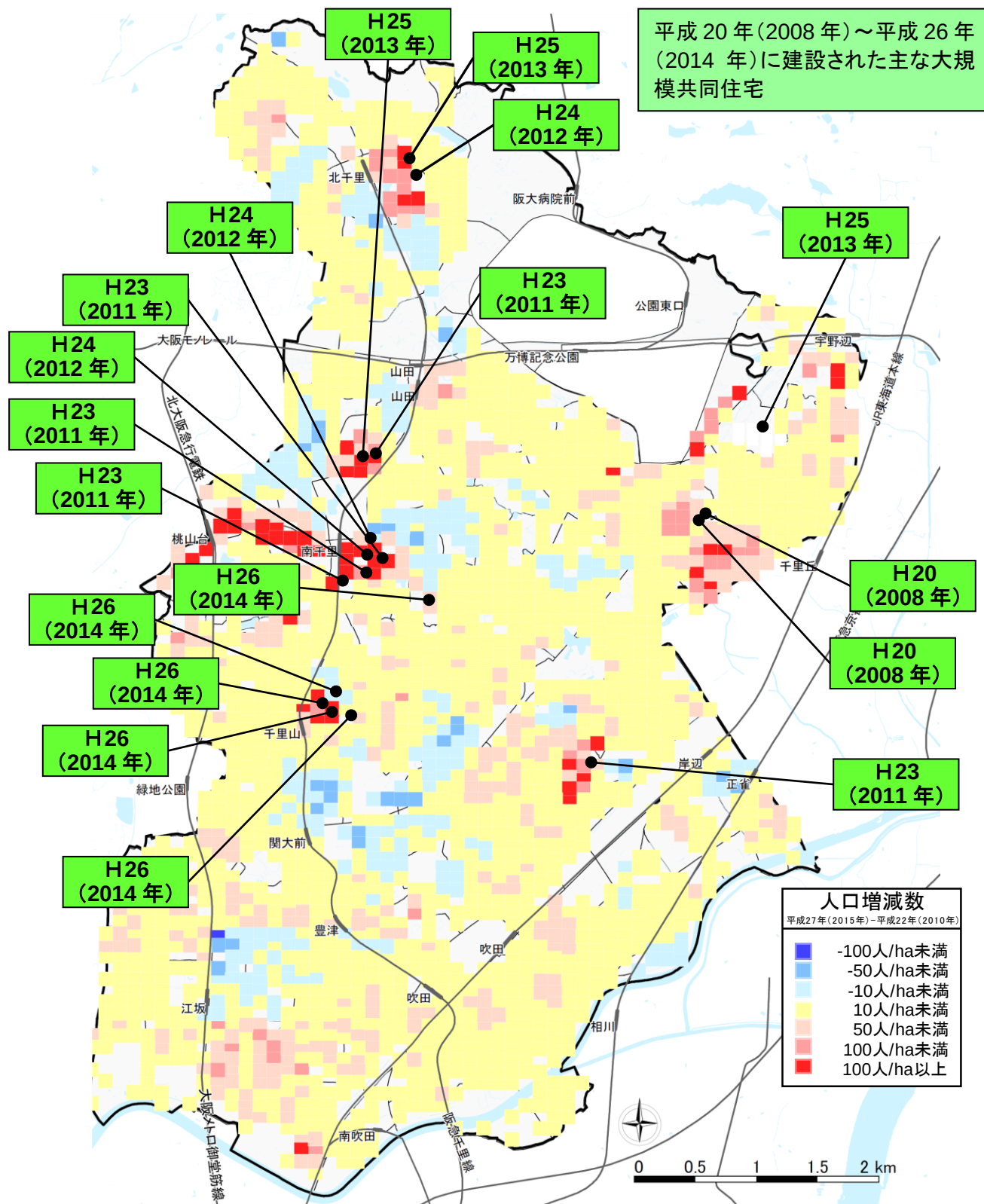


図 2.39 近年建設された主な大規模な共同住宅

資料：国勢調査(500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)

このような人口動向に加え、社会経済情勢の変化に伴い女性の社会進出が増加していること等から、市内の保育需要が高まり、その結果、待機児童*³⁴ 数も増加していると考えられます。

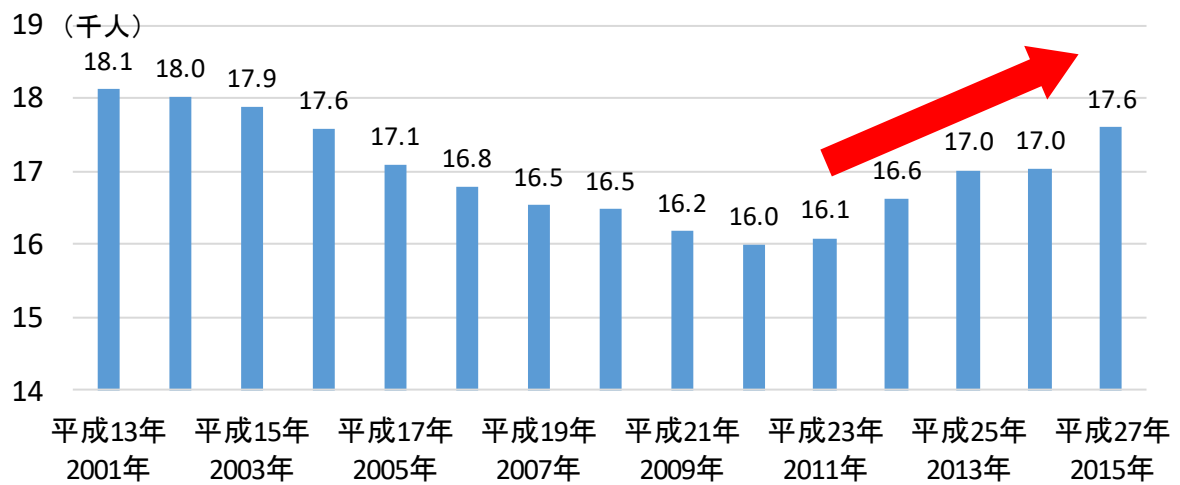


図 2.40 0～4 歳人口の推移

資料:住民基本台帳

表 2.5 吹田市の待機児童数

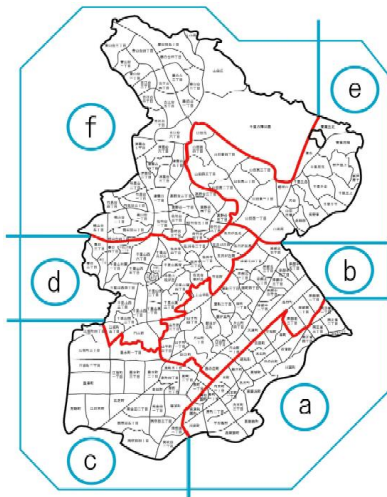
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
平成 28 年度 (2016 年度)	43 人 (+40)	145 人 (+89)	22 人 (+3)	9 人 (-3)	11 人 (+11)	0 人 (0)	230 人 (+140)
平成 27 年度 (2015 年度)	3 人	56 人	19 人	12 人	0 人	0 人	90 人

資料:吹田市保育幼稚園室 HP

「吹田市子ども・子育て支援事業計画」において、区分したブロック別の保育施設定員や待機児童数をみると、c：豊津・江坂・南吹田地域、d：千里山・佐井寺地域については0～5歳人口当たりの保育施設定員数の割合が19.9%と他の地域と比較して低くなっています。

また、e：山田・千里丘地域、f：千里ニュータウン地域については、0～5歳人口当たりの待機児童数の割合が1.8%と他の地域と比較して高くなっており、保育施設に子どもを預けられない状況が他の地域と比較して多く発生している状況を示しています。

表 2.6 保育施設の定員及び待機児童率



ブロック		0～5歳人口 (平成27年 (2015年))	定員 (2・3号※) (平成28年 (2016年))	待機児童数 (平成28年 (2016年))	0～5歳人口当たりの 定員数 (2・3号※) の割合	0～5歳人口当たりの 待機児童数 の割合
a,b	JR以南 片山・岸部	4,299	1,772	43	41.2%	1.0%
c,d	豊津・江坂・南吹田、 千里山・佐井寺	7,962	1,585	27	19.9%	0.3%
e,f	山田・千里丘、 千里ニュータウン	8,864	2,264	158	25.5%	1.8%
合計		21,125	5,621	228	26.6%	1.1%

※2・3号：共働き世帯、親族の介護等の事情で、家庭で保育ができない保護者(2号：3-5歳、3号：0-2歳)

資料：0～5歳人口：住民基本台帳(平成27年(2015年)9月30日時点)、

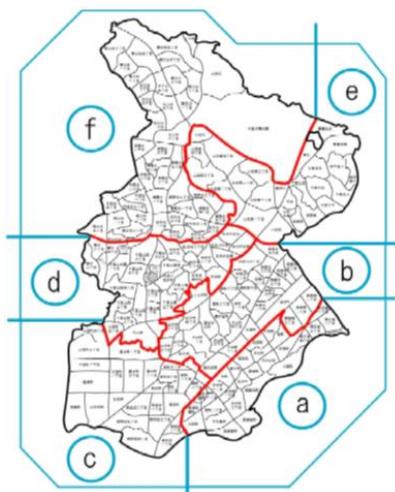
定員・待機児童数：吹田市保育幼稚園室資料/吹田市子ども・子育て支援事業計画

4) 保育施設の整備

本市では、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」において、区分したブロックごとに保育サービスの充足状況を把握し、保育機能の整備計画を立てています。c：豊津・江坂・南吹田地域、d：千里山・佐井寺地域、e：山田・千里丘地域、f：千里ニュータウン地域で、特に保育施設の整備を行う計画としています。

現在「吹田市子ども・子育て支援事業計画」を前倒しして、待機児童の緊急対策に取り組んでいます。

表 2.7 各ブロックの保育提供量確保方針



ブロック		保育提供量の確保方針
a,b	JR 以南 片山・岸部	平成 30 年度(2018 年度)までに、既存保育所 1 か所と既存幼稚園 2 か所を認定こども園に移行し、私立保育所 2 か所を定員変更、私立保育所 2 か所と小規模保育事業所等を 7 か所整備します。また、既存幼稚園 1 か所の長時間保育の実施により、教育・保育の提供(確保)量を確保します。
c,d	豊津・江坂・南吹田、 千里山・佐井寺	平成 30 年度(2018 年度)までに、既存保育所 4 か所と既存幼稚園 2 か所、また、既存幼稚園 1 か所と既存小規模保育事業所 1 か所があわせて認定こども園に移行し、私立保育所 9 か所と小規模保育事業所等を 14 か所整備、認可外保育施設 2 か所が小規模保育事業所等に移行します。
e,f	山田・千里丘、 千里ニュータウン	平成 30 年度(2018 年度)までに、既存保育所 3 か所と既存幼稚園 3 か所、また、既存幼稚園 1 か所と既存保育所 1 か所があわせて認定こども園に移行し、既存保育所 3 か所と既存幼稚園 1 か所を定員変更、私立保育所 7 か所と小規模保育事業所等を 11 か所整備し、認可外保育施設 1 か所が小規模保育事業所等に移行します。また、既存幼稚園 1 か所の長時間保育の実施により、教育・保育の提供(確保)量を確保します。

資料：吹田市子ども・子育て支援事業計画(H30(2018).1 時点)

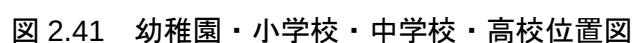
5) 子育て関連施設の特長と課題

保育施設については、おおむね市全体に立地しています。一方で、近年、千里ニュータウンの再開発のほか、千里丘、岸部等の地域で大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加しています。加えて、就労環境の変化、女性の社会進出等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しつつあることにより、保育需要が急増していると考えられます。この増加に対して、既存の保育施設のみでは対応できず、千里ニュータウン、千里丘、千里山、江坂周辺地域では待機児童の増加がみられます。

また、子育て関連施設としての児童館は、市内の各地域に立地していますが、北千里地域は未整備の状況となっています。

子どもが生まれても安心して働き続けられるよう、待機児童を解消するとともに、子育ての負担や不安等を解消し、子どもの成長に喜びを感じることができるよう、地域の子育て支援の一層の充実を図る必要があります。

教育施設に関して幼稚園、小学校、中学校、高校は市全体に立地しています。特に徒歩での利用が想定される小学校は、市内全域が小学校からの徒歩圏（800m 圏）によっておおむねカバーされています。



48

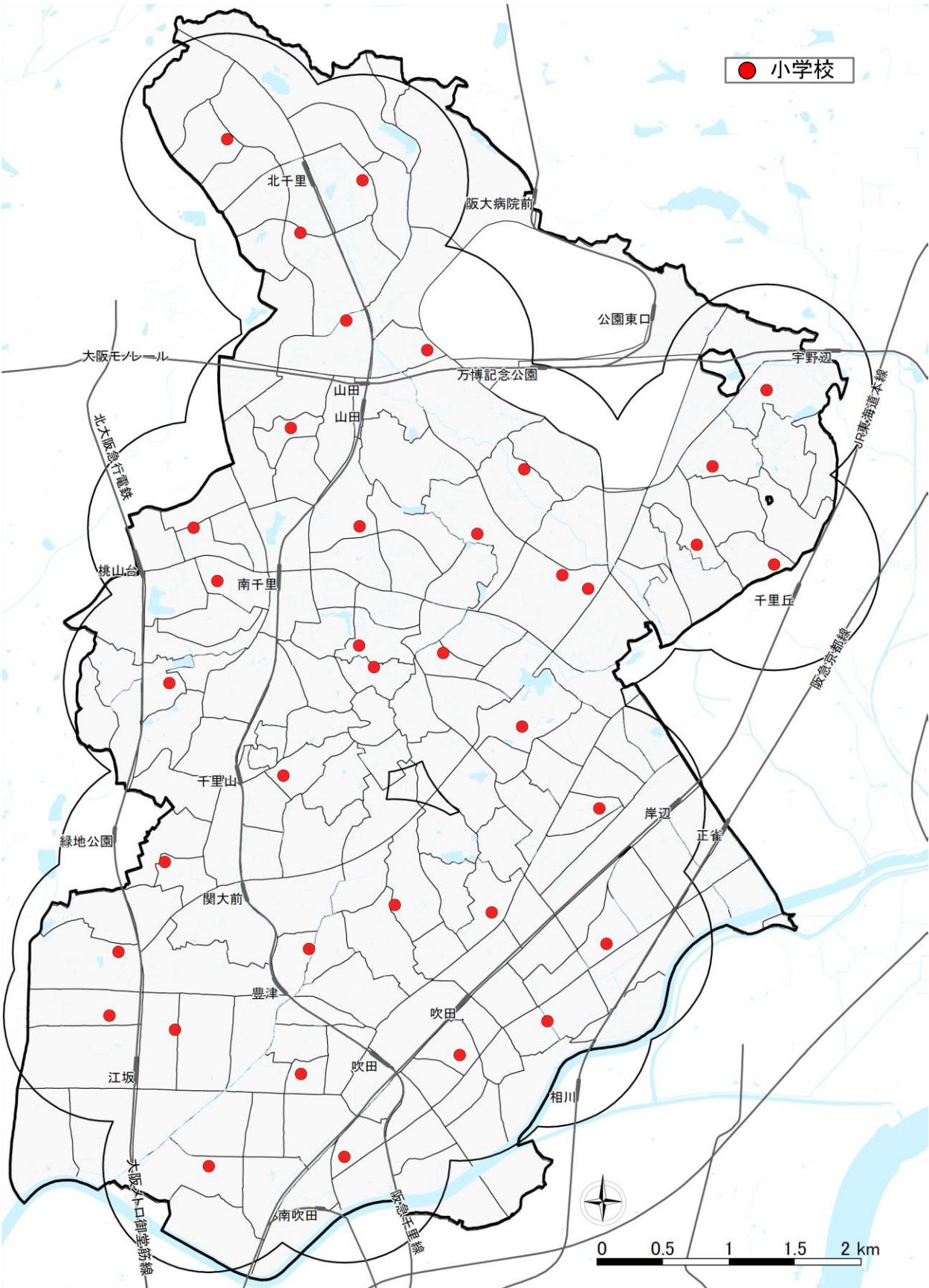


図 2.42 小学校の徒歩圏（800m 圏）カバー状況

資料：吹田市資料

2) 図書館の立地状況

市民が日常的に利用する文化・教育施設の一つである図書館は、市民が豊かな生活をする上で重要な施設です。「吹田市図書館基本構想」では、図書館は岸部地域で未整備となっていますが、北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）を新たに整備する予定です*。この図書館整備により、おおむね市内全域が図書館の奉仕圏*³⁵によりカバーされます。

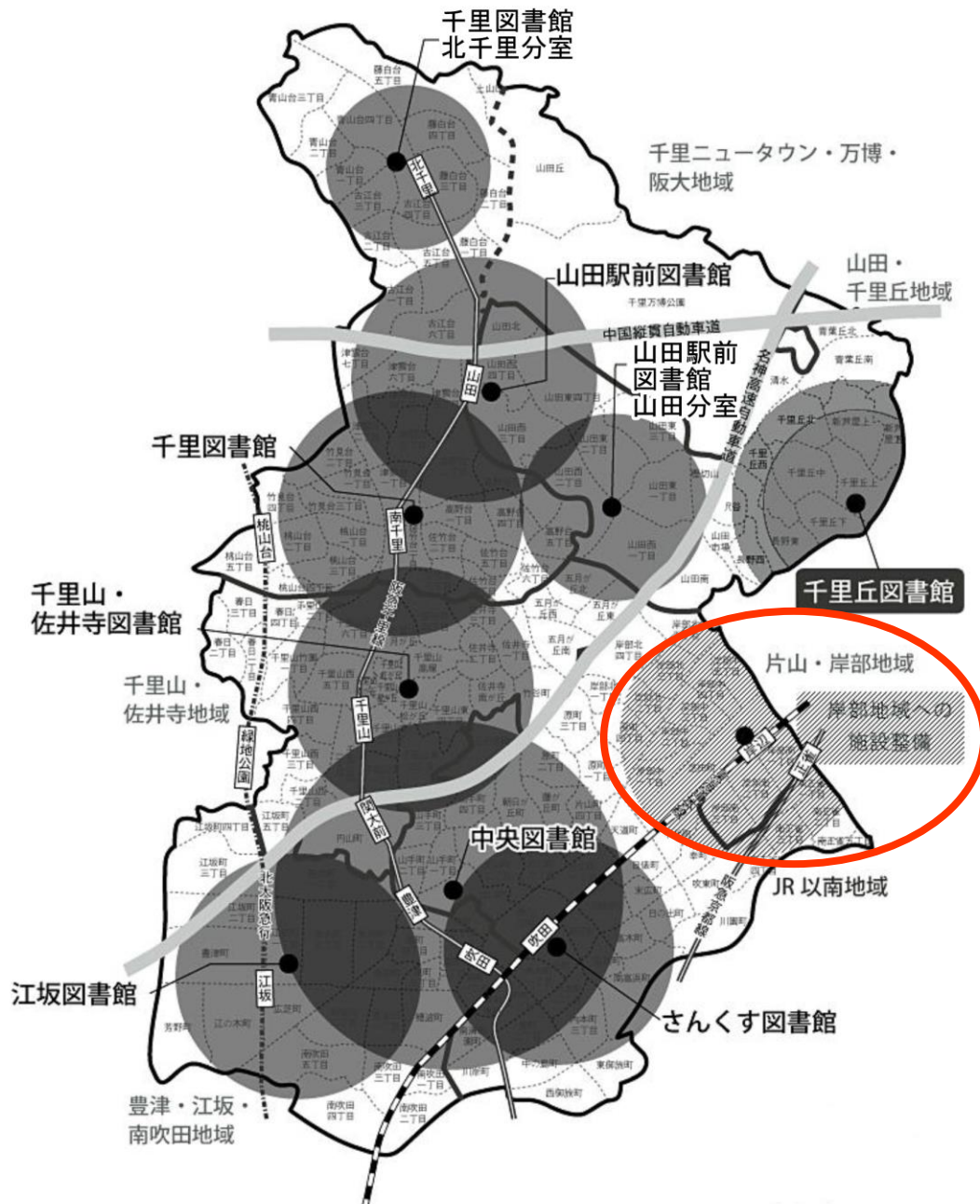


図 2.43 図書館の立地状況

*令和 2 年(2020 年)に健都ライブラリーが開業

資料:吹田市図書館基本構想

また、図書館の蔵書数をみると、平成 23 年（2011 年）の山田駅前図書館の開設等により市内の人口当たりの蔵書数は近年増加しており、図書館に関するサービスは向上しています。

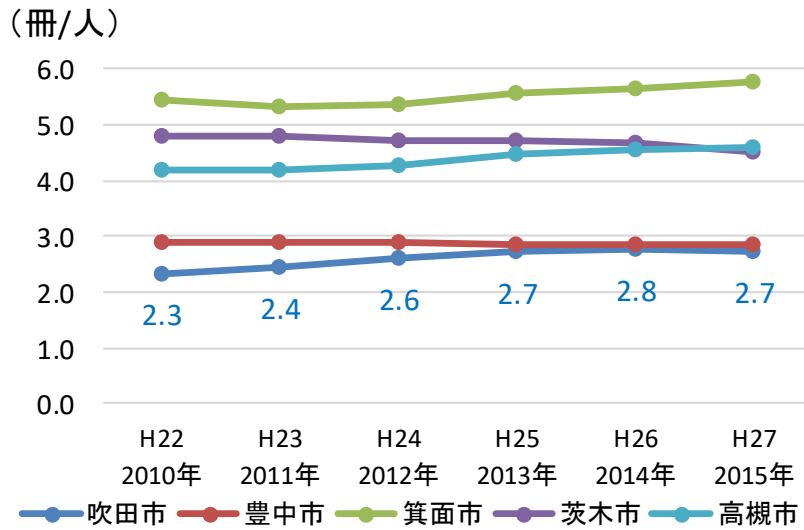


図 2.44 人口当たりの蔵書数

資料：各市統計

一方で、中央図書館や江坂図書館、千里図書館北千里分室は、奉仕圏人口当たりの蔵書数や貸出点数が他館と比較して少なくなっており、サービス水準が相対的に低くなっています。

また、中央図書館や千里図書館北千里分室は、築 30 年以上が経過し、建物の老朽化が懸念されます。

表 2.8 図書館の貸出点数

図書館	供用開始年	蔵書数 (平成 27 年 (2015 年))	貸出点数 (平成 27 年 (2015 年))	奉仕圏人口 (平成 27 年 (2015 年))	奉仕圏人口 当たりの 蔵書数	奉仕圏人口 当たりの 貸出点数
中央図書館	昭和 46 年 (1971 年)	253,661	332,821	85,367	3.0	3.9
さんくす図書館	平成 5 年 (1993 年)	78,700	349,571	36,028	2.2	9.7
江坂図書館	昭和 58 年(1983 年) (平成 8 年(1996 年)再整備)	52,754	376,748	46,442	1.1	8.1
千里山・佐井寺 図書館	平成 16 年 (2004 年)	275,273	493,264	39,138	7.0	12.6
山田駅前図書館	平成 23 年 (2011 年)	84,108	442,713	27,387	3.1	16.2
山田駅前図書館 山田分室 (旧山田図書館)	昭和 62 年 (1987 年)	56,742	251,452	20,717	2.7	12.1
千里丘図書館	平成 25 年 (2013 年)	66,557	483,929	27,432	2.4	17.6
千里図書館	昭和 53 年(1978 年) (平成 24 年(2012 年)移設)	87,254	540,460	36,763	2.4	14.7
千里図書館 北千里分室	昭和 56 年 (1981 年)	35,861	202,162	17,220	2.1	11.7

資料：吹田市統計

3) コミュニティセンター等の立地状況

市民が地域に愛着を持ちながら暮らすためには、地域交流活動が活発に行われることが望ましく、地域が様々な文化交流等を行う施設として、コミュニティセンターや市民センター、文化センターがあります。これらの施設は市内の各地域に立地していますが、北千里及び江坂・南吹田地域にはコミュニティセンター等が未整備の状況となっています。



図 2.45 コミュニティセンター・市民センター・文化センター位置図

資料: 吹田市資料

4) 文化・教育施設の特長と課題

徒歩圏内に充足すべき教育施設である小学校は、市全体に一定立地しています。それらの徒歩圏はおおむね市内全域をカバーできており、市内のいずれの場所でも、小学校へ徒歩でアクセスできる状況となっています。

図書館は、岸部地域で未整備となっていますが、北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）を新たに整備することにより、おおむね市内全域がカバーされます。

市内の人口当たりの蔵書数は近年増加しており、図書館に関するサービスは向上しています。

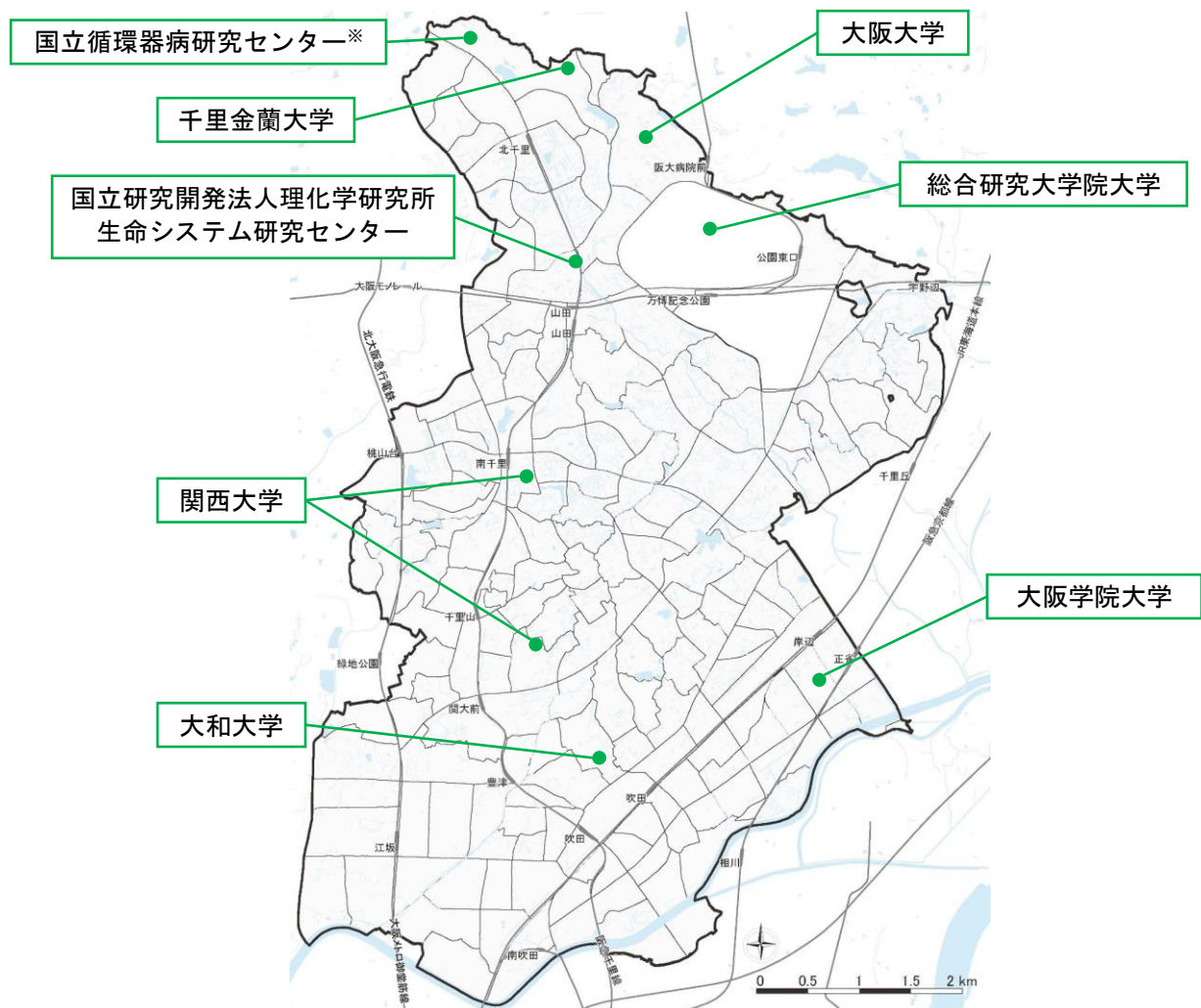
一方で、中央図書館や江坂図書館、千里図書館北千里分室は、奉仕圏人口当たりの蔵書数や貸出点数が他館と比較して少なくなっており、サービス水準が相対的に低くなっていることに加え、中央図書館や千里図書館北千里分室は、築 30 年以上が経過し、建物の老朽化が懸念されます。

コミュニティセンター等は市内の各地域に立地していますが、北千里及び江坂・南吹田地域では未整備の状況となっています。

(5) 学術・研究施設

1) 大学等学術・研究機関の立地状況

大学は、市内に 6 校立地しています。また、大学に加えて、本市には国立循環器病研究センター、国立研究開発法人理化学研究所という我が国トップレベルの公的研究機関をはじめ民間研究機関が多く立地しており、関西における知的集積拠点の一角を形成しています。



※令和元年(2019年)に国立循環器病研究センターが健都に移転・開業

図 2.46 大学等学術・研究機関の位置図

資料:吹田市資料

本市に立地する大学に在籍する学生数は 44,113 人（平成 27 年（2015 年））と、大阪府内の他市と比較して最も多くなっており、本市の大きな特長の一つとなっています。

表 2.9 大阪府 学生数上位 5 市

順位	都市名	学生数	人口	人口に占める 学生数の割合
1	吹田市	44,113	374,468	11.8%
2	大阪市	29,440	2,691,185	1.1%
3	東大阪市	29,327	502,784	5.8%
4	枚方市	17,453	404,152	4.3%
5	茨木市	15,533	280,033	5.5%

資料：平成 27 年度（2015 年度）「大阪の学校統計」学校基本調査確報、平成 27 年（2015 年）国勢調査

2) 学術・研究施設の特長と課題

本市には、大阪大学等の 6 校の大学が立地し、多数の学生と学内の研究施設を有していることに加え、国立循環器病研究センター、国立研究開発法人理化学研究所という我が国トップレベルの研究機関が集積していることが大きな特長です。今後もこれらの高度な研究施設の集積を生かして、我が国のみならず世界の技術革新をけん引する研究開発拠点の一角を形成することが期待されています。

その実現には、特区制度や都市再生に係る様々な制度等の公的な支援制度を活用しながら、民間活力を導入し、官民一体となって高度な研究機関の集積を維持・強化することが必要です。

(6) 商業施設

1) 商業施設の立地状況

商業施設（スーパーマーケット等）は市全体に立地しており、市内全域が、商業施設からの徒歩圏（800m 圏）によっておおむねカバーされています。したがって、市内のいずれの場所でも、商業施設へ徒歩で買い物に出かけられる状況になっています。

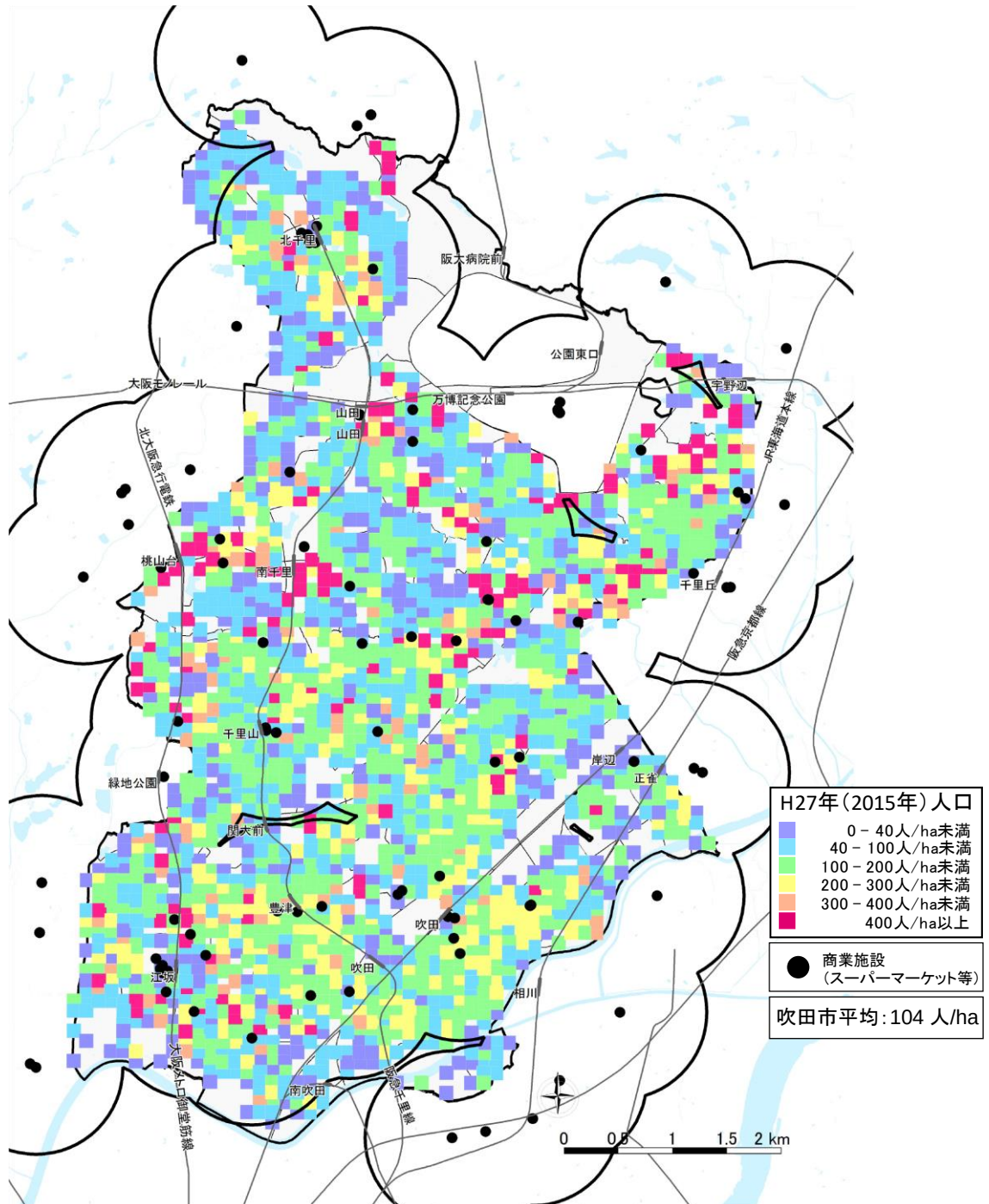
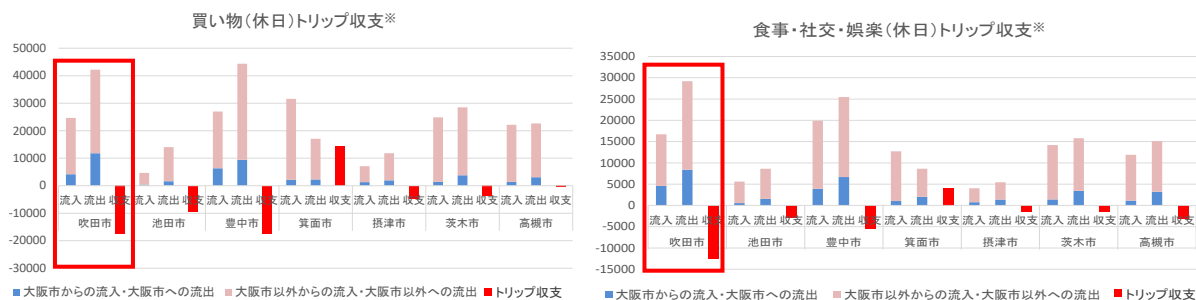


図 2.47 商業施設の徒歩圏（800m 圏）カバー状況

資料: 国勢調査 (500m メッシュをもとに電話帳データで 100m メッシュに分割)

2) 買い物に関する人の流動状況

施設の立地状況だけではなく、実際に市内の人々の流動状況を分析すると、平成 22 年(2010 年)の第 5 回近畿圏パーソントリップ調査結果では、自由目的(買い物、食事・社交・娯楽)の移動は市外への流出が多くなっています。



※トリップ収支: 市内への流入トリップと市外への流出トリップの差

図 2.48 休日の買い物と食事・社交・娯楽のトリップ収支

資料: 第 5 回(平成 22 年(2010 年))近畿圏パーソントリップ調査

特に隣接する大阪市への移動割合が高くなっており、本市の購買は、大阪市内の商業施設等にある程度依存した状況となっていると考えられます。

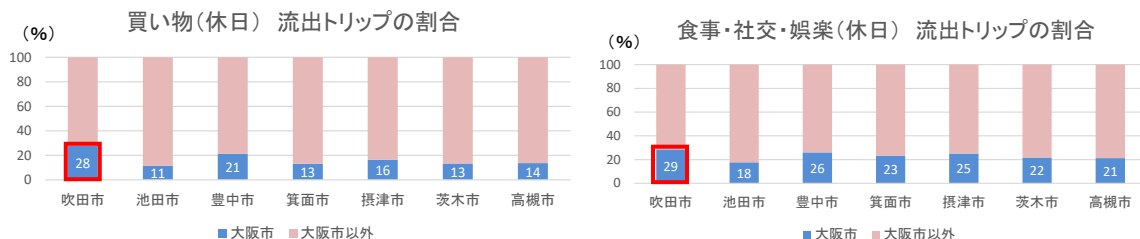


図 2.49 休日の買い物と食事・社交・娯楽の流出トリップの割合

資料: 第 5 回(平成 22 年(2010 年))近畿圏パーソントリップ調査

一方で、平成 27 年(2015 年)に万博記念公園南側エリアに大規模集客施設が開業し、人の流動状況が上記のデータから大きく変化することが予測されます。

＜参考＞万博記念公園南側エリアの来場者数

平成 27 年(2015 年)11 月の開業当初は年間 1700 万人と想定していたものの、平成 28 年(2016 年)10 月末時点で約 2400 万人に達した。(日本経済新聞 平成 28 年(2016 年)11 月 11 日版)

3) 身近な機能に関する満足度（再掲）

身近な範囲での店舗や病院等の生活施設の充実状況については、満足を感じている人の割合が 70.0%と高くなっています。商業施設は市全体に立地しており、市民の満足度も良好な状況となっていると考えられます。

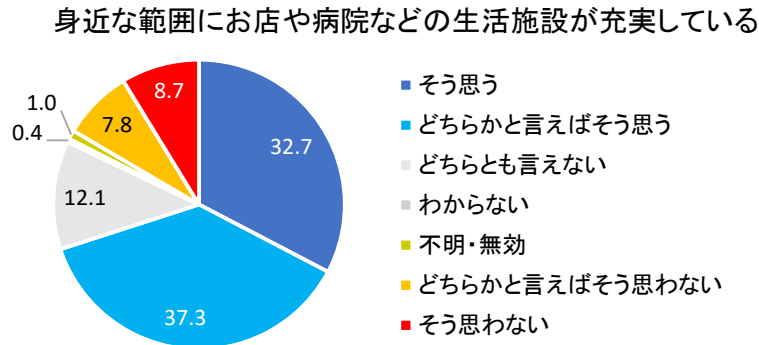


図 2.50 身近な機能に関する市民満足度（再掲）

資料：吹田市都市計画マスタープラン

4) 商業（小売・卸売業）の現状

本市の小売業は、人口増加が進む中でも平成 11 年（1999 年）から平成 26 年（2014 年）までの 15 年間で事業所数がおおむね半減していますが、年間販売額の減少は 16.0%、売り場面積の減少は 12.3%となっています。

1 事業所当たりの売り場面積が大きくなっていると考えられ、規模の大きな店舗形態へと変わってきていることが推測されます。

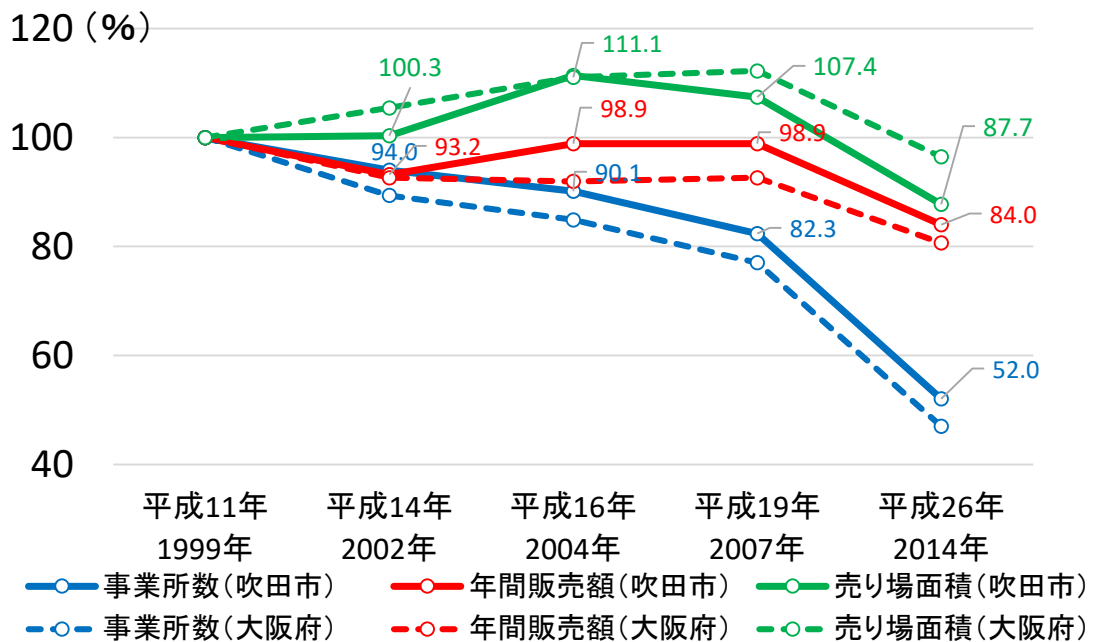


図 2.51 平成 11 年（1999 年）を 100%としたときの小売業の変化率

資料：商業統計調査

本市の卸売業は、事業所数、年間販売額ともに減少傾向にありますが、大阪府全体より減少幅は少なくなっています。

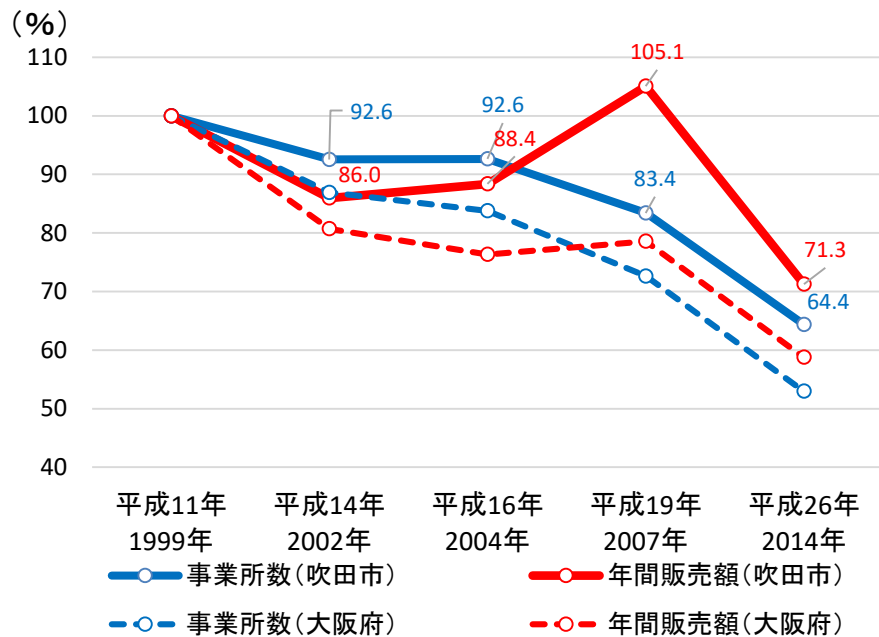


図 2.52 平成 11 年（1999 年）を 100%としたときの卸売業の変化率

資料：商業統計調査

また、卸売業の年間販売額は、大阪府下の他市と比較してトップクラスの高い水準となっています。

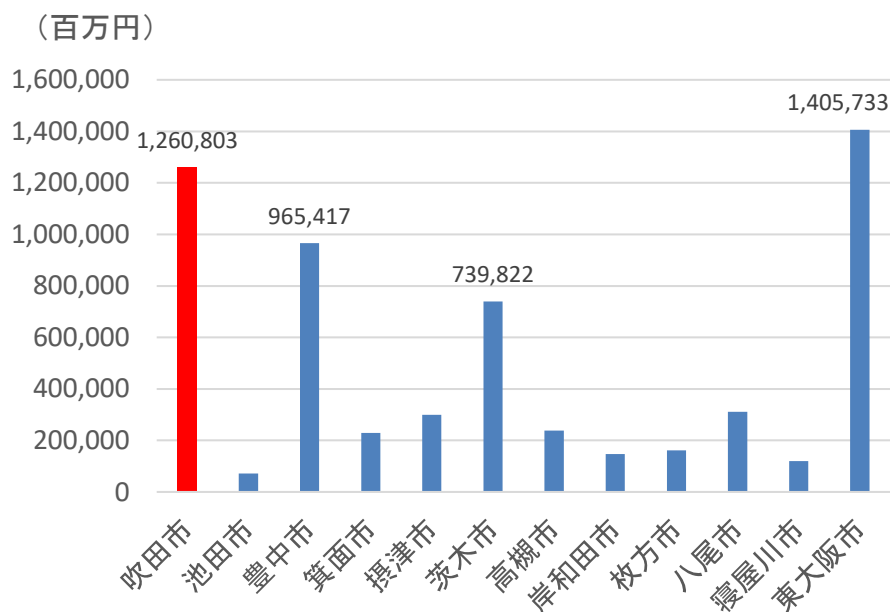


図 2.53 卸売業の年間販売額（平成 26 年（2014 年））

資料：商業統計調査

5) 商業施設の特長と課題

商業施設（スーパーマーケット等）は市全体に立地し、市内全域が、商業施設からの徒歩圏（800m 圏）によっておおむねカバーされ、日常的な買い物をする商業施設は一定確保されています。一方、食事や娯楽等は大阪市内の商業施設にある程度依存した状況となっていますが、万博記念公園南側エリアに開業した大規模集客施設により、市民の購買行動は大きく影響を受けると予測されます。

本市の小売業は、商業施設の売上高や売り場面積と比べ、事業所数が大きく減少していますが、卸売業は大阪府下でもトップクラスの売上高を誇っています。

今後、JR 吹田駅周辺や江坂駅周辺等の都市拠点におけるにぎわいづくりは、交通利便性や既存の集積を生かし、時代への対応も含めて充実を図ることが必要です。また、JR 吹田駅周辺などの規模の小さな店舗等からなる商店街の活性化に関しては、地域に密着したきめ細かなサービスを取り入れることや、個性的な店舗の集積をめざすなど、大規模小売店舗、コンビニ、ネットショッピングが主流になる中での商店街の強み・弱み等を検討し、魅力の向上に取り組んでいくことが必要です。

加えて、グローバル化が進展することや大規模な物流拠点が整備されることなど様々な課題も生じています。今後、住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、立地優位性が確保されるよう住民と企業双方のニーズの把握を行い、環境にも配慮する中で企業立地の誘導等に取り組んでいくことも必要です。

2.6 災害ハザード

※本項の記載は、平成 28 年度(2016 年度)の計画策定当初の内容ですが、(1)及び(2)の最新のハザードについては「4.3 防災指針(P80)」に記載しています。

(1) 土砂災害ハザード

土砂災害のおそれがある区域として位置づけられている土砂災害警戒区域*³⁶は市内に 83 箇所、さらに建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域として位置づけられている土砂災害特別警戒区域*³⁷は 83 箇所存在していますが、いずれも面積は小さく、以下に示すとおり点在しています。

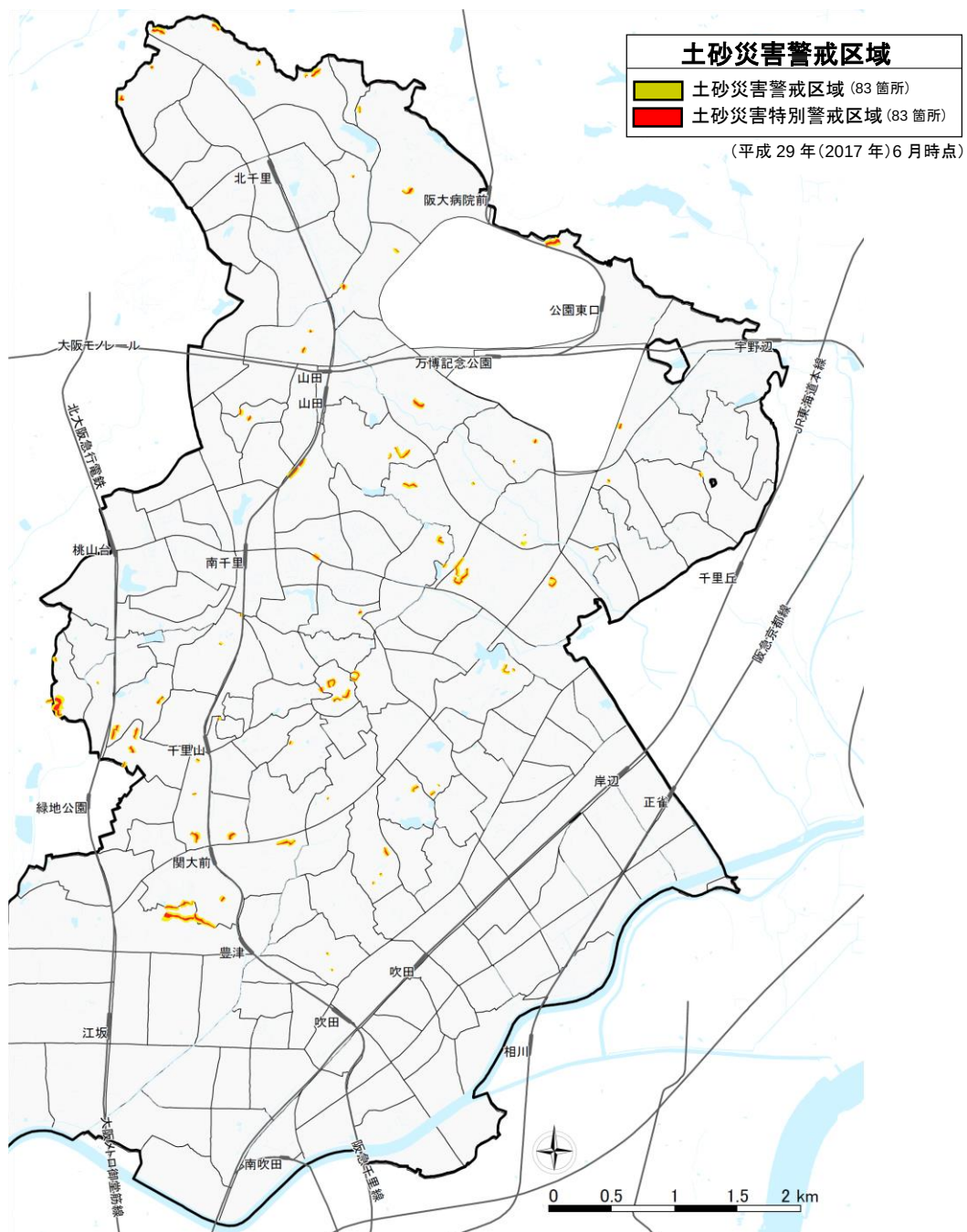
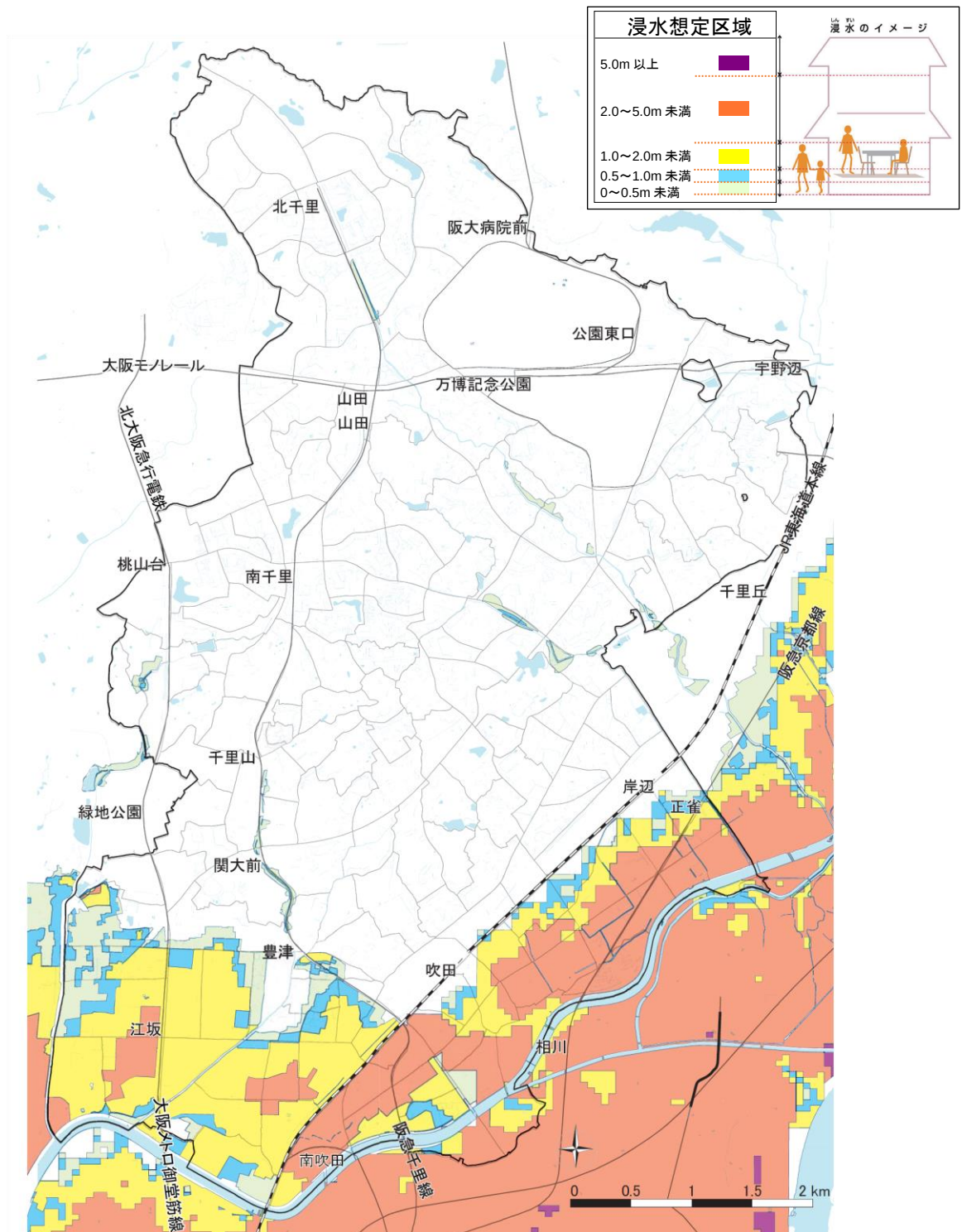


図 2.54 土砂災害警戒区域

資料:大阪府資料

(2) 浸水ハザード

大雨が降った場合の本市の浸水想定区域※は、以下に示すとおり、神崎川等の流れる南部に広がっています。



※浸水想定区域の予測条件(予測機関)

- ・淀川は2日間で約500mmの大雨が降った場合(国土交通省の調査による)
- ・神崎川は1日に250mmの大雨が降った場合(大阪府の調査による)
- ・安威川は1時間に最大約80mm、1日に約250mmの大雨が降った場合(大阪府の調査による)
- ・高川、糸田川、上の川、山田川、正雀川は、1時間に最大約80mm、1日に300mmの大雨が降った場合(大阪府の調査による)

図 2.55 浸水想定区域

資料: 吹田市洪水ハザードマップ

昭和 42 年（1967 年）の北摂豪雨災害では安威川の氾濫により、本市で浸水被害がありました。しかし現在、安威川ダムの建設が進められており、このダムにより、本市の浸水被害を防ぐ地域が広がることになります。



図 2.56 昭和 42 年（1967 年）北摂豪雨災害



図 2.57 安威川ダムの効果

資料：安威川ダムおよび周辺のファンづくり会 情報サイト(<http://www.aigawa.jp/about/>)

(3) 地震ハザード

1) 内陸直下型地震

本市に大きな影響を及ぼす内陸直下型地震*³⁸ として考えられる上町断層帯地震*³⁹ が発生すると、市の大部分で震度 6 強以上となることが予測されています。

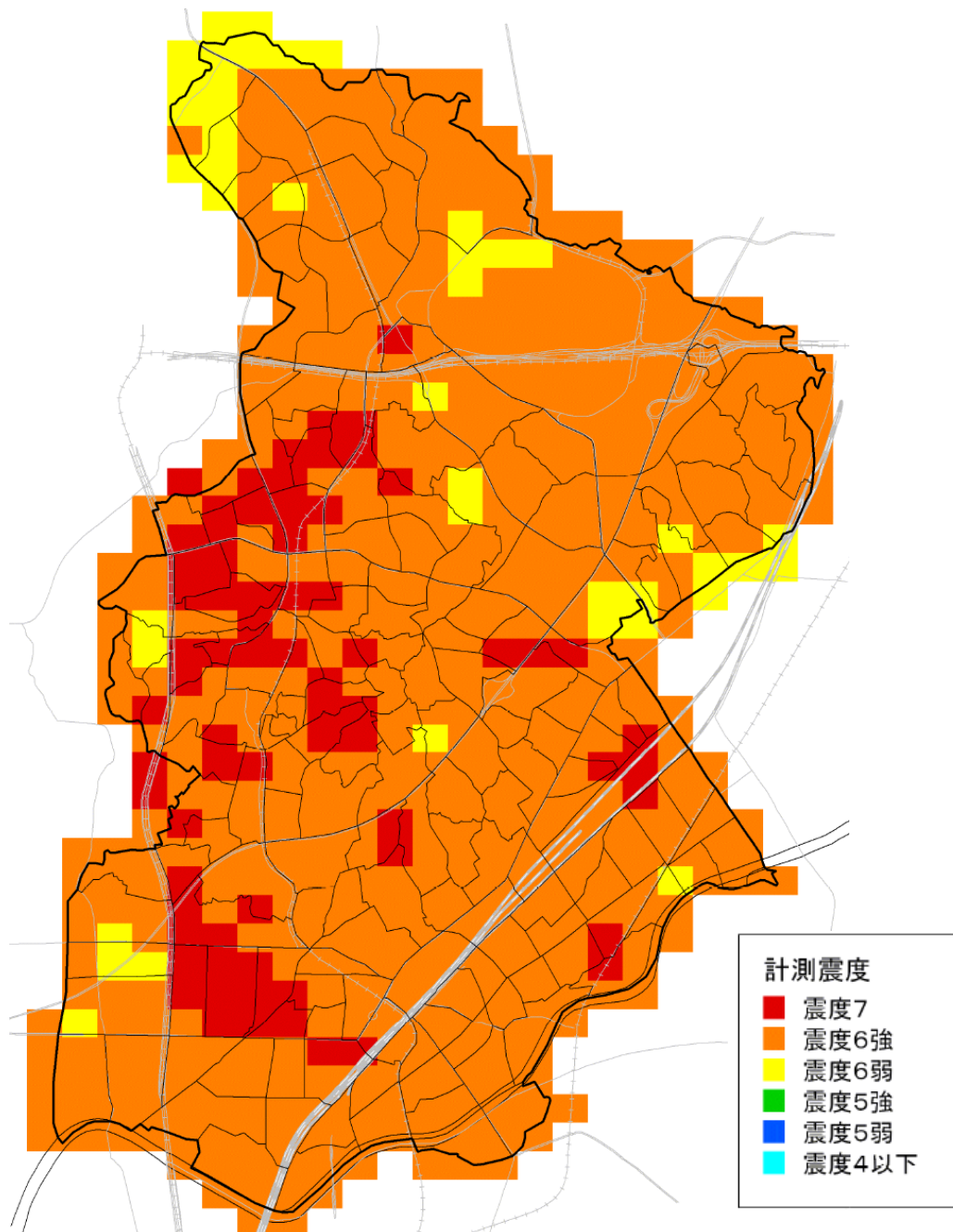


図 2.58 上町断層帯地震における地震動予測結果

資料:吹田市地震被害想定

液状化*⁴⁰ 可能性評価の指標となる PL 値*⁴¹ が 5 以上となる範囲が市内に多く存在し、特に市南部や千里ニュータウン地域の一部では、PL 値が 15 以上の範囲が面的に広がっています。

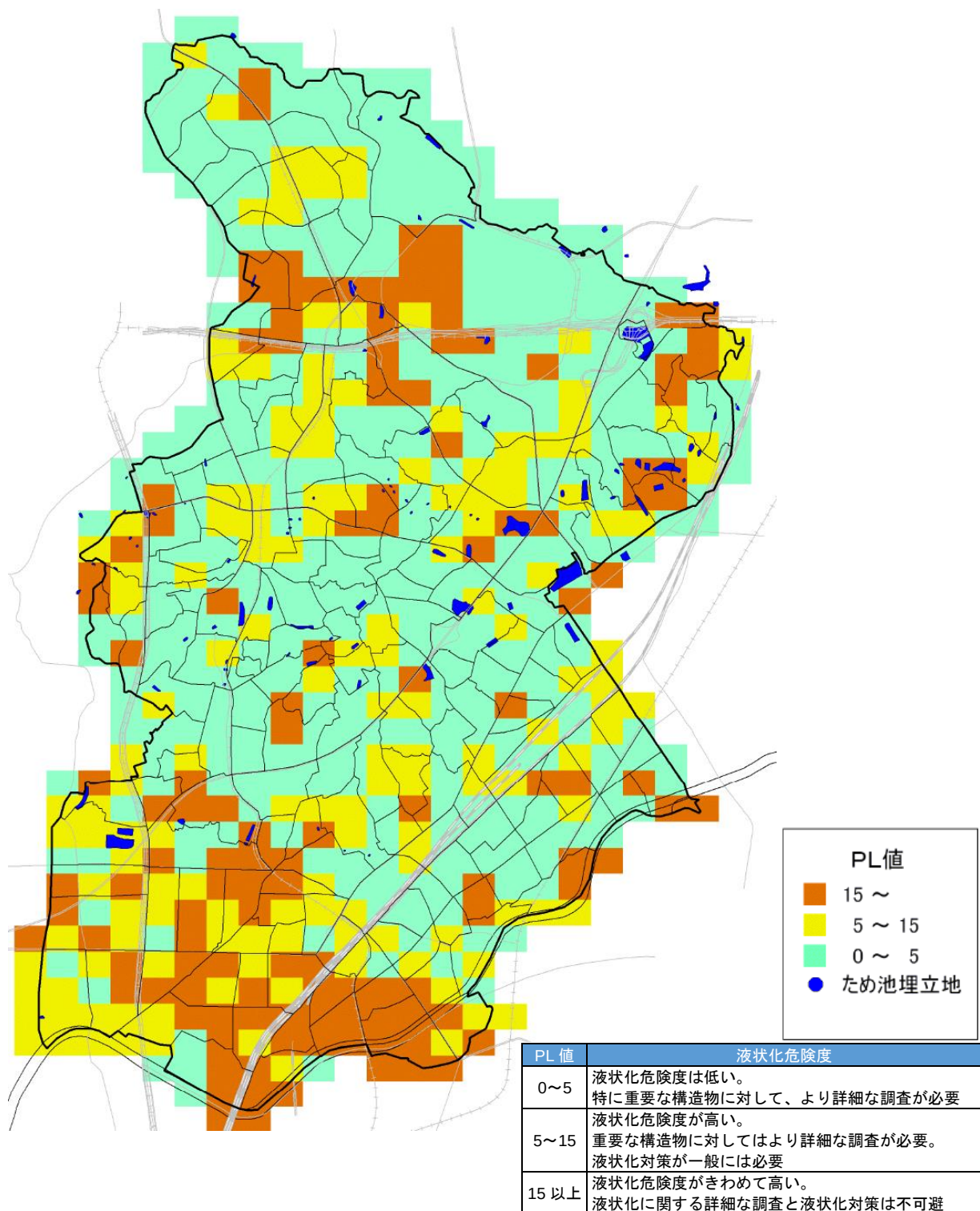


図 2.59 上町断層帯地震における液状化予測結果

資料：吹田市地震被害想定

2) 海溝型地震

海溝型地震^{*42}のうち、近年発生確率が高まってきている南海トラフ巨大地震^{*43}による被害想定（平成 25 年（2013 年）8 月、大阪府公表）によると、大阪市では津波による建物被害・人的被害ともに甚大な被害が予測されていますが、本市では津波による大規模な建物被害・人的被害はないとされています。

表 2.10 南海トラフ巨大地震による津波被害の想定

都市名	建物被害		人的被害 （早期避難率低 時間：冬 18 時）		
	全壊（棟）	半壊（棟）	死者数（人）	負傷者数（人）	重傷者数（人）
吹田市	0	0	0	0	0
大阪市	29,056	88,968	100,375	7,003	2,381

資料：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料

(4) 災害ハザードの特長と課題

本市には面積の大きな土砂災害警戒区域はなく、面積の小さい区域が点在する状況となっています。浸水想定区域は市南部の神崎川周辺に広がっていますが、安威川ダムの建設やハザードマップの作成等、ハード・ソフト両面から、継続して災害対策に取り組んでいます。

また、南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市において大規模な津波被害はないと予測されているものの、上町断層帯地震が発生した場合、市内の大部分で震度 6 強以上となり、液状化の危険性がある地域が多く存在しています。今後も最大級の災害にも対応できるよう、防災・減災対応を進めることが重要です。

2.7 財政

(1) 歳入

本市の歳入は、人口が増加している状況でもあり、安定した税収（市税）があります。

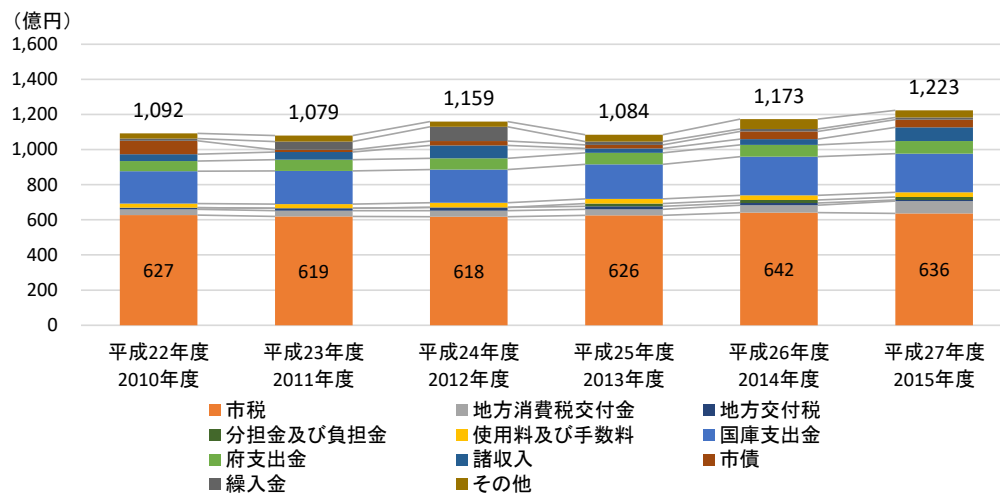


図 2.60 一般会計（歳入）の推移

資料：平成 28 年（2016 年）版吹田市統計書

(2) 歳出

本市の歳出は、高齢化等の影響を受け、民生費*⁴⁴が増加傾向にあります。

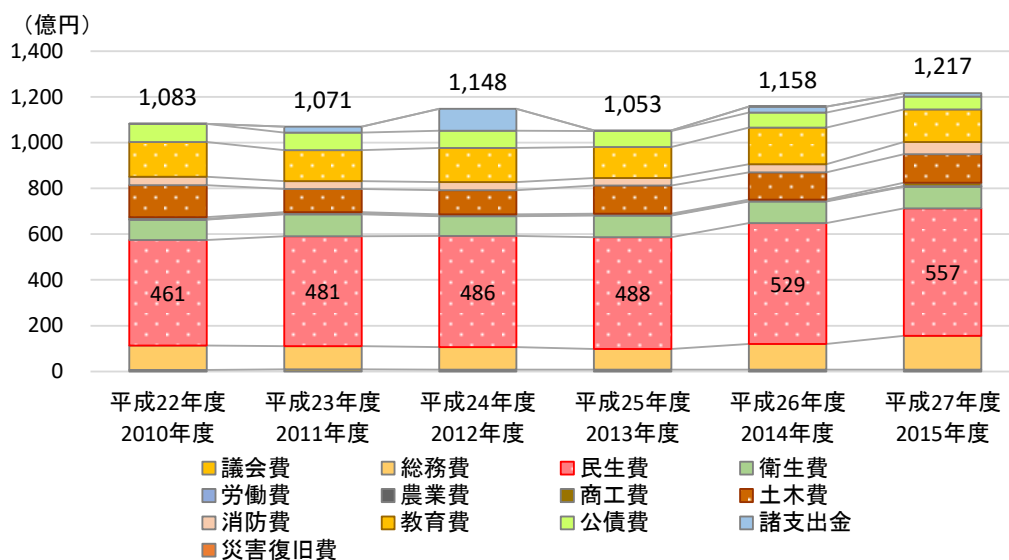


図 2.61 一般会計（歳出）の推移

資料：平成 28 年（2016 年）版吹田市統計書

(3) 財政の特長と課題

本市の財政は、人口の増加にも支えられ、税収は安定していますが、高齢化の影響もあり、民生費は増加傾向にあります。

今後、さらに進む高齢化を見据え、財政の健全化を維持しつつ、本市の魅力がさらに厚みを増すよう施策を推進し、持続可能な財政運営に努める必要があります。

2.8 特長と課題のまとめ

本市のまちづくりに関する各項目の特長と課題のまとめは、以下に示すとおりです。

表 2.11 本市のまちづくりに関する特長と課題

項目	特長	課題
土地利用	北摂地域の中でも高密度な住居系土地利用が分布しており、特定の区域において商業・業務系土地利用の集積も認められ、都市的土地利用が高度に進むとともに、生産緑地地区も市内に多く点在し、農地や緑地の保全が図られています。 共同住宅を中心とした非木造建築物の延床面積割合が高く、機能更新や土地利用転換を図るには大規模な工事を必要とすることが予測されます。	社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した都市機能の誘導・更新を図るには、計画的に市街地の再編を進めていくことが必要です。
人口	人口は今後も緩やかに増加し、約 39.1 万人をピークに、その後緩やかに減少する予測となっています。市全体の高齢化率は令和 17 年(2035 年)時点でも 28.4% 程度で、全国平均と比べると比較的低い水準で推移します。	地域別では、千里ニュータウンを中心に市域北部で高齢化率が 40% を超える地域が生じる予測となっています。 とりわけ、75 歳以上人口の増加が見込まれており、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年(2025 年)を控え、この課題を踏まえた施策展開が重要です。
公共交通	公共交通の利用圏域で市内はおおむねカバーされており、公共交通の利便性は一定確保されています。バスの乗降人員についても、近年増加傾向にあります。	公共交通の利便性が急激に低下するという状況には陥りにくいと考えていますが、高齢化が進む中で、公共交通の利便性とネットワークの維持が重要です。
各種都市機能	(次ページに記載しています)	(次ページに記載しています)
災害ハザード	本市には面積の大きな土砂災害警戒区域はなく、面積の小さい区域が点在する状況となっています。 南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市において大規模な津波被害はないと予測されています。	浸水想定区域は市南部の神崎川周辺に広がっていますが、ハード・ソフト両面から継続して災害対策に取り組んでいくことが必要です。 また、上町断層帯地震等による被害も想定されていることから、今後も最大級の災害にも対応できるよう、防災・減災対応を進めることが重要です。
財政	本市の財政は、人口の増加にも支えられ、税収は安定していますが、高齢化の影響もあり、民生費は増加傾向にあります。	今後、さらに進む高齢化を見据え、財政の健全化を維持しつつ、本市の魅力がさらに厚みを増すよう施策を推進し、持続可能な財政運営に努めることが必要です。

表 2.12 本市のまちづくりに関する特長と課題（各種都市機能）

項目	特長	課題
医療施設	高度医療機関をはじめとした豊富な医療資源を有するなど、恵まれた医療環境にあり、市民満足度も高くなっています。 北大阪健康医療都市（健都）では、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成と北大阪健康医療都市（健都）に立地する各施設等が有機的に連携し、様々な効果的な取組の展開により、市民の健康寿命の延伸をめざした健康・医療のまちづくりを進めています。	高度医療機関の誘導、豊富な医療資源の効果的な連携・機能分担により、今後の高齢化の進展による在宅医療への対応等、社会環境に応じた医療提供体制の検討が必要です。
福祉施設	高齢者の通所系サービス事業所は、市全体に一定数立地しており、おおむね市内のいずれの場所でも、施設への送迎車による通所が問題なくできる状況です。	将来的には、市全体で現在の施設数では不足することが予測され、将来的な需要に応じた検討が必要です。
子育て関連施設	保育施設は、おおむね市全体に立地していますが、近年、千里ニュータウンの再開発のほか、千里丘、岸部等の地域で大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加しています。	子育て関連施設としての児童館は、市内の各地域に立地していますが、北千里地域は未整備の状況となっています。 就労環境の変化、女性の社会進出等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しつつあることにより、保育需要が急増していると考えられます。この増加に対して、既存の保育施設のみでは対応できず、千里ニュータウン、千里丘、千里山、江坂周辺地域では待機児童の増加がみられます。 子どもが生まれても安心して働き続けられるよう、待機児童を解消し、地域の子育て支援の一層の充実を図る必要があります。
文化・教育施設	小学校は市全体に一定立地しており、市内のいずれの場所でも、小学校へ徒歩でアクセスできる状況となっています。 図書館は、岸部地域で未整備となっていますが、北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）を新たに整備することにより、おおむね市内全域が図書館の奉仕圏によりカバーされます。また、市内の人口当たりの蔵書数は近年増加しており、図書館に関するサービスは向上しています。	図書館について、中央図書館や江坂図書館、千里図書館北千里分室は、奉仕圏人口当たりの蔵書数や貸出点数が他館と比較して少なくなっており、サービス水準が相対的に低くなっていることに加え、中央図書館や千里図書館北千里分室は、築30年以上が経過し、建物の老朽化が懸念されます。 北千里及び江坂・南吹田地域では、コミュニティセンター等が未整備の状況となっています。

項目	特長	課題
学術・研究施設	本市には、大阪大学等の 6 校の大学が立地し、多数の学生と学内の研究施設を有していることに加え、国立循環器病研究センター、国立研究開発法人理化学研究所という我が国トップレベルの研究機関が集積しています。 今後もこれらの高度な研究施設の集積を生かして、我が国のみならず世界の技術革新をけん引する研究開発拠点の一角を形成することが期待されています。	特区制度や都市再生に係る様々な制度等の公的な支援制度を活用しながら、民間活力を導入し、官民一体となって高度な研究機関の集積を維持・強化することが必要です。
商業施設	商業施設（スーパーマーケット等）は市全体に立地し、日常的な買い物をする商業施設は一定確保されています。一方、食事や娯楽等は大阪市内の商業施設にある程度依存した状況となっていますが、万博記念公園南側エリアに開業した大規模集客施設により、市民の購買行動は大きく影響を受けると予測されます。 本市の小売業は、商業施設の売上高や売り場面積と比べ、事業所数が大きく減少していますが、卸売業は大阪府下でもトップクラスの売上高を誇っています。	JR 吹田駅周辺や江坂駅周辺等の都市拠点におけるにぎわいづくりは、交通利便性や既存の集積を生かし、時代への対応も含めて充実を図ることが必要です。また、JR 吹田駅周辺などの規模の小さな店舗等からなる商店街の活性化に関しては、地域に密着したきめ細かなサービスを取り入れることや、個性的な店舗の集積をめざすなど、商店街の強み・弱み等を検討し、魅力の向上に取り組んでいくことが必要です。 加えて、グローバル化の進展や大規模な物流拠点の整備などの課題が生じています。今後、住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、立地優位性が確保されるよう住民と企業双方のニーズの把握を行い、環境にも配慮する中で企業立地の誘導等に取り組んでいくことも必要です。

2.9 吹田市の都市構造の評価

(1) 国が提案する都市構造分析方法

立地適正化計画の策定に向けた都市構造の現況分析として、国は以下の二つの参考図書により分析手法を提案しています。

本市の都市構造の評価は、「都市構造の評価に関するハンドブック」（以下、「ハンドブック」という）に基づき作成された、「近畿コンパクトシティガイダンス」（以下、「ガイダンス」という）に示される評価指標により行います。

都市構造の評価に関するハンドブック

- ・ コンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、平成 26 年（2014 年）8 月に国土交通省都市局都市計画課から発行されています。
- ・ 都市の持続性をいかに維持していくかという観点から評価分野を設定し、各評価分野のめざすべき方向性及びその実現に向けた施策展開の方向性等を踏まえ、都市の評価指標が設定されています。

近畿コンパクトシティガイダンス

- ・ 平成 28 年（2016 年）3 月に国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課から発行されています。
- ・ 立地適正化計画制度の活用に取り組む自治体や立地適正化計画の導入を検討する自治体、まちづくりに携わられる方等が、コンパクトシティの必要性、都市の現状・課題把握や他市との比較、また、対策やその効果把握の参考とし、効率的・効果的な取組の推進に役立てることを目的として作成されたものです。
- ・ ハンドブックに示される都市の評価指標を分野別に再構成され、自治体間や府県内での比較方法等が示されています。

(2) ガイダンスに基づく吹田市の評価結果

ガイダンスに基づく分析では、主に都市機能誘導が可能な「医療」、「福祉」、「保育・子育て」、「商業」、「文化」、「教育」の6つの分野のうち、「医療」、「福祉」、「保育・子育て」、「商業」の4つの分野についての評価が可能となっています。

本市におけるこの4つの分野の都市機能の徒歩圏カバー率は、大阪府平均をおおむね上回っており、良好な状況となっています。これは、本市の人口密度が全国的に高い水準であることから、都市機能が民間施設も含めて充実している状況にあることを示しています。そのため、この4分野については、買い物や病院に歩いて行けないなど、日常生活が著しく不便な状況は生じにくいと考えられます。

このように、本市では施設立地（徒歩圏カバー率）の面からは、生活に必要な都市機能は一定確保され、充実している結果となっています。

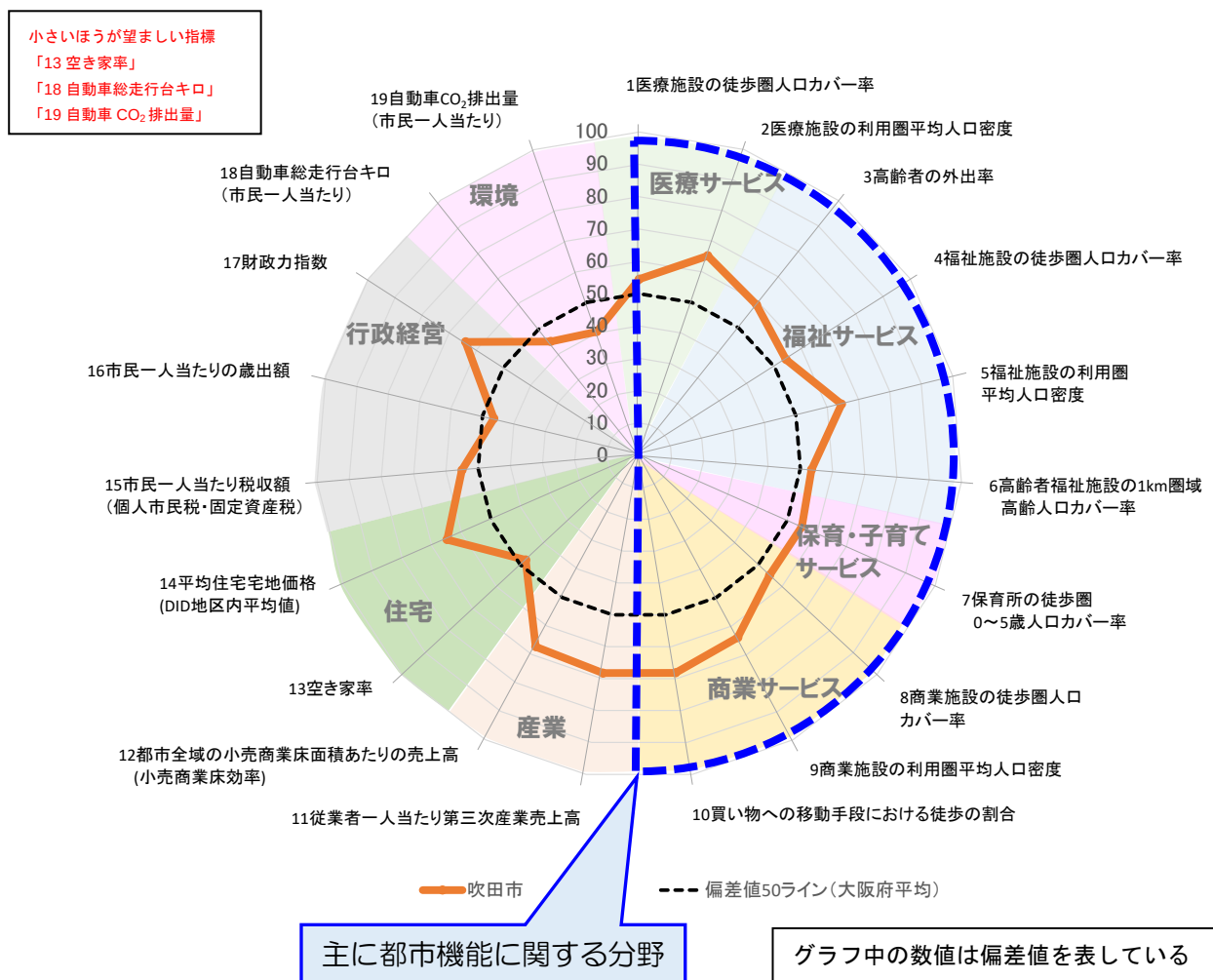


図 2.62 ガイダンスに基づく都市構造分析

表 2.13 評価指標の一覧

分野	No	評価指標	単位	吹田市	大阪府平均	三大都市圏※平均
医療サービス	1	医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	100	95	92
	2	医療施設の利用圏平均人口密度	人/ha	108	59	56
福祉サービス	3	高齢者の外出率	%	66.6	62.7	69.6
	4	福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	100	94	83
	5	福祉施設の利用圏平均人口密度	人/ha	107	61	56
保育・子育てサービス	6	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	100	96	75
	7	保育所の徒歩圏0～5歳人口カバー率	%	94	82	81
商業サービス	8	商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	100	82	83
	9	商業施設の利用圏平均人口密度	人/ha	107	63	60
	10	買い物への移動手段における徒歩の割合	%	34	20	25
産業	11	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円/人	33.1	16.8	10.4
	12	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円/㎡	118.4	88.8	88.6
	13	空き家率	%	4.9	5.3	4.6
住宅	14	平均住宅宅地価格(DID地区内平均値)	千円/㎡	202	128	138
	15	市民一人当たり税収額(個人市民税・固定資産税)	千円/人	139	114	131
行政経営	16	市民一人当たりの歳出額	千円/人	323	350	431
	17	財政力指数	-	0.97	0.71	0.75
環境	18	自動車総走行台キロ(市民一人当たり)	台キロ/人・年	6.6	8.7	10.8
	19	自動車CO ₂ 排出量(市民一人当たり)	tCO ₂ /人・年	0.76	1.15	0.91

※三大都市圏:東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県

資料:吹田市は近畿地方整備局資料、三大都市圏平均は都市構造の評価に関するハンドブック

また、ガイドンスでは、交通手段分担率等の「都市の基本要素」の上位・下位 5 都市を近畿管内の 150 市から抽出した「都市モデル」別に、都市の特性を分析しています。

本市は、公共交通分担率が高い「高公共交通都市」という都市モデルとなっており、この都市モデルは、自動車分担率が高い「高自動車交通都市」という都市モデルと比べて、各種都市施設の人口カバー率等、都市の評価指標が高い傾向となっています。

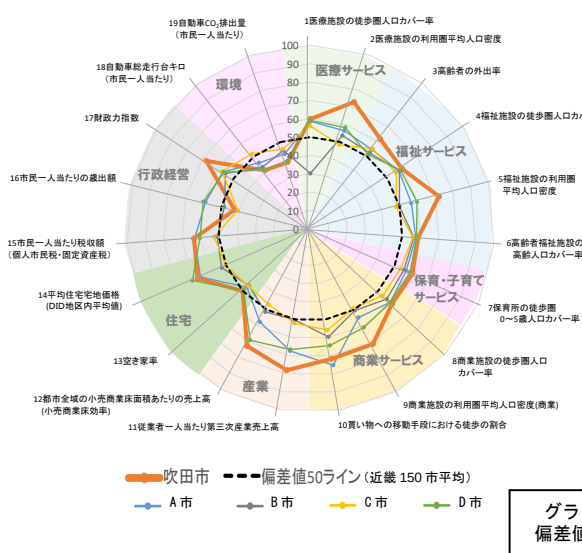


図 2.63 高公共交通都市のレーダーチャート

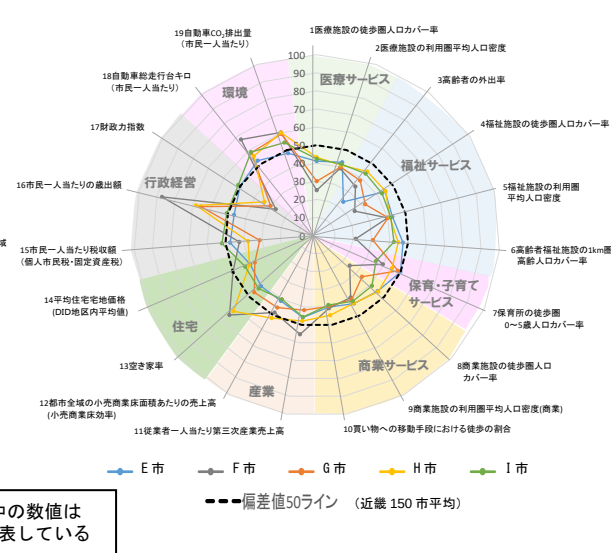


図 2.64 高自動車交通都市のレーダーチャート

3 立地適正化の基本的な方針

3.1 立地の適正化に関する基本的な方針

本市は恵まれた立地条件と長年にわたる良好なまちづくりへの取組により、現在でも人口が増加し続けている状況にあります。また、市内全域が市街化区域かつ DID に指定され、住居系中心の用途地域を指定しています。平均人口密度は現在約 100 人/ha で、今後もほぼ同水準が維持される見通しです。

このような高密度な人口集積を背景に、市内に 15 箇所ある鉄道駅とそれを補完するバス停利用圏域により市内全域がほぼカバーされ、公共交通にも恵まれた環境です。

加えて、医療・福祉施設、保育・子育て施設、商業施設等の誘導施設はほぼ市全体にわたりおおむね徒歩圏内に立地しています。

しかしながら、急増する子育て世代への対応策として保育・子育て施設の整備が喫緊の課題となっており、また、長期的に増加する高齢者に対応する福祉施設等の整備が必要となることが確実です。

一方、本市は空閑地が少なく、かつ共同住宅を中心とする非木造建築物の割合が高いことから、各種の都市機能の新たな導入を図る際には、単純に施設整備を行うだけではなく、複合的な再整備事業として実施する場合が多いと認識しています。

今後、これら社会経済情勢の変化に対応して各種都市機能を適切に配置するためには、官民が協力した上で、計画的に都市再生事業として実施することが望まれます。

以上のことから、本市の立地適正化計画においては、市街地の集約化をめざした施設の立地誘導を行うものではなく、本市の都市計画マスタープランの基本理念である「暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり」、「誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり」を実現するため、本市全体の都市再生を促進していきます。よって、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針として、「快適で安心して暮らせる住みやすい居住環境の構築」、「地域ごとの価値を高める拠点機能の充実」、「日常的な生活を支える施設のさらなる充実」の三つを掲げ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定や誘導施設の設定を行うこととします。

(1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

1) 快適で安心して暮らせる住みやすい居住環境の構築

本市は、全域が市街化区域に指定されており、人口も当面は増加し続ける見込みです。このような状況に対応した、快適で安心して暮らせる住みやすい居住環境の構築を進めます。

2) 地域ごとの価値を高める拠点機能の充実

本市は、鉄道をはじめとする公共交通が充実し、駅等を中心にそれぞれの地域ごとに魅力や特長を持っています。これらを生かした拠点機能の充実を図ります。

3) 日常的な生活を支える施設のさらなる充実

本市は、高齢者福祉施設や商業施設等の日常生活を支える機能が一定確保されています。それらの機能のさらなる充実を図り、市全体で生活利便性をより一層高めます。

(2) 良好な公共交通ネットワーク等の形成

今後の少子高齢化の進展を踏まえ、快適なまちづくりを効率的に進めるには、拠点等を結ぶ公共交通ネットワークが重要な視点となります。

基礎データの分析結果から、本市の公共交通の利便性は一定確保され、公共交通の利用状況も増加あるいは横ばいの傾向にあり、充実していると考えられます。それを裏付けるように、前述のガイダンスにおいて、本市は「高公共交通都市」として分類されています。加えて、本市の都市計画マスタープラン改定時に実施した市民アンケート調査においても、公共交通の利便性に関する満足度は高くなっています。

一方で、交通利便性が高い本市においても、駅間のアクセス等一部の地域においてはさらに充実を図ることが望まれています。今後、本市の交通ネットワークについて詳細な分析を行い、きめ細かな交通利便性の向上や道路の整備等について検討を進める必要があると考えています。

公共交通のネットワークについては、公共交通に関する取組のマスタープランとなる「吹田市公共交通維持・改善計画^{*45}」や国の「交通政策基本計画」等に基づき、引き続き良好なネットワークの形成をめざします。

3.2 区域の基本的な考え方

(1) 居住誘導区域

居住誘導区域は、一定の地域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき範囲を設定するものです。

本市は全域が DID で、人口密度は全国的にみても高い水準になっており、目標年次である令和 17 年（2035 年）においても、現状より人口が増加し、人口密度も維持する予測となっていることから、市内のほぼ全域を基本として、設定することとします。

(2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、居住者の医療・福祉・商業等の利便性向上に資する都市機能を誘導し、各種サービスを効率的に提供するとともに、一定の集積を図ることにより、都市の活力を維持又は向上させることを目的に設定するものです。

本市では、吹田市都市計画マスタープランにおいて本市がめざすべき「都市空間の将来像」として掲げている「地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成」及び「都市間・拠点市街地間のネットワークの形成」を重視し、一定の範囲を設定することとします。

4 居住誘導区域

4.1 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定の考え方

居住誘導区域は、前述の「3.2 区域の基本的な考え方（P74）」で示したとおり、市内のほぼ全域を基本として、設定することとします。具体的には、以下に示す「都市計画運用指針」に記載されている居住誘導区域の考え方などを踏まえて設定します。また、居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、『防災指針』を定めます。

<居住誘導区域に設定することが考えられる区域>

① 都市機能や居住が集積している拠点及びその周辺の区域

都市機能の集積状況及び利用圏域から、日常生活の利便性が一定確保されているかを十分検証し、設定します。

② 公共交通により、拠点や都市機能へ比較的容易にアクセスすることができる区域

公共交通（鉄道・バス）の運行状況及び利用圏域から、公共交通が極めて著しく不便な箇所がないかを十分検証し、設定します。

<居住誘導区域に含めない、又は慎重に判断すべき区域>

③ 土砂災害の懸念がある区域

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域については、居住誘導区域に含めないこととします。

④ 浸水が想定され、防災上の懸念がある区域

浸水想定区域について、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

⑤ 生産緑地として指定されている区域

生産緑地地区について、居住誘導との関係性を慎重に検討し、設定します。

⑥ 特別用途地区等により居住に関する制限がされている区域

特別用途地区等により居住を制限する区域等について、慎重に検討し、設定します。

(2) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域については、以下のとおり設定します。

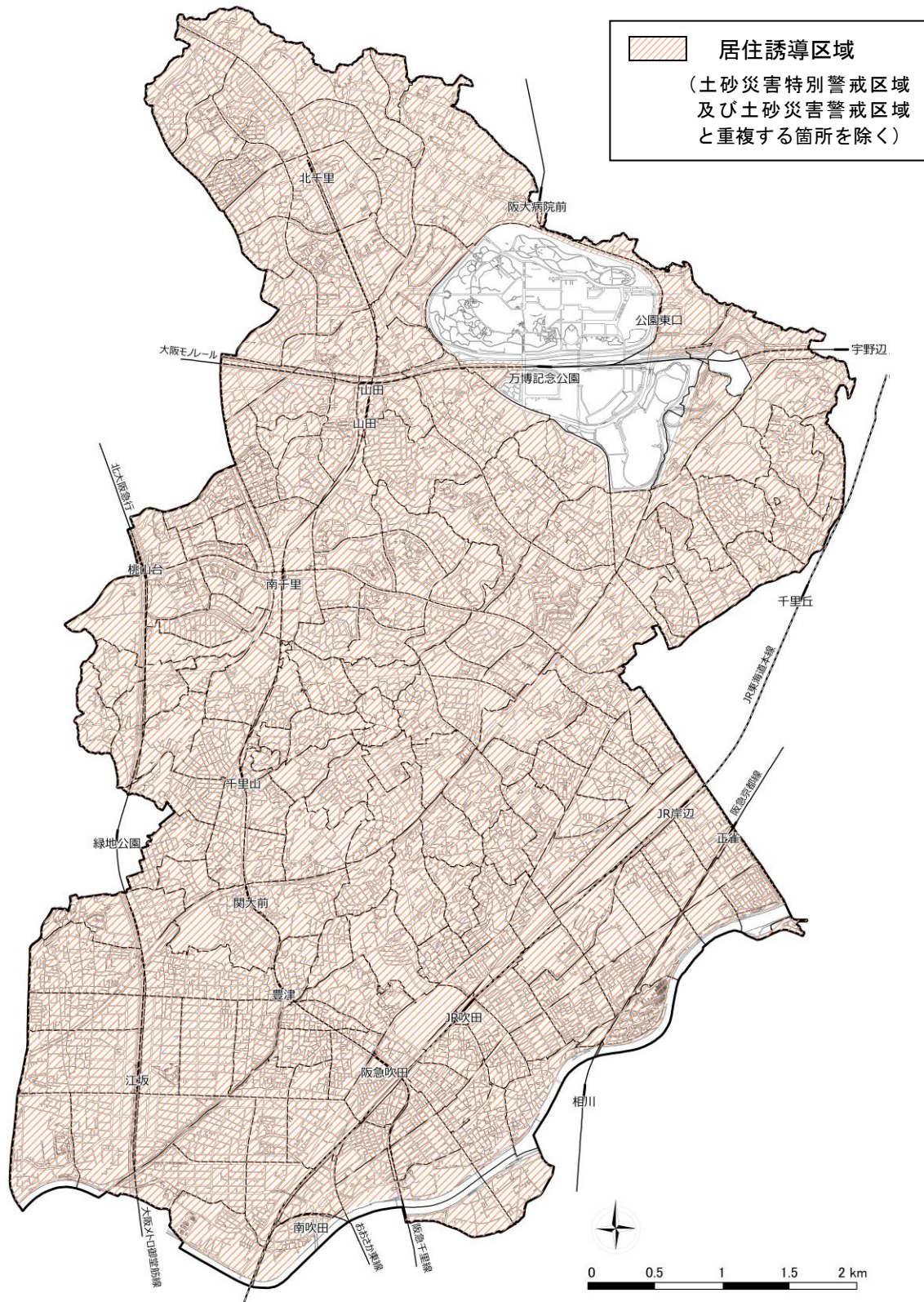


図 4.1 居住誘導区域

◆区域の設定根拠

区域の設定の考え方①～⑥における具体的な区域設定

- ① 「2.5 各種都市機能（P34）」のとおり、医療、福祉、保育、商業の各都市機能の利用圏域は、市内全域をカバーしており、日常生活の利便性は一定確保されています。また、目標年次である令和17年（2035年）においても、人口増加を見込んでおり、人口密度の低下による都市機能の減少は起こりにくいと想定されることから、市内全域を基本として居住誘導区域とすることとします。

- ② 「2.4 公共交通（P28）」のとおり、公共交通の利用圏域は一部の地域を除き市内をおおむねカバーしており、公共交通の利便性は一定確保されています。また、目標年次である令和17年（2035年）においても、人口増加を見込んでおり、極めて著しく不便な箇所は存在しないことから、市内全域を基本として居住誘導区域とすることとします。

- ③ 「2.6 災害ハザード（P60）」「4.3 防災指針（P80）」のとおり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は市内に点在しています。土砂災害特別警戒区域とあわせて、土砂災害警戒区域についても、適切な地形の改変（宅地の造成等）が行われ、区域指定の解除がされるまでは、居住誘導区域に含めないこととします。

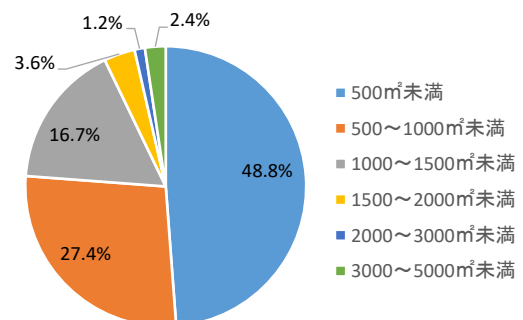


図 4.2 土砂災害特別警戒区域の規模別割合

- ④ 「2.6 災害ハザード（P60）」「4.3 防災指針（P80）」のとおり、浸水想定区域は市城南側で予測されますが、安威川ダム等の整備が進められ、浸水被害を未然に防止する取組が図られていることや、降雨量や水位の観測、吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアルでの情報提供等により、事前の避難体制の構築が図られていることから、居住誘導区域に含めることとします。

- ⑤ 「2.2(3)農地の状況（P21）」のとおり、生産緑地地区は比較的小規模なものが多数あり、かつ住居に取り囲まれるような立地がみられることから、居住誘導区域に含めることとします。

- ⑥ 特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区「万博記念公園地区」）として、万博記念公園南側の第2種住居地域を対象に、住宅等に関する土地利用を制限していることから、居住誘導区域に含めないこととします。また、居住誘導区域は用途地域が指定されている箇所を対象としていることから、用途地域が指定されていない万博記念公園及び神崎川沿いは、居住誘導区域に含めないこととします。

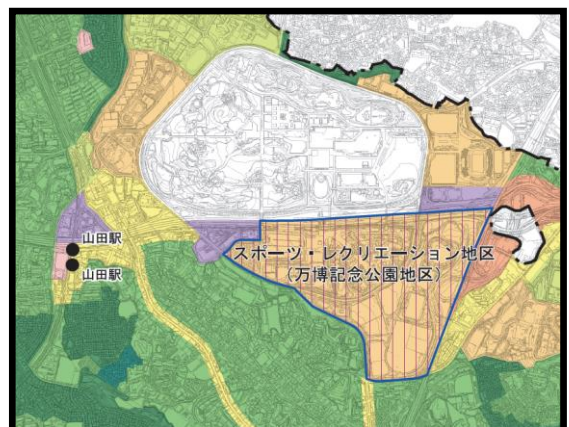


図 4.3 特別用途地区

(3) 居住誘導における配慮事項

居住誘導区域は、市内のほぼ全域を基本として設定しますが、防災等の観点に配慮することが必要です。主な配慮事項として以下のような点が挙げられます。

1) 浸水想定区域での十分な安全性の確保

浸水想定区域では、「4.3 防災指針（P80）」に記載の取組項目を推進することにより、十分な安全性の確保を行う必要があります。

2) 生産緑地など農地の保全

生産緑地について、本市においては居住誘導区域としていますが、農地の利用転換を促進するものではなく、農業振興等の本市の農業施策に基づき、都市部における農地を保全することや、良好な生活環境の確保といったことに配慮する必要があります。

4.2 居住誘導の施策

居住誘導区域内への居住を誘導するために、次のような施策を行います。

■良好な住環境の形成

- 定住を促進するため、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営等により、安全な住環境や住まいの確保を図ります。
- 生活の安全性や利便性の維持・向上を図る観点から、既に整備された都市計画道路、都市計画公園等の都市計画施設は、老朽化の状況を考慮した上で、都市計画事業として計画的な改修を進めます。

関連する SDGs の目標

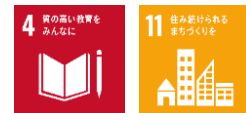


【参考】「老朽化した都市計画施設の改修に関する事業」について
令和 7 年（2025 年）3 月時点において、該当する事業は巻末資料のとおりです。

■子育てしやすい環境の整備

- 子どもが生まれても安心して働き続けられるよう、保育所の待機児童を早急に解消するとともに、子育ての負担や不安等を解消し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、地域の子育て支援の一層の充実を図ります。

関連する SDGs の目標



■「住みたいまち」としての魅力発信

- 定住・転入を促進するため、特に、学生などの若者や子育て世代に対して、万博公園南側エリアの市立吹田サッカースタジアムや民間の大規模集客施設、北大阪健康医療都市（健都）等の新たな魅力の発信を強化します。

関連する SDGs の目標



4.3 防災指針

(1) 防災指針の概要

1) 防災指針作成の背景

令和2年（2020年）の都市再生特別措置法の改正により、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下、防災指針という）」を定めることが位置づけられました。

防災指針の作成にあたっては、災害リスクの高い地域の有無を把握し、高リスクの地域には居住を誘導しないことを原則としながら、居住を誘導する区域においては、災害リスクに応じた防災・減災対策を検討し、記載することが求められています。

また近年、特に水災害*が頻発・激甚化の傾向を見せていることから、国の「立地適正化計画作成の手引き」において、水災害に関する具体的な検討の考え方が示される等が行われています。

このような制度改正等の動きを受け、本市においても居住誘導区域における水災害等のリスクを抽出し、リスクに対応した対策についてとりまとめた防災指針を作成するものです。

*水災害は、水害（洪水、内水、津波、高潮）と土砂災害を指すものです。

2) 防災指針の位置づけ

本市においては、市域の防災・減災対策等についてのとりまとめや記載が行われている「吹田市地域防災計画」や「吹田市強靱化地域計画」、「吹田市公共下水道事業計画」のほか、大阪府が策定している「淀川水系神崎川ブロック河川整備計画」等の既往計画との整合を図ることを基本とし、これらの関連する既往計画において、特に居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災に関する事項等を抽出し、整理したものを防災指針として位置づけます。

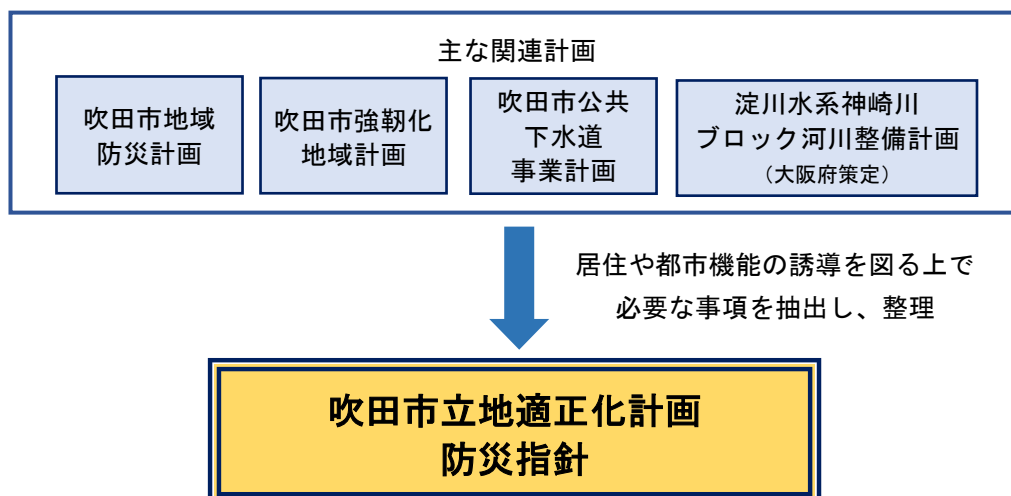


図 4.4 防災指針と主な関連計画との関係

3) 対象とする災害

前述の 1) に記載のとおり水災害等を対象としますが、具体的には、法令等に基づきハザードマップが公表されている等、災害ハザードエリアの特定が可能であるか、という視点も踏まえ、「洪水」、「内水」、「高潮」、「土砂災害（大規模盛土造成地の滑動崩落含む）」とします。

なお、本市においては、津波の被害は想定されていないことから、対象外とします。

4) 災害リスクを踏まえた居住誘導区域の設定の考え方

災害ハザードエリアについては、後述の各災害ハザードの分析結果を踏まえて、高いリスクを有するエリアは居住誘導区域に含まないことが原則ですが、本市においては、都市構造、人口分布等を勘案し、都市再生特別措置法施行令において、災害時に人命・財産上の被害に直結するおそれが高いエリア（いわゆる災害レッドゾーン）の一つとして位置づけられている土砂災害に関する区域に限り、居住誘導区域に含めないものとします。

その他の災害ハザードエリアについては、本防災指針に記載の取組を推進することにより、減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含めることとします。

(2) 災害リスク分析と課題等の抽出

前述の(1)3)で対象とした災害について、大阪府及び本市において作成している情報をもとに、居住誘導区域の災害リスクを分析し、課題等を抽出します。

表 4.1 分析対象の災害リスクの概要

項目		災害リスク	定義等
水害	洪水	想定最大規模降雨(L2)時の浸水想定区域	おおむね 1,000 年に 1 回程度の降雨を想定
		想定最大規模降雨(L2)時の浸水深	
		想定最大規模降雨(L2)時の浸水継続時間	
		想定最大規模降雨(L2)時の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)	
		計画規模降雨(L1)時の浸水想定区域	おおむね 100 年に 1 回程度の降雨を想定
		計画規模降雨(L1)時の浸水深	
	内水	想定最大規模降雨時の浸水想定区域	おおむね 1,000 年に 1 回程度の降雨(時間雨量 147 mm)を想定
		想定最大規模降雨時の浸水深	
	高潮	想定最大規模時の浸水想定区域	下記の台風を想定 ●中心気圧: 910hPa ●最大旋衝風速半径: 75km ●移動速度: 73km/h
想定最大規模時の浸水深			
想定最大規模時の浸水継続時間			
土砂災害		土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩落)の指定状況	
		土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩落)の指定状況	
		大規模盛土造成地の分布状況※	

※ 大規模盛土造成地の分布状況については、国の立地適正化計画作成の手引きにおいて、土砂災害のハザード情報の収集等の際に、併せて確認することが必要とされていることから、土砂災害の一つに位置づけた上で、別途、その分布状況等について整理します。

1) 洪水のリスク及び課題等

① 想定最大規模

①-1 浸水想定区域

おおむね 1,000 年確率の降雨により浸水が想定される区域は、大阪高槻京都線や阪急千里線以東においてはおおむね JR 東海道本線より南側のエリア、以西においては丘陵地の手前まで達しています。

①-2 浸水深

浸水想定区域のうち、JR 東海道本線や川岸町、吹東町、川園町等の一部において 4m 以上 5m 未満の浸水深となることが想定されています。また、南正雀の安威川左岸の一部では 5m 以上の浸水深が想定されており、阪急千里線を横断するアンダーパス周辺においても一部 5m 以上の浸水深となっています。その他、阪急千里線の西側の広いエリアなどで 3m 以上 4m 未満が浸水すると想定されています。

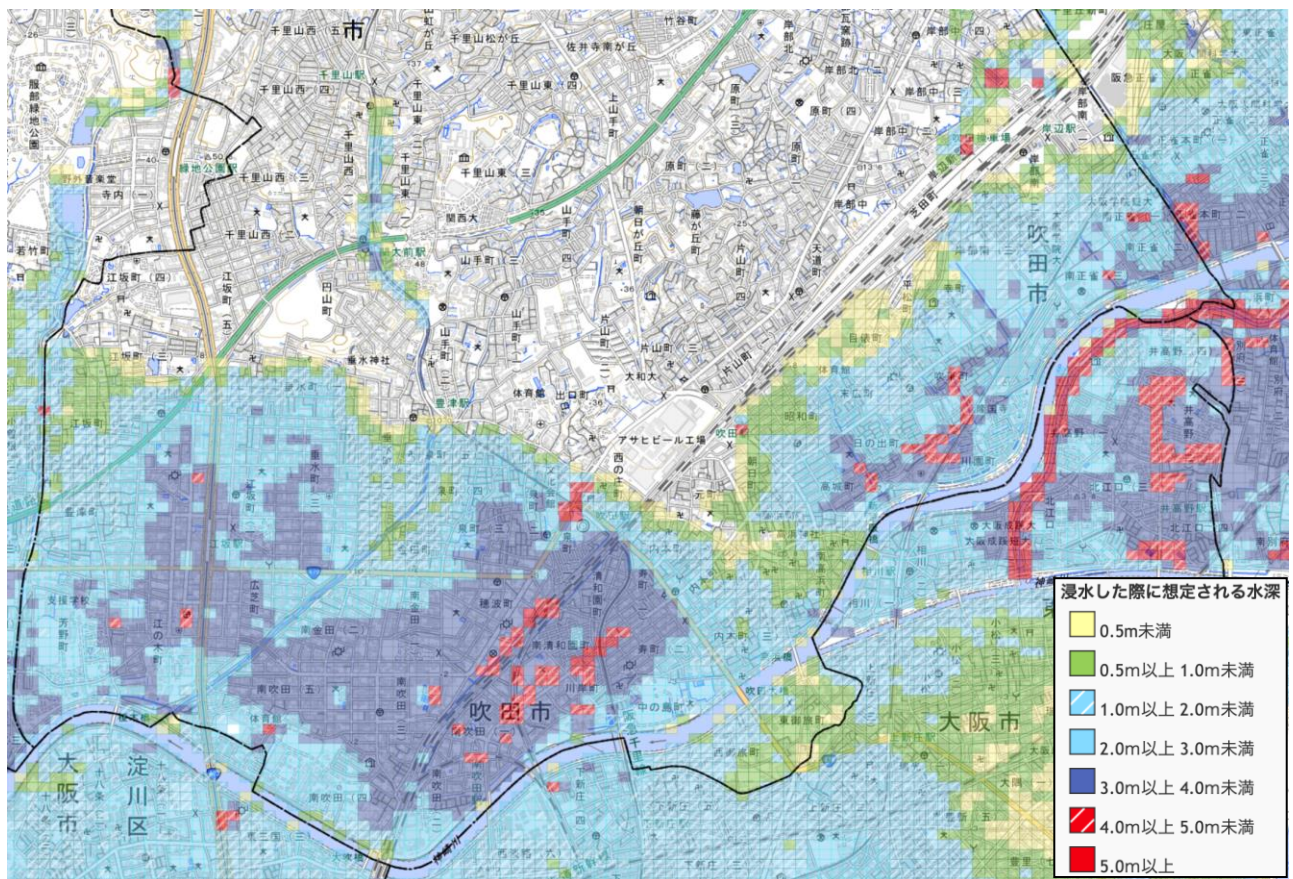


図 4.5 浸水想定区域・浸水深（想定最大規模）

資料：大阪府洪水リスク表示図

①-3 浸水継続時間

安威川の洪水に伴う浸水想定区域（図 4.6）については、JR 東海道本線以南のうち、おおむね JR 吹田駅の東側で浸水継続時間が 24～72 時間のエリアが広がっており、その周囲に 12～24 時間、12 時間未満のエリアがみられます。また、大阪高槻京都線より西側では一部に 24～72 時間、広い範囲に 12～24 時間の浸水継続時間が想定されるエリアがみられます。

神崎川の洪水に伴う浸水想定区域（図 4.7）のうち、おおむね大阪高槻京都線と糸田川に挟まれた範囲及び江坂駅周辺では、2 週間以上の浸水継続時間となることが想定されています。

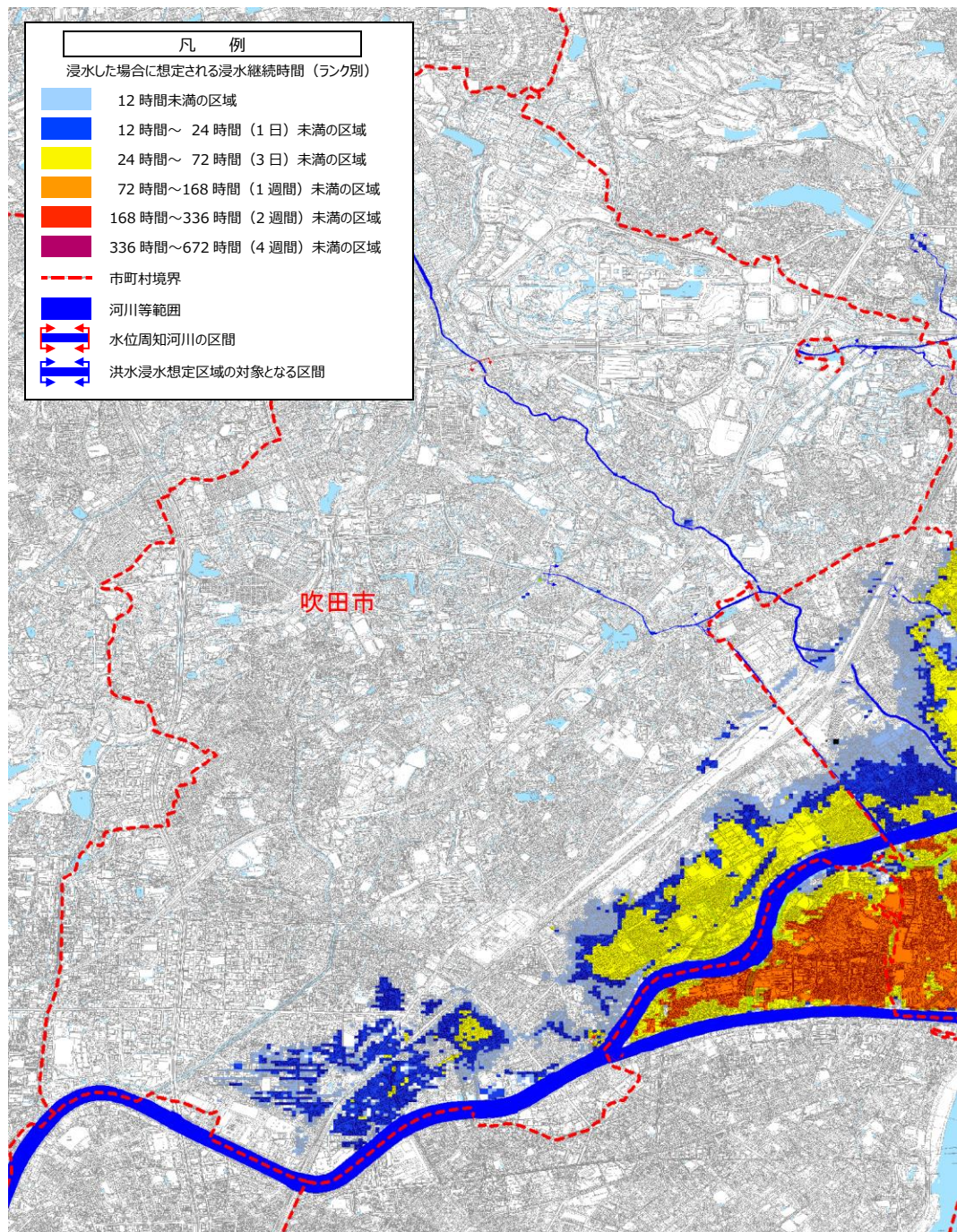


図 4.6 浸水継続時間（安威川 想定最大規模）

資料：大阪府洪水浸水想定区域図

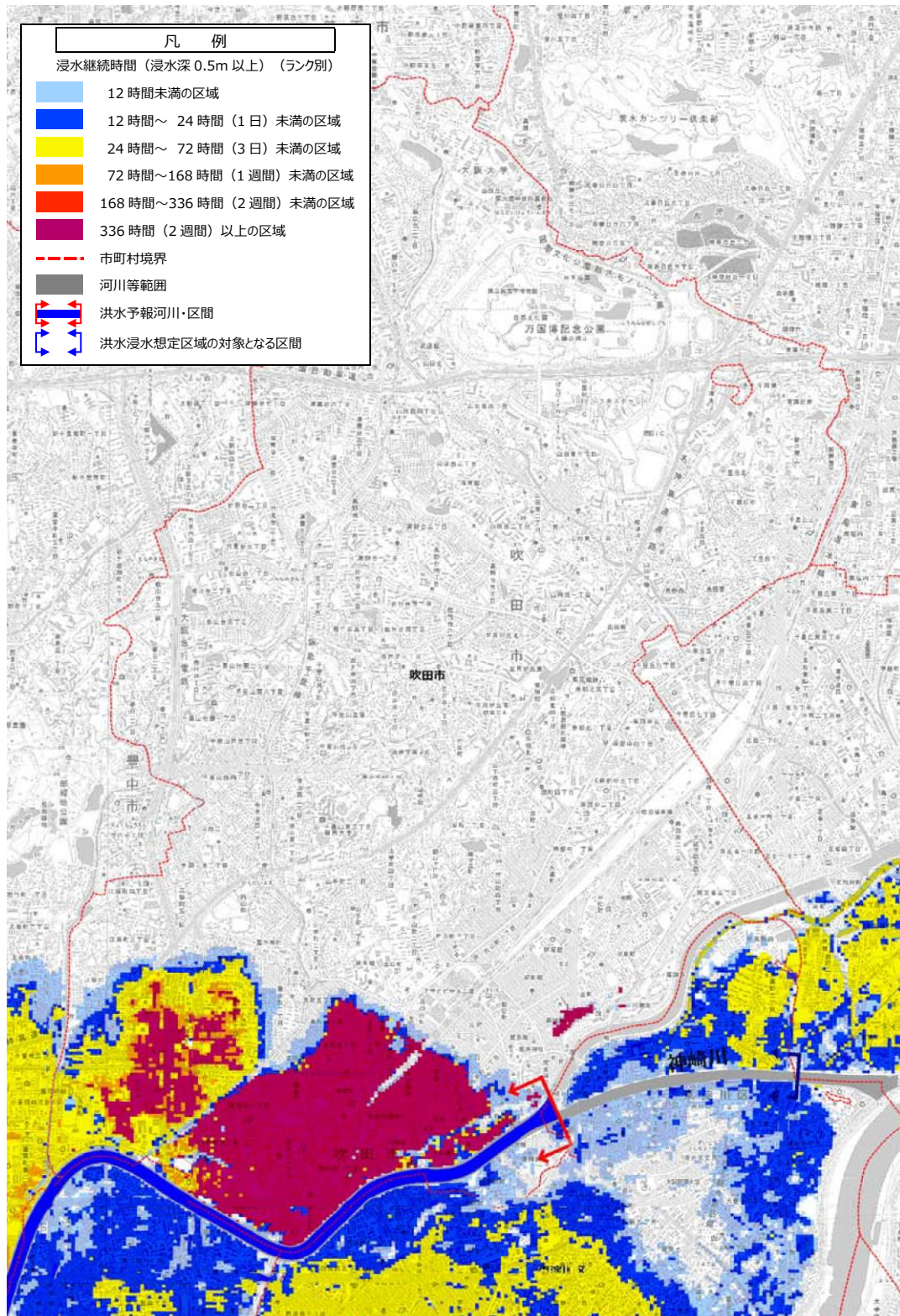


図 4.7 浸水継続時間（神崎川 想定最大規模）

資料：大阪府洪水浸水想定区域図

①-4 家屋倒壊等氾濫想定区域

安威川の氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、南正雀や川園町、南高浜町等、一部のエリアにみられ、区域には戸建住宅等が立地しています。また、河岸浸食による区域は、安威川の河川区域に面したエリアのほか、安威川に流れる正雀川や山田川等の河川区域沿いにおいてみられますが、それぞれの区域内に住宅等の建物が立地しています。

市内には、神崎川の氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域はみられず、河岸浸食による区域も神崎川に面するごく一部のエリアにとどまっており、川沿いの建物まで区域が達しているところはみられません。

※ 家屋等倒壊想定区域のシミュレーションについては、他河川の決壊による氾濫、想定最大降雨量を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等は考慮されていません。また、上記に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定し、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態を想定して、シミュレーションが行われています。

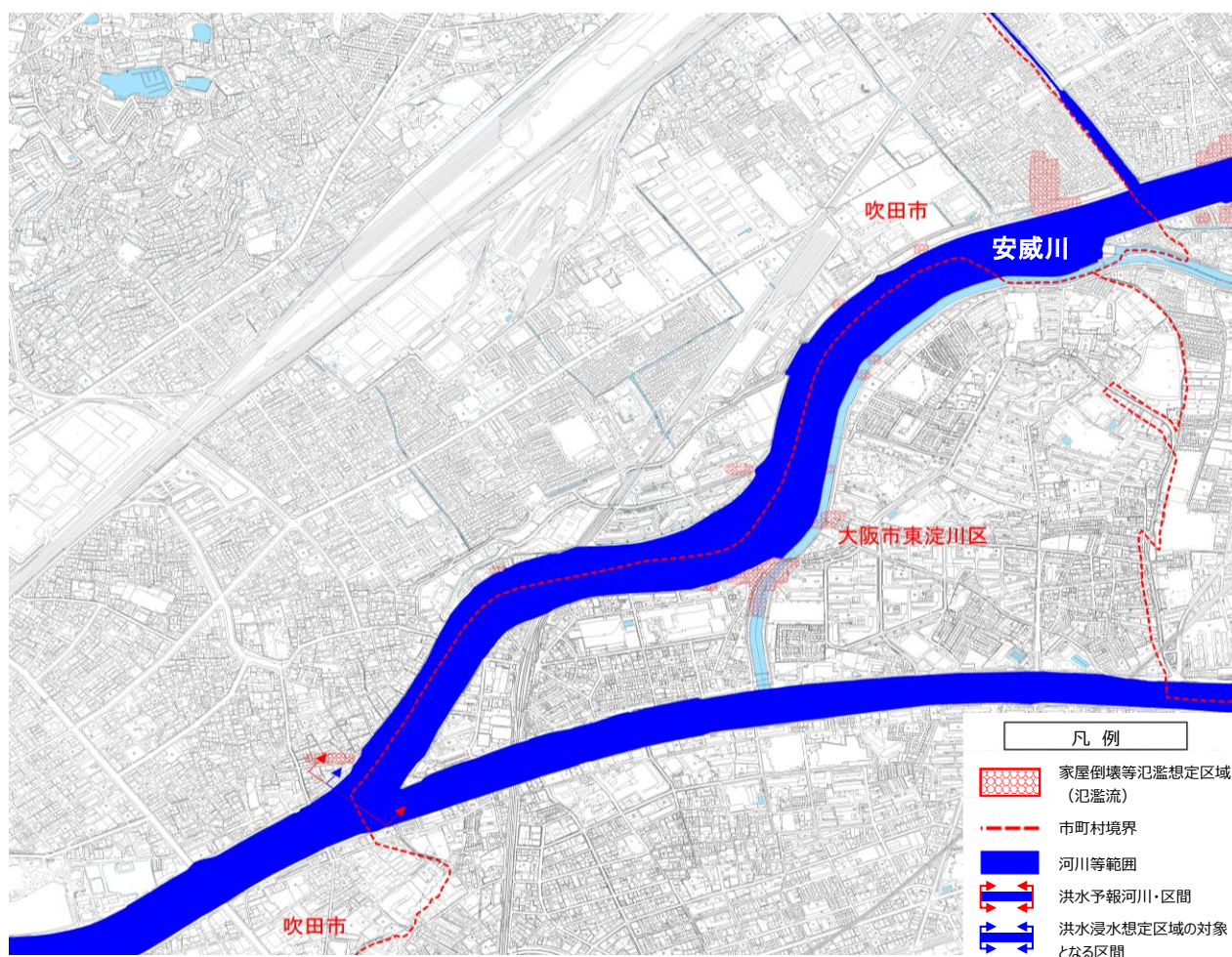


図 4.8 家屋倒壊等氾濫想定区域（安威川 氾濫流）

資料：大阪府洪水浸水想定区域図

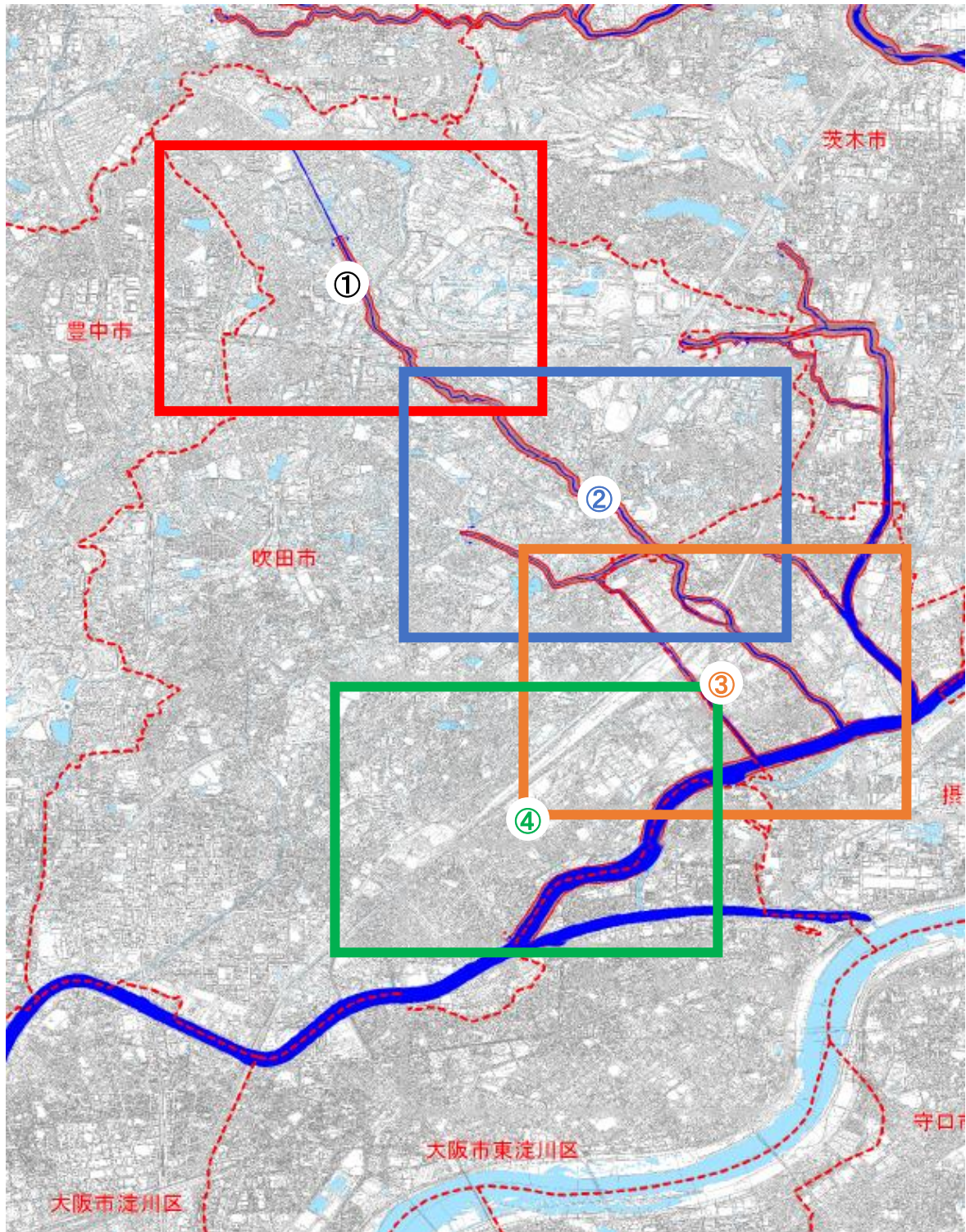


图 4.9 家屋倒壊等氾濫想定区域（安威川等 河岸浸食 拡大図位置図）

資料：大阪府洪水浸水想定区域図

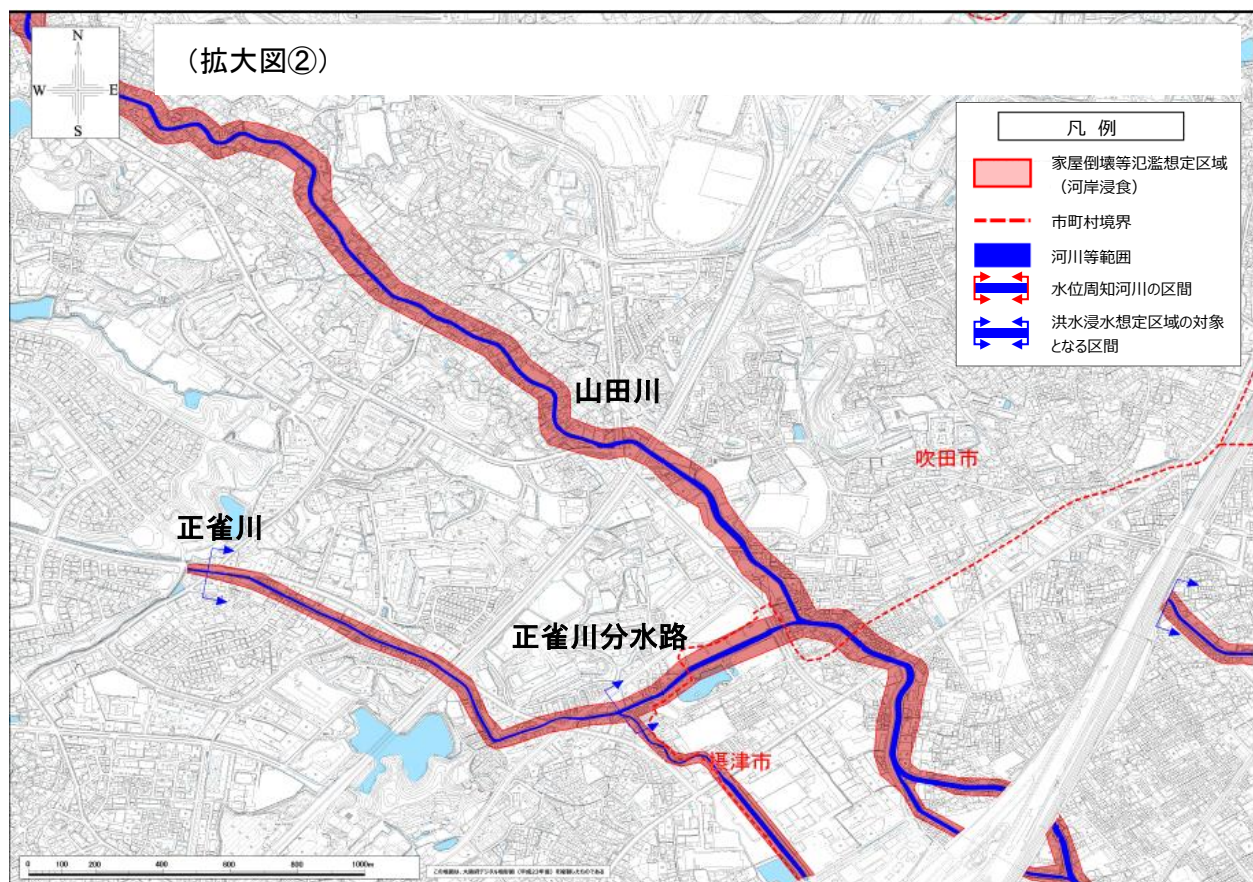
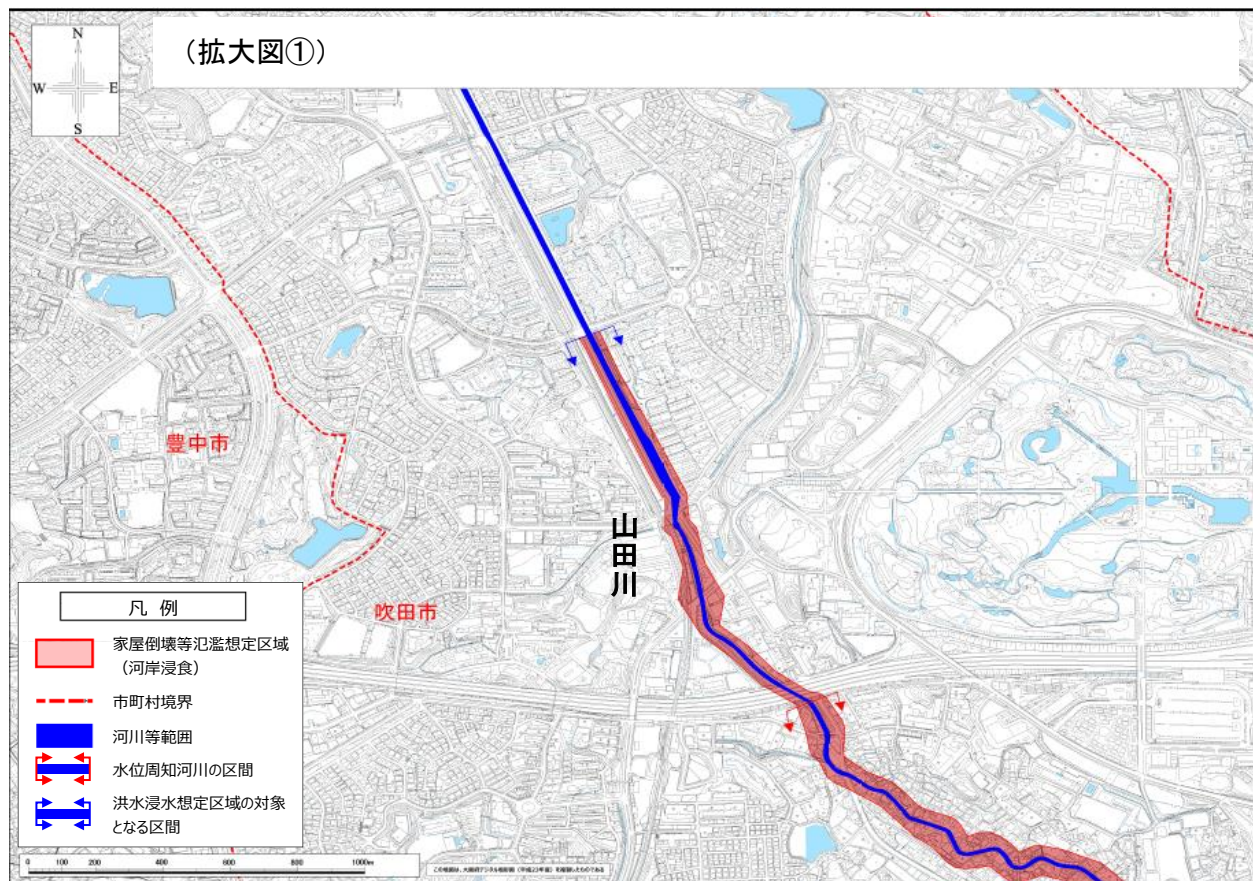


図 4.10 家屋倒壊等氾濫想定区域（正雀川、正雀川分水路、山田川 河岸浸食）

資料：大阪府洪水浸水想定区域図

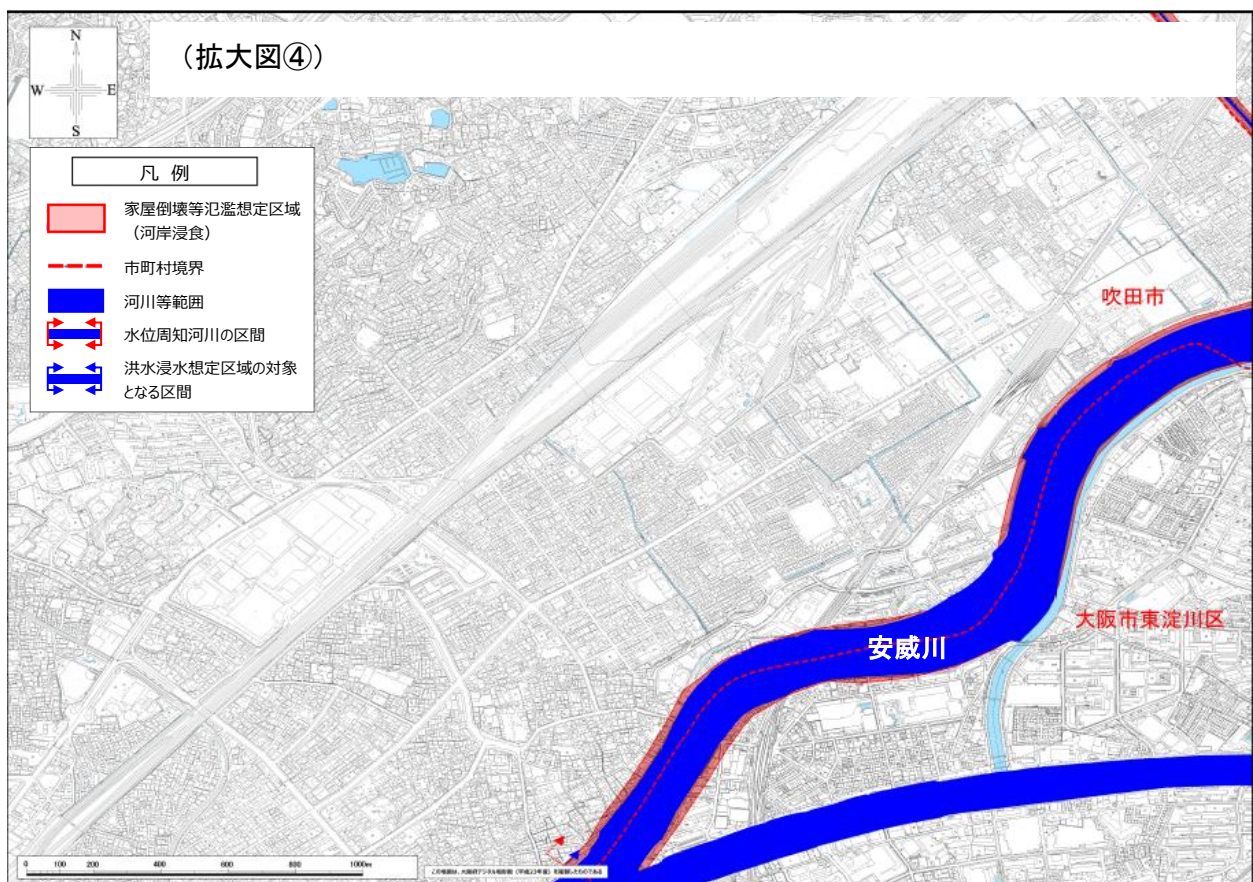
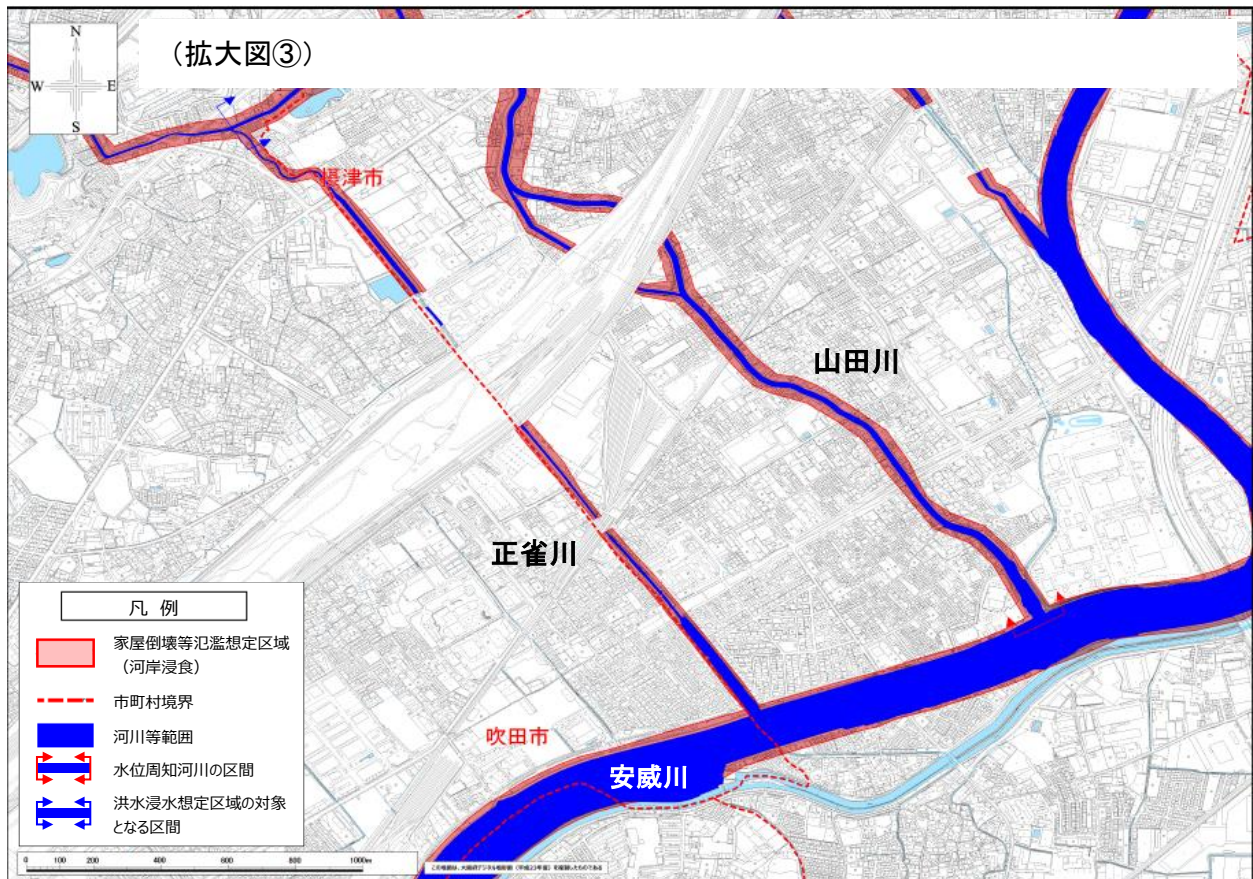
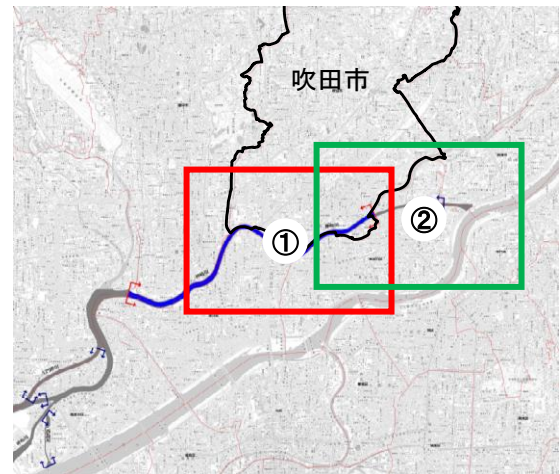


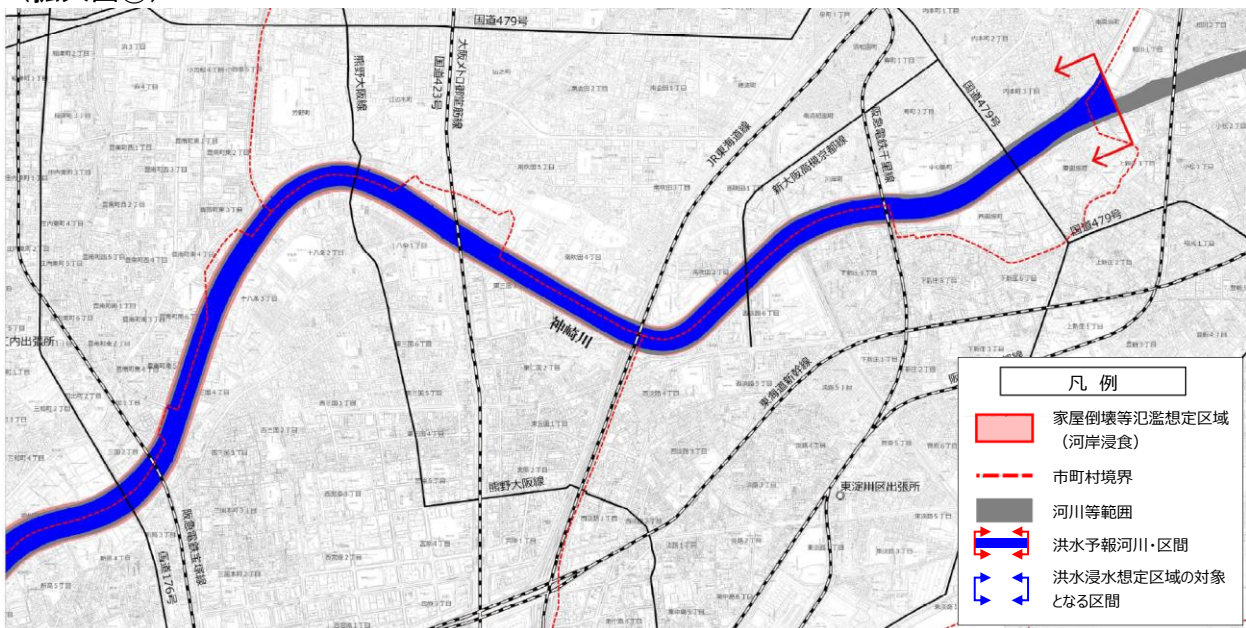
図 4.11 家屋倒壊等氾濫想定区域（安威川、正雀川、山田川 河岸浸食）

資料：大阪府洪水浸水想定区域図

(拡大図位置図)



(拡大図①)



(拡大図②)

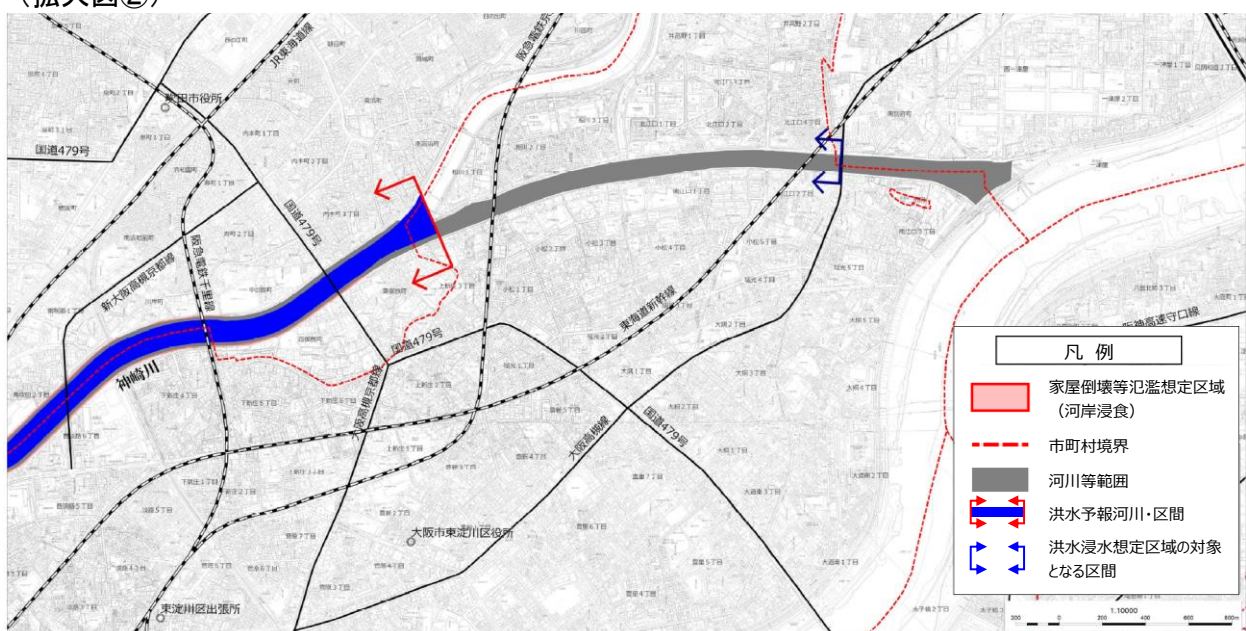


図 4.12 家屋倒壊等氾濫想定区域（神崎川 河岸浸食）

資料:大阪府洪水浸水想定区域図

②計画規模

②-1 浸水想定区域

100 年確率の降雨により浸水が想定される区域についても、大阪高槻京都線や阪急千里線以東においてはおおむね JR 東海道本線以南のエリア、以西においては丘陵地の手前までが想定されています。

②-2 浸水深

浸水想定区域の大半において、浸水深は 1m 以上 3m 未満となっていますが、穂波町辺りの JR 東海道本線沿い、十三高槻線と阪急千里線が交差するアンダーパス周辺、高城町、日の出町、南正雀等のそれぞれ一部のエリアでは最大で 3m 以上の浸水深となることが想定されています。

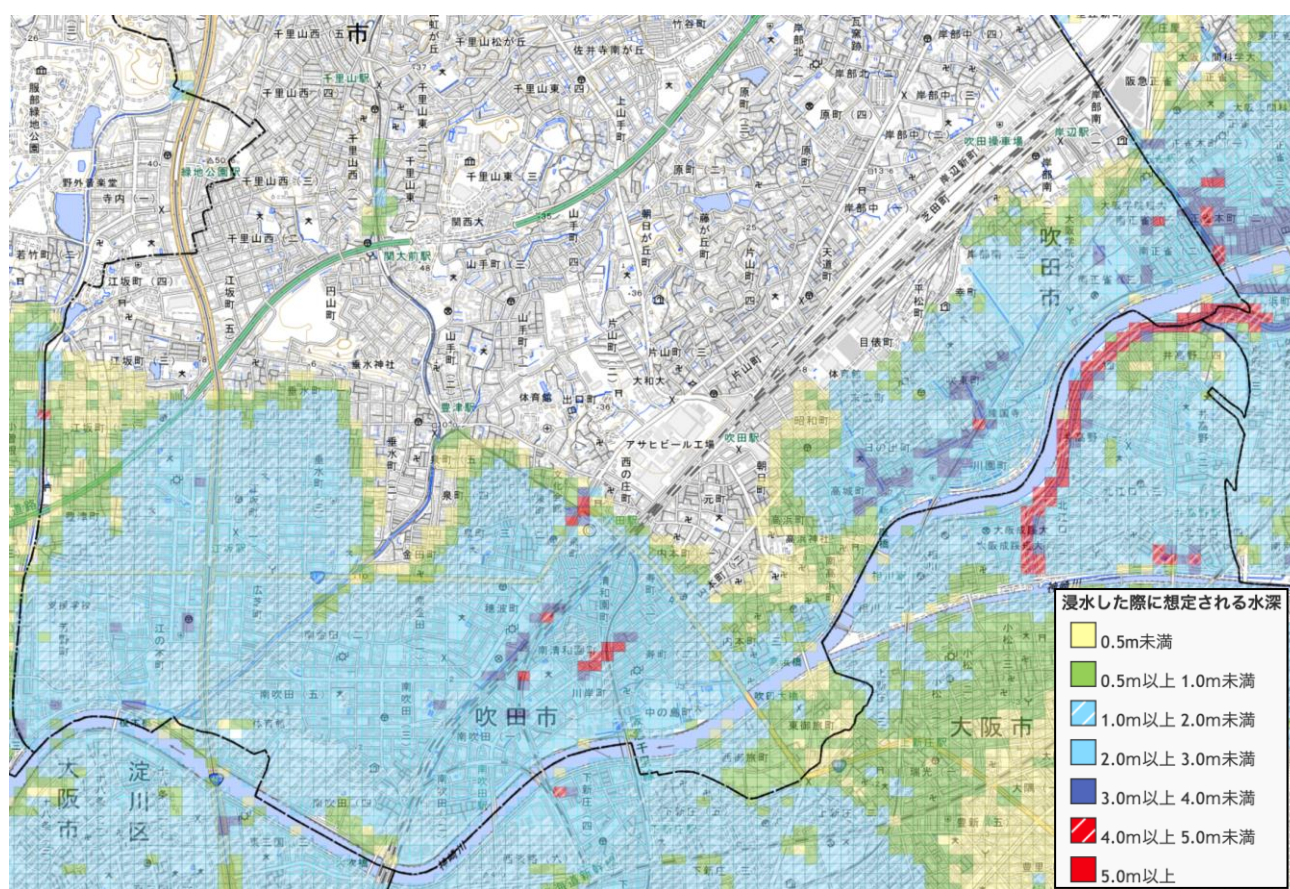


図 4.13 浸水想定区域・浸水深（計画規模）

資料：大阪府洪水リスク表示図

③安威川ダム等の整備に伴う浸水被害の変化

③-1 安威川ダムの概要

昭和 42 年（1967 年）の北摂豪雨（茨木市において最大 48mm/h、215.5mm/日の雨量を記録。吹田市内で 2,695 戸の床上浸水、7,413 戸の床下浸水）を契機に、100 年に一度の大雨に対応できる「河川改修とダム建設」による抜本的治水対策が立案され、その後のダムサイトに関する調査や地元地区との交渉などを経て、平成 26 年度（2014 年度）よりダム本体工事に着手されています。ダム本体完成後、約 1 年程度の試験湛水等を経て、令和 5 年度（2023 年度）に供用開始が予定されています。

安威川ダムの建設目的は次のとおりです。

- － 洪水調節：ダム地点の計画高水流量 850 m³/s のうち、690 m³/s の洪水調整を行い、神崎川合流前（相川）で計画高水流量 1,850 m³/s を 1,250 m³/s へ低減する
- － 流水の正常な機能維持：河川維持用水、農業用水の確保
- － 環境改善：下流河道の河川環境の保全のために環境改善容量を利用した放流を行い、流況改善を図る

③-2 安威川ダム等の整備に伴う洪水時の浸水想定区域の縮小、浸水深の低下

安威川ダムの建設のほか、ため池などを活用した流出抑制施設の整備や神崎川の河床掘削工事により、おおむね JR 東海道本線以南の洪水浸水想定区域の洪水氾濫が軽減されることとなります。洪水浸水想定区域は、図 4.15（P94）のとおり安威川ダム等の整備前後で 60%程度減少すると見込まれています*。

安威川ダム等の整備に伴い、想定最大規模発生時の神崎川沿いの浸水深は次のとおり（図 4.15（P94）参照）大きく軽減されることとなります。

- － 阪急吹田駅周辺 整備前:2m 以上 ⇒ 整備後:浸水しない
（東海道本線以北）
- － JR 吹田駅周辺 整備前:0.5～3m ⇒ 整備後:浸水しないエリアや 0.5m 未満の
（東海道本線以南） エリアが拡大
- － 江坂駅周辺 整備前:2m 以上 ⇒ 整備後:浸水しない

ただし、ダム供用後も高城町、日の出町、南正雀等一部のエリアでは 4m 以上の浸水深が予測されていることから、避難場所の確保や円滑な誘導など災害に対する対策を進めていく必要があります。

*洪水浸水想定区域面積は、図 4.15(P94)での図上計測によるものです。

（注）安威川ダム等整備後の浸水想定区域、浸水深については、安威川、山田川、正雀川及び高川の洪水リスクに対しての想定です。
（神崎川、糸田川及び上の川の安威川ダム等整備後の浸水想定区域、浸水深については、公表されていません。）

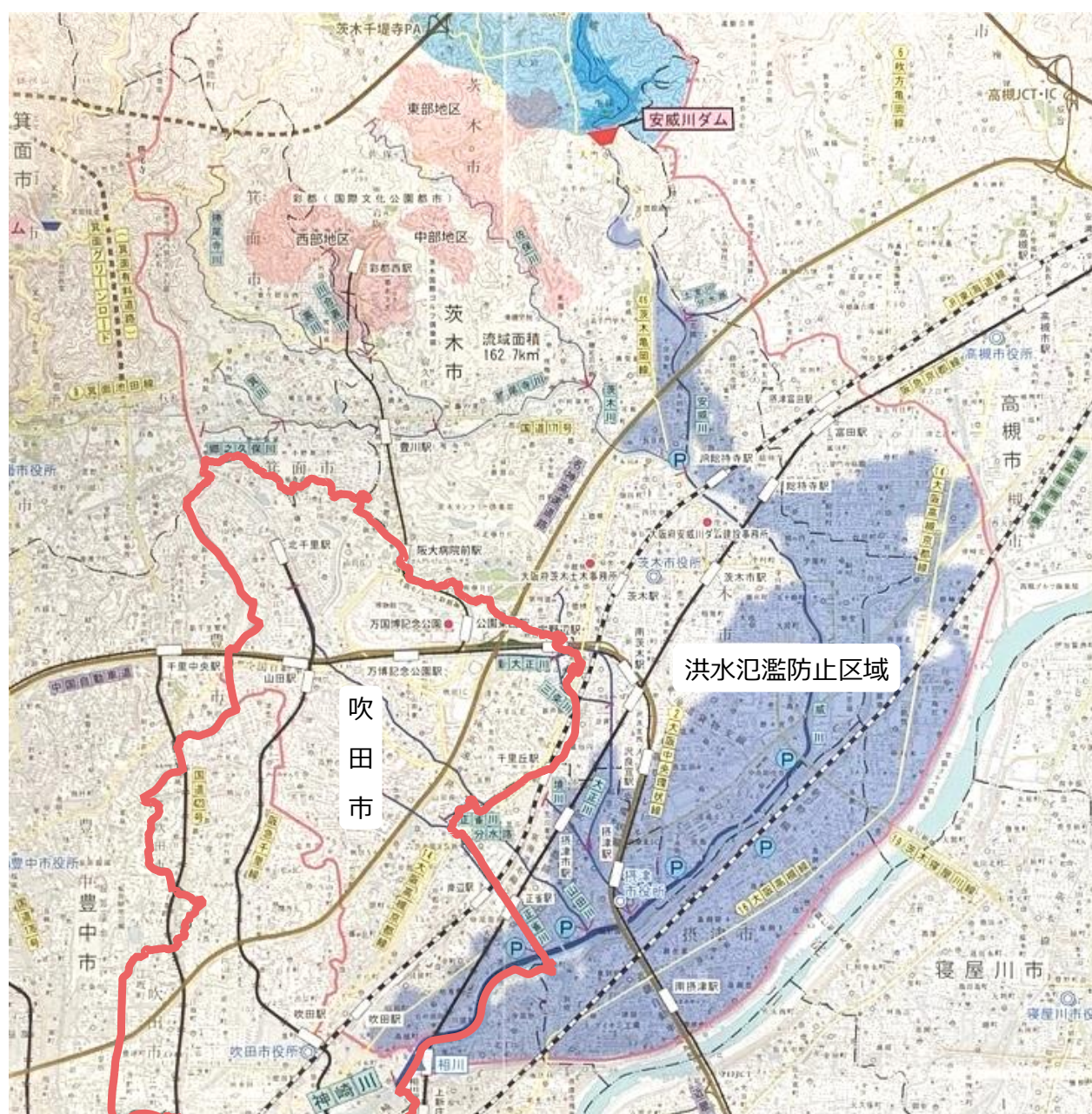


図 4.14 安威川ダム等の整備による洪水氾濫防止区域

資料：大阪府 安威川ダム建設事業パンフレット

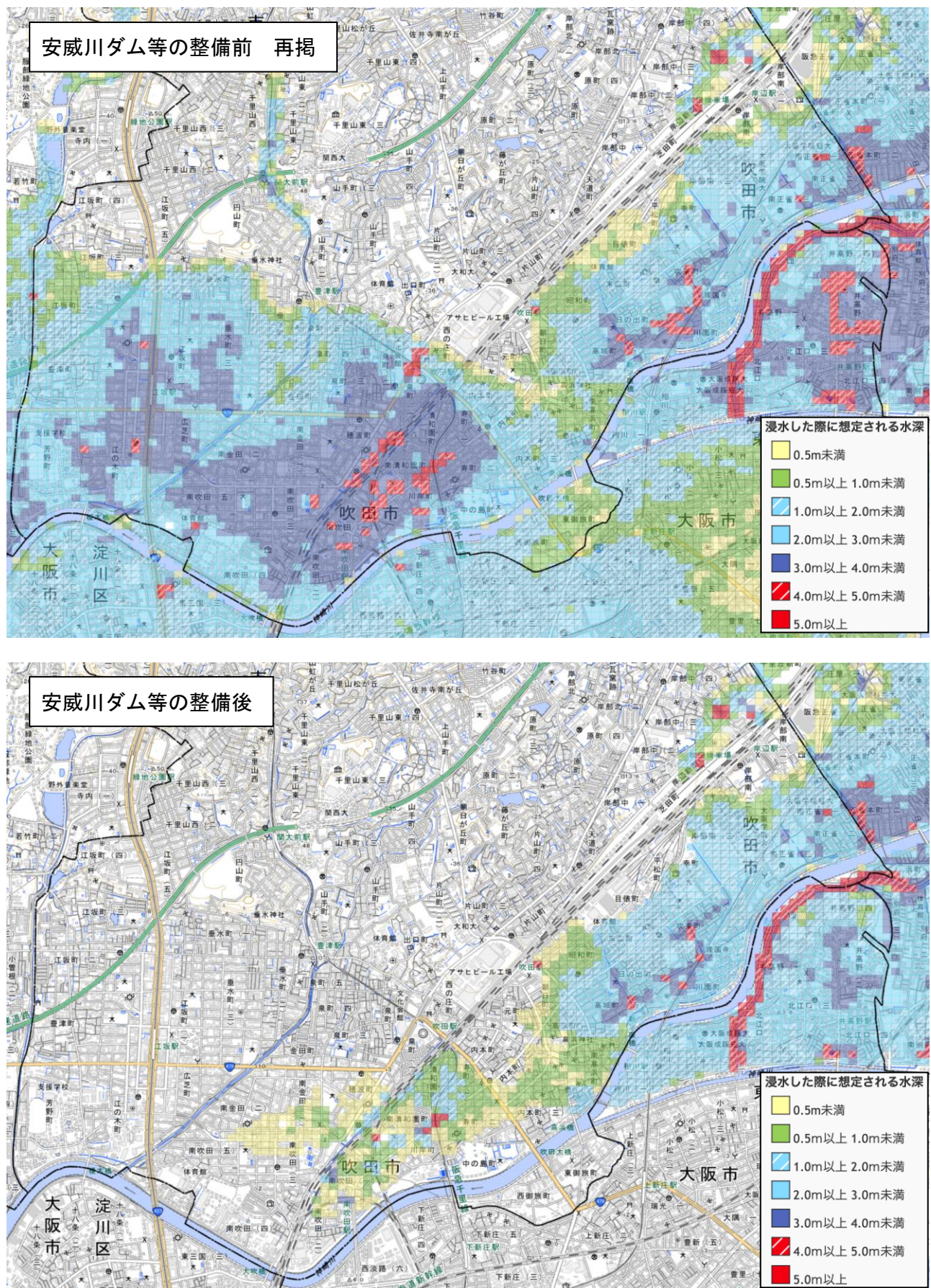


図 4.15 安威川ダム等の整備前後における浸水想定区域等の変化（想定最大規模の洪水）

資料：大阪府洪水リスク表示図

（注）安威川ダム等整備後の浸水想定区域、浸水深については、安威川、山田川、正雀川及び高川の洪水リスクに対しての想定です。
（神崎川、糸田川及び上の川の安威川ダム等整備後の浸水想定区域、浸水深については、公表されていません。）

④洪水に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

神崎川及び安威川沿いの市街地等に洪水浸水想定区域が広がっており、想定最大規模における浸水区域の一部において浸水深が 5m を超える箇所もみられます。ただし、浸水想定区域には指定緊急避難場所や津波・洪水避難ビルが指定されており、それぞれの施設から 500m 圏（一般的な高齢者の徒歩圏）で浸水想定区域はおおむねカバーされています。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域が神崎川や山田川等の沿川にみられ、これらのエリアでは大雨等の際に河岸浸食による家屋倒壊の危険性があります。

これら洪水に関するリスクを有するエリアについては、神崎川及び安威川における護岸等の対策、安威川ダムの建設のほか、ため池等を活用した流出抑制施設の整備及び神崎川の河床掘削工事による災害リスクの低減等、総合的な治水・雨水対策のほか、避難場所等の指定、災害情報の周知等の日常的な防災意識の向上に向けた取組や、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備等の取組によって減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含めることとします。

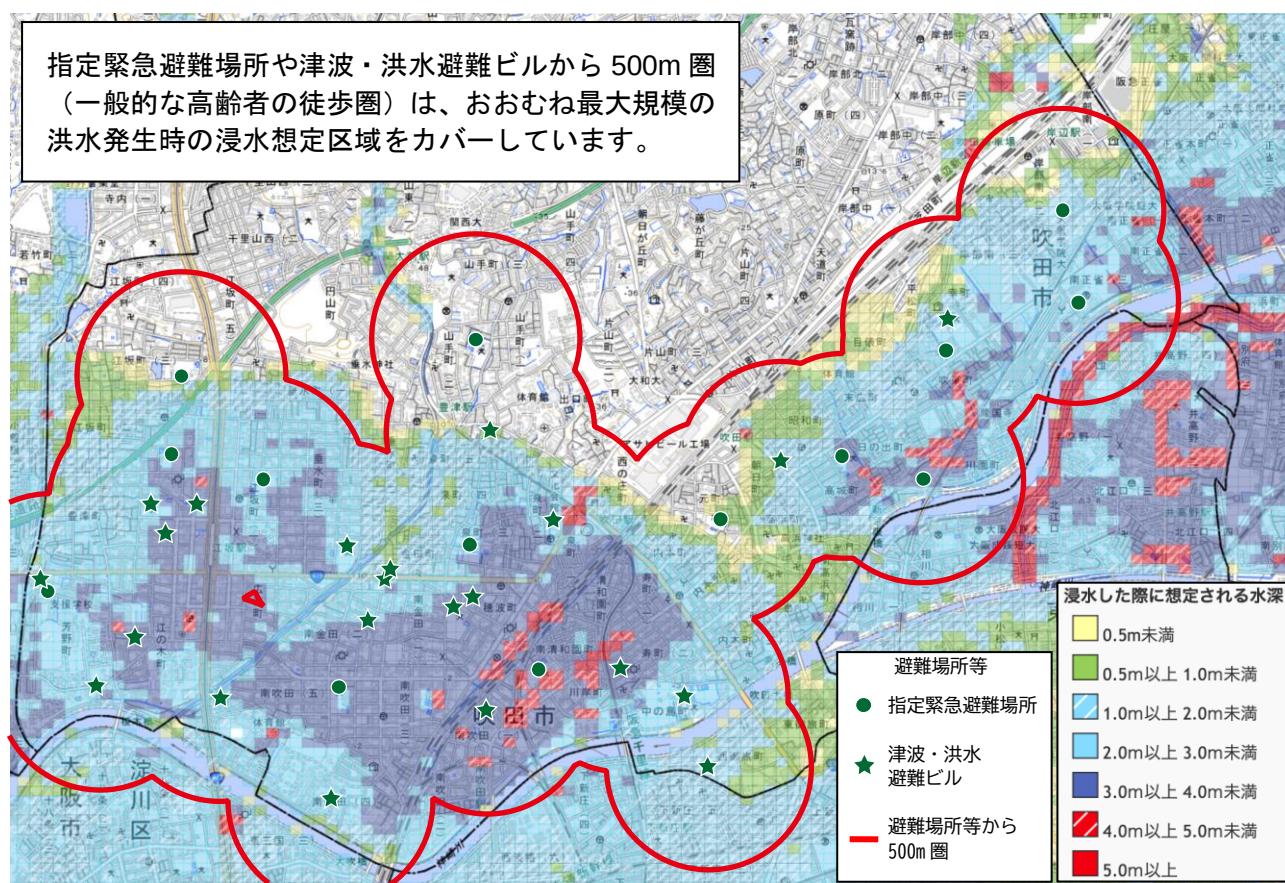


図 4.16 避難場所等の分布状況（想定最大規模の洪水時の浸水深との重ね合わせ）

資料：大阪府洪水リスク表示図、吹田市洪水ハザードマップ

2) 内水のリスク及び課題等

① 想定最大規模

①-1 浸水想定区域

市南部の平野部を中心に浸水想定区域がみられます。区画道路及びその沿道が多くなっていますが、JR 吹田駅北側、阪急吹田駅西側、江坂駅周辺等で面的に広がっています。

その他、上の川沿いや丘陵部のうち谷状の地形となっており周辺より低くなっているところ等に浸水想定区域がみられます。

①-2 浸水深

面的に浸水想定区域が広がっているエリアでは浸水深が 1m 未満のところが多くなっていますが、JR 吹田駅北側や阪急千里線のアンダーパス周辺等の一部のエリアに 1m 以上 3m 未満の浸水深となっているところがみられます。

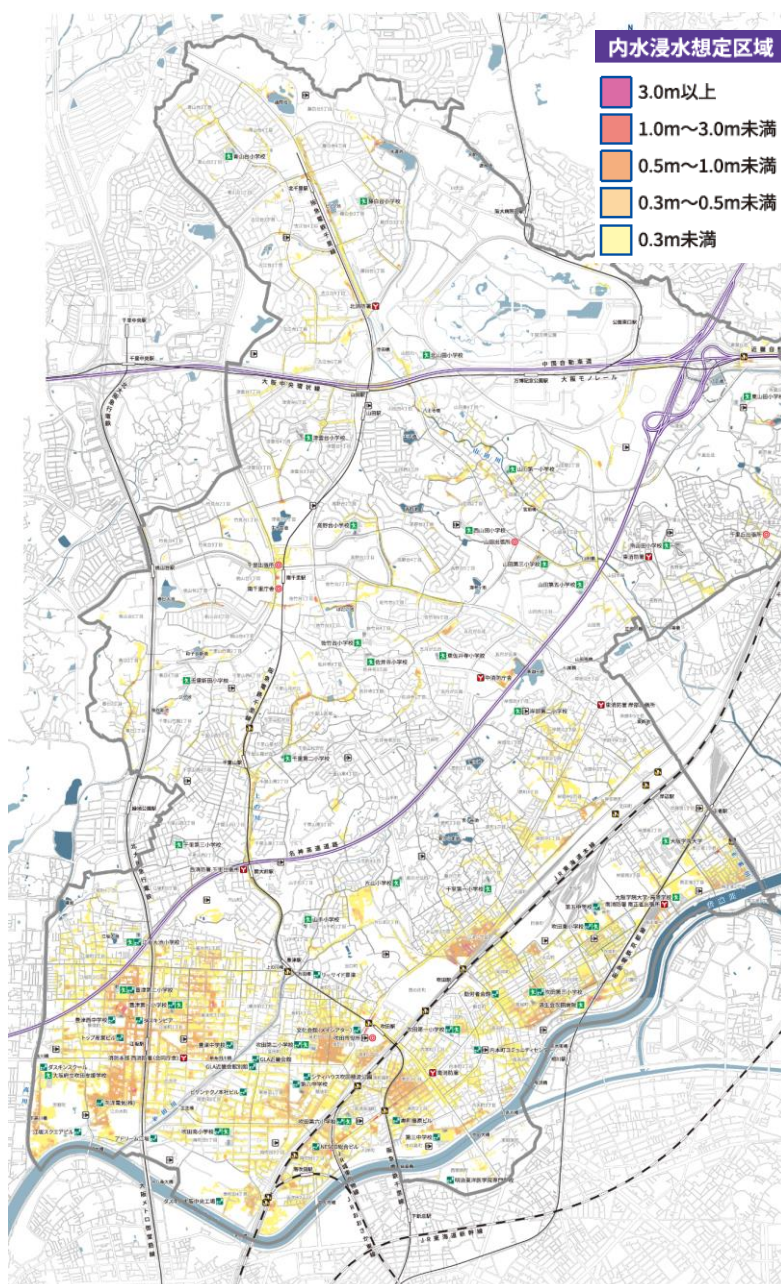


図 4.17 浸水想定区域・浸水深（最大規模）

資料：吹田市内水ハザードマップ

②雨水レベルアップ整備に伴う浸水被害の軽減

②-1 雨水レベルアップ整備事業の概要

市の南部区域は、雨水を直接川に排水することができず、ポンプで排水しなければならないため、雨に弱い地形になっています。特に市域の約 1/4 にあたる 838ha（南吹田処理区の合流区域及び川面処理区）については、下水道整備の初期に建設を行ったため、施設の整備水準が低くなっており常襲的に浸水が発生しています。

そのため、内水による浸水被害については、吹田市公共下水道事業計画に基づき、市内で「雨水レベルアップ整備事業」を実施し、浸水被害の軽減に努めています。

同事業は、この 838ha の区域において、既に整備した下水道施設、既存施設を有効に活用し、その能力を超える分を新たな増強施設で対応します。全体の事業としては、内径 0.8～3.75m の増強管を約 13km 整備することと、雨水を神崎川に放流するために 30 m³/秒の雨水排水ポンプを増強することです。

②-2 雨水レベルアップ整備事業進捗による効果

豊津工区での工事が完了し、現在は中の島・片山工区での工事を進めています。中の島・片山工区の事業により、65mm/h の降雨に対し、内本町地区及び寿町地区の床上浸水被害戸数を 20 棟から 0 棟へ減少させることができ、また、緊急交通路を有する片山町地区において機能保全水深 20cm 未満を達成することが可能となります。今後も吹田市公共下水道事業計画に基づき、同事業を推進し、浸水被害の軽減に努めます。



図 4.18 雨水レベルアップ対象区域及び増強管計画路線図

資料:吹田市下水道年報

③内水に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

内水による浸水想定区域は、短時間に集中的に降る豪雨による一時的なものです。市南部やくぼ地など多くのエリアで 0.5～1m 程度の浸水深となっているほか、一部で 1m 以上 3m 未満の浸水深となっています。

これら内水による浸水想定区域については、現在進めている雨水レベルアップ整備事業をはじめとするハード対策を講じることによって防災を図ることに加え、ソフト対策として土のう配布や止水板設置助成、内水ハザードマップの周知により減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含めることとします。

3) 高潮のリスク及び課題等

① 浸水想定区域等

大阪府内の高潮浸水想定区域は、水防法の規定に基づき浸水が想定される区域に指定されており、主に次の条件により、被害が最大となる条件において設定されています。

- 我が国既往最大規模の台風を想定（室戸台風級：910hpa）
- 潮位偏差（実際の潮位と天文潮位の差）が最大となるような台風経路を設定
- 高潮と同時に河川での洪水を考慮
- 最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む

①-1 浸水想定区域

浸水想定区域は、おおむね市南西部の平野部に広がっており、その他のエリアでは浸水被害が生じないと想定されています。

①-2 浸水深

浸水想定区域の大半のエリアにおいて、想定される浸水深は最大で 0.5m 以上 3m 未満となっています。

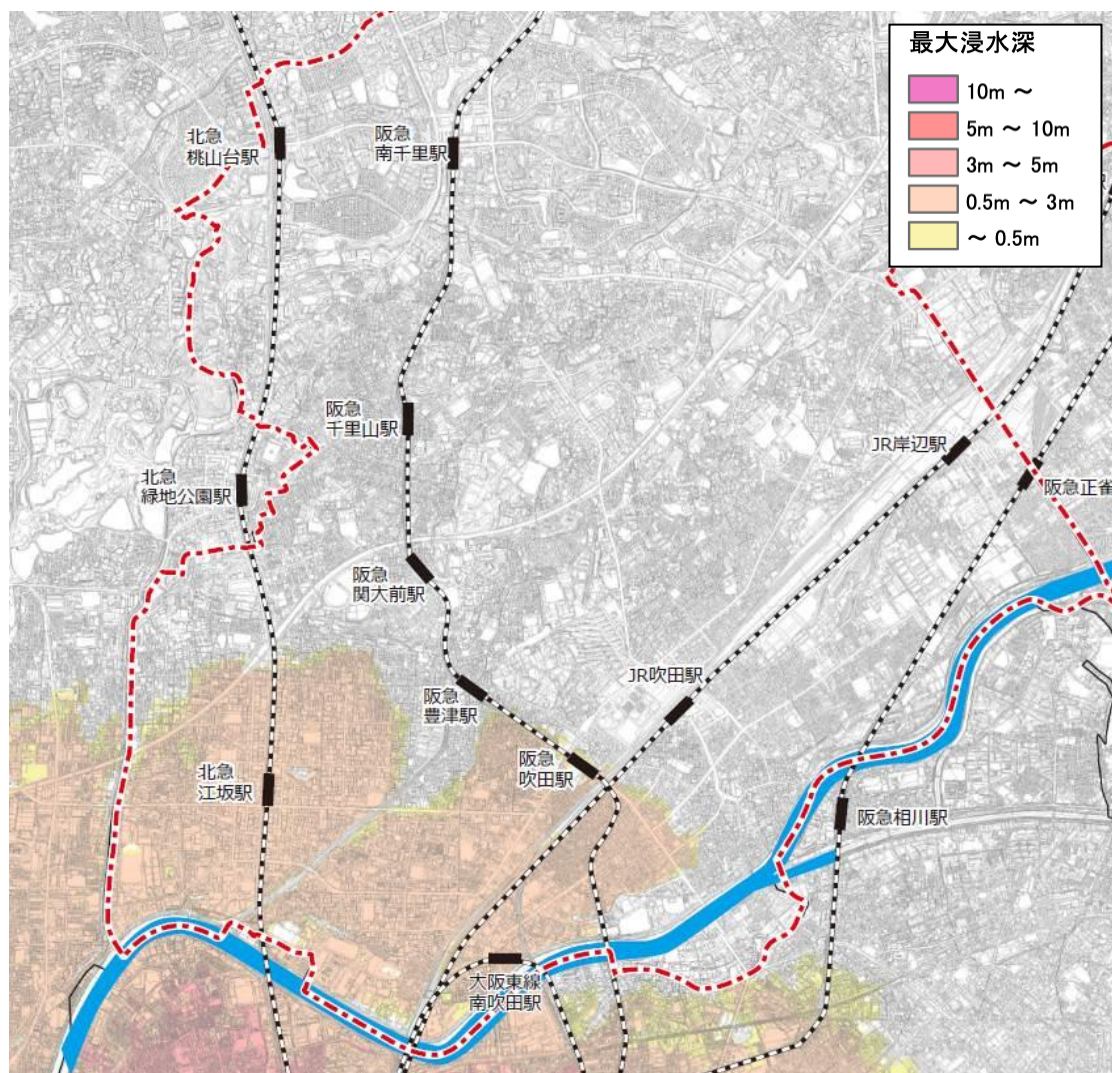


図 4.19 浸水区域・浸水深（最大規模）

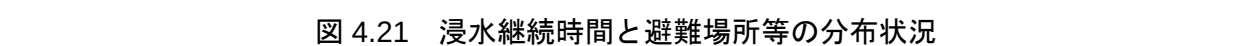
資料：大阪府高潮浸水想定区域図

0.5m以上の浸水が継続する時間については、市内の浸水想定区域の大半において1週間以上となっています。



資料:大阪府高潮浸水想定区域図

市内で想定される高潮は、わが国における想定最大規模の台風が大阪湾沿岸で潮位偏差が最も大きくなる経路を通るといった、最悪の事態を基に設定されているため、その発生頻度は低いと見込まれていますが、発生した際は、浸水期間が長期化する場合があります。



4) 土砂災害のリスク及び課題等

本市の土砂災害としては、土石流は想定されておらず、急傾斜地の崩落に関して土砂災害警戒区域が指定されています。土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、令和3年（2021年）8月時点で75箇所に指定されており、そのうち60箇所以上が平成28年（2016年）以降に指定されています。

①土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域は、千里山、佐井寺、山田など丘陵部のうち、社寺や墓地の周囲など昔からの建物や地形が残されているエリアや、面整備事業などが実施されていないエリア等に指定されています。

②土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、土砂災害特別警戒区域の周囲に指定されており、土砂災害警戒区域単独で指定されている箇所はありません。

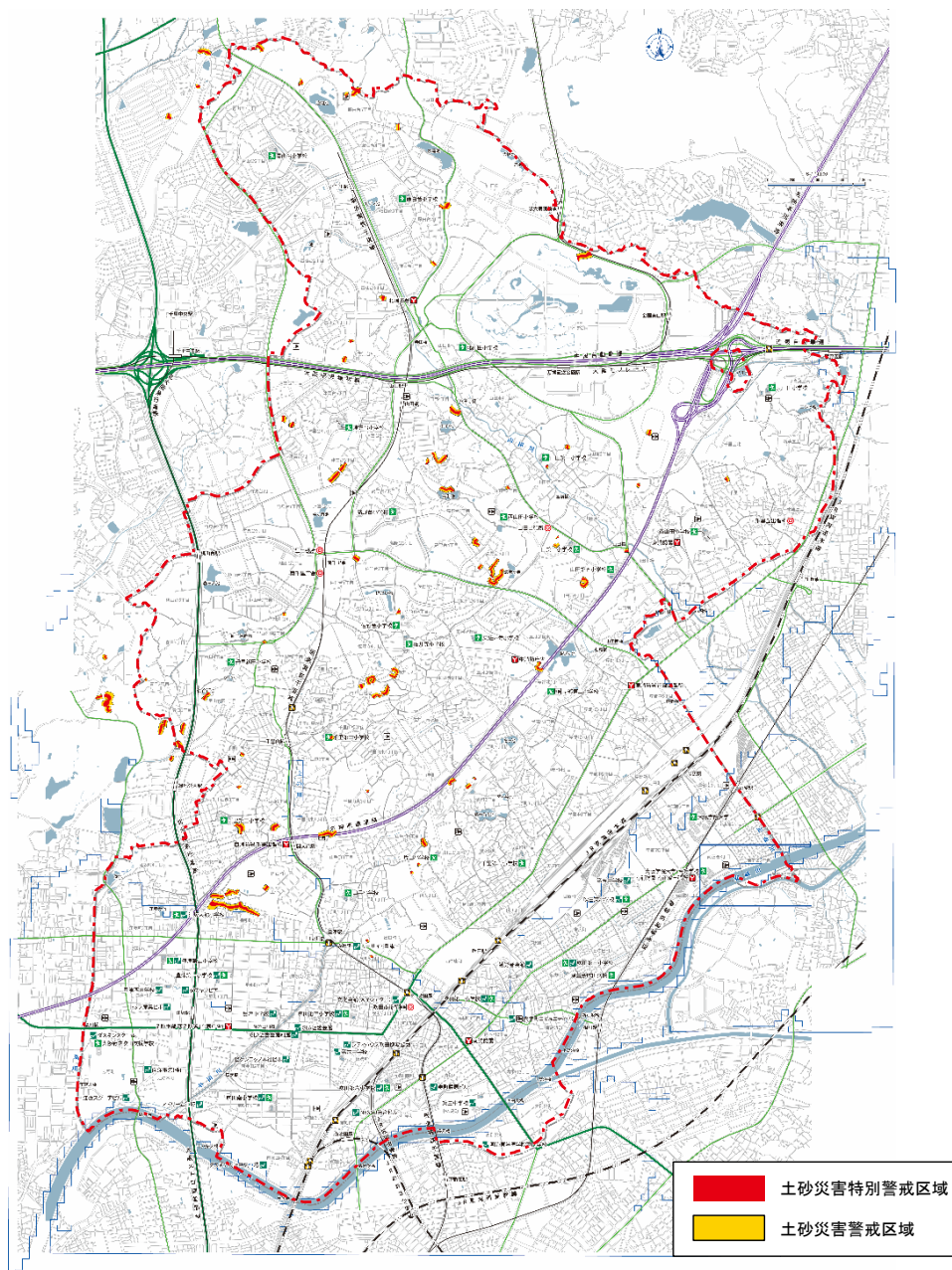


図 4.22 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

資料：吹田市洪水ハザードマップ

③土砂災害に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

土砂災害ハザードエリアは、丘陵部を中心に比較的狭い範囲に指定されており、災害時の影響範囲は限られる一方、発災時には人的被害等が発生するおそれが高くなっています。

このため、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域については居住誘導区域に含めないこととします。

5) 大規模盛土造成地のリスク及び課題等

①大規模盛土造成地の分布状況

市内の丘陵部のうち、約 1,896ha が宅地造成工事規制区域に指定されています。

谷間や斜面地に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、次の要件に該当する大規模盛土造成地は、丘陵部を中心に数多く分布しています。

- － 谷埋め型で、盛土面積が 3,000 ㎡以上のもの
- － 腹付け型で、盛土前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上かつ盛土高さが 5m 以上のもの

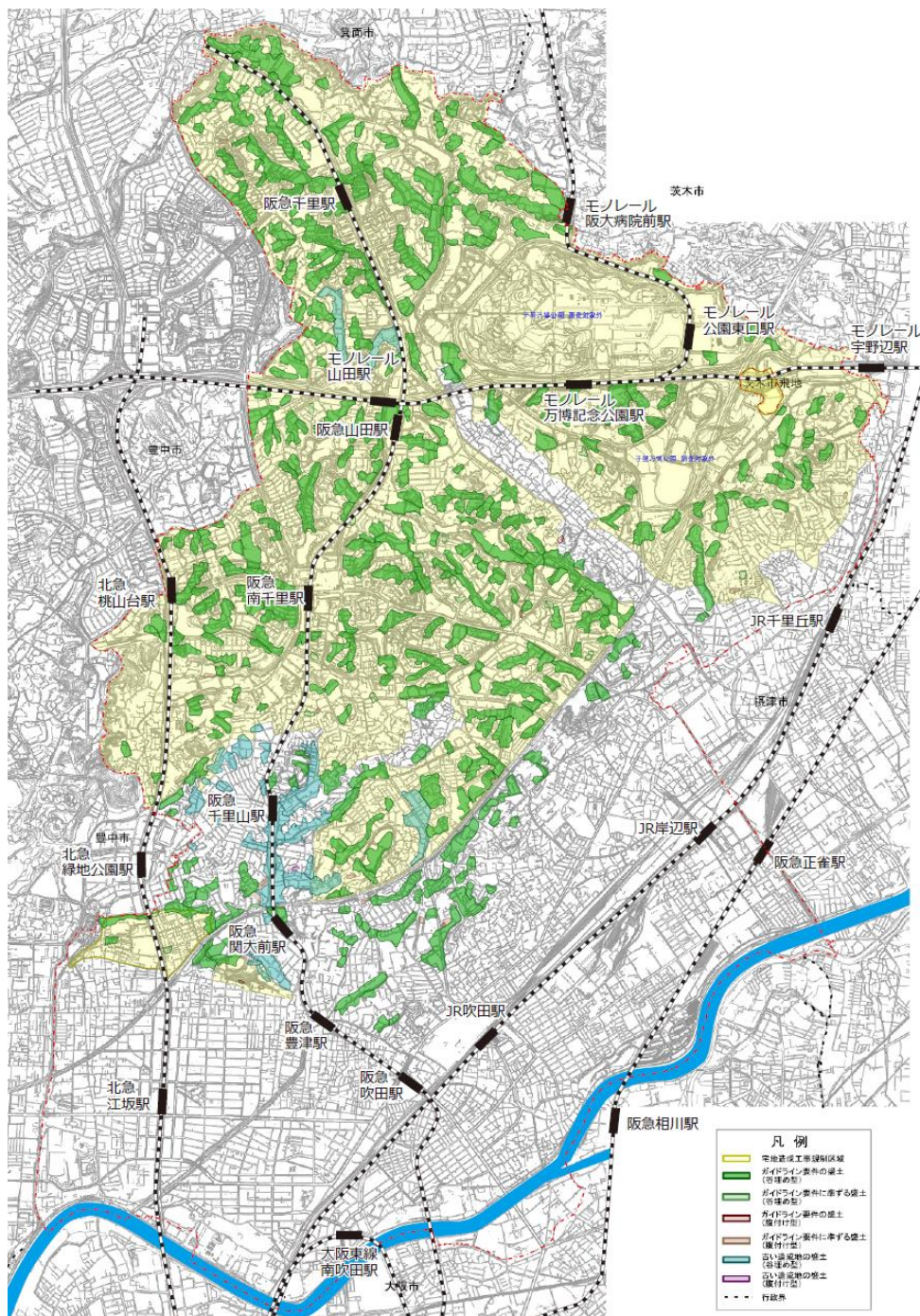


図 4.23 大規模盛土造成地

資料: 吹田市大規模盛土造成地マップ

②大規模盛土造成地に関する課題等及び居住誘導区域設定に関する考え方

図 4.23 に示す地区は、経過観察等により安全性の確認を実施する箇所として国のガイドラインに基づき抽出していますが、直ちに災害ハザードとなるものではないことから、居住誘導区域に含めることとします。

なお、これら大規模盛土造成地の中には、地震や降雨による地下水位の変動等が要因となり滑動崩落する可能性のある地区が含まれる場合もあることから、現在、それらの区域の有無について調査を進めています。

6) 災害リスクのまとめ

これまで整理してきたとおり、居住誘導区域では、洪水や内水による浸水等の災害リスクが想定されていますが、それぞれの災害リスク及び居住誘導区域設定に関する考え方は下表のとおりまとめることができます。

表 4.2 災害リスク及び居住誘導区域に関する考え方のまとめ

項目		災害リスク	居住誘導区域設定に関する考え方
水害	洪水	【安威川ダム等の整備前】 - 洪水（想定最大規模）による浸水想定区域は平野部の広い範囲にわたる - 一部、最大 5m 以上浸水するエリアが存在する	総合的な治水・雨水対策のほか、災害情報の周知、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備等の取組によって減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含める
		【安威川ダム等の整備後】 - 洪水（想定最大規模）による浸水想定区域は大きく減少し、浸水深も小さくなる - 安威川沿い等の一部に、最大 5m 以上浸水するエリアが存在する	
	内水	- 浸水想定区域は、平野部の道路沿い等に広がっている - 区域の多くで 1m 未満の浸水深となっているが、一部に 1～3m 程度の浸水深となるエリアが存在する	雨水レベルアップ整備事業をはじめとするハード対策を講じることによって防災を図ることに加え、ソフト対策として土のう配布や止水板設置助成、内水ハザードマップの周知により減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含める
	高潮	- 浸水想定区域は、市南西部の平野部に広がっている - 多くのエリアで最大 0.5～3m の浸水深となる	津波・洪水避難場所等の指定や河川堤防の整備のほか、災害情報の周知、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備等の取組によって減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含める
土砂災害		丘陵部を中心に、小規模な土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が点在している	発災時には人的被害等が発生するおそれが高ことから、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域は居住誘導区域に含めない
		大規模盛土造成地が丘陵部等に広がっている	直ちに災害ハザードとなるものでないため、居住誘導区域に含める

(3) 防災まちづくりの取組方針

「吹田市地域防災計画」や「吹田市強靱化地域計画」等の関連する既往計画から、居住や都市機能の誘導を図る上で必要な防災に関する取組事項等の内容を踏まえ、以下のとおり防災まちづくりの取組方針を定めます。

関連する SDGs の目標



防災まちづくりの取組方針

- ①公共施設等の整備等
- ②身近な災害危険性に対する市民への周知、意識啓発等

これら防災まちづくりの取組方針に基づく具体的なリスク低減対策の取組内容や対象となる取組のスケジュール等を次に示します。

表 4.3 リスク低減対策の取組内容と実施スケジュール

取組方針	取組内容	実施主体	災害リスク					スケジュール		
			洪水	内水	高潮	土砂災害	大規模盛土造成地	短期 (5 年)	中期 (10 年)	長期 (30 年)
公共施設等の整備等	安威川ダムの建設	府	○	—	—	—	—	→		
	上の川における流出抑制施設整備、雨水排水経路の見直し	府	○	○	—	—	—	→		
	山田川、正雀川、正雀川分水路における流出抑制施設の整備	府	○	—	—	—	—	→		
	雨水レベルアップ整備事業	市	—	○	—	—	—	→		
	指定避難所等の指定及び計画的な維持管理	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	「吹田市備蓄計画」に基づく備蓄倉庫等の整備、維持管理	市	○	○	○	○	○	→	→	→
身近な災害危険性に対する市民への周知、意識啓発等	居住地、職場、学校等における実践的な防災訓練の実施・指導	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	自治会等に対する自主防災組織の結成支援	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備の支援	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	学校への出前講座等による防災教育の推進	市	○	○	○	○	○	→	→	→

5 都市機能誘導区域・誘導施設

5.1 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の設定の考え方

都市機能誘導区域は、「3.2 区域の基本的な考え方（P74）」で示したとおり、吹田市都市計画マスタープランにおいて本市がめざすべき「都市空間の将来像」として掲げている「地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成」及び「都市間・拠点市街地間のネットワークの形成」を重視し、一定の範囲を設定します。

具体的には、以下の4つの考え方を踏まえて設定します。

1) 都市拠点、地域拠点に位置する鉄道駅を中心に徒歩圏（半径 800m）内の区域

地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図る観点から、原則として、市域内の鉄道駅からの徒歩圏（半径 800m）内において区域を設定します。

ただし、既に公的不動産の集積が図られており、将来的にその有効活用のポテンシャルを有する地域が近接する場合等は、例外的にその地域を含んで区域を設定します。

2) 一部の市域外の鉄道駅を中心とした徒歩圏（半径 800m）内の区域

本市は市域界にかかわらず市街地が連担していることから、市域外の鉄道駅からの徒歩圏（半径 800m）内を原則として、市域に含まれる範囲についても区域に設定します。

ただし、都市拠点である万博記念公園周辺に位置する阪大病院前駅及び大阪、京都間を結ぶ広域軸に位置づけている軸線上にある千里丘駅の2駅を対象とします。また、上記1) 同様に、既に公的不動産の集積が図られている地域等を含んで区域を設定します。

3) 地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図る観点を踏まえた区域

鉄道駅から徒歩圏（半径 800m）内を原則として、吹田市都市計画マスタープランの「拠点市街地のまちづくり方針」や「地域特性を生かしたまちづくり方針」を踏まえ、区域を設定します。

4) 重複又は近接する区域

本市は、多数の鉄道駅が立地していることから、上記の1) から3) を踏まえた区域設定において、区域が重複又は近接する区域については、一体的な区域として設定します。

鉄道駅から徒歩圏（半径 800m）のイメージ



(2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は以下のとおり 7 区域を設定し、各区域の詳細は別図（P122～P135）に示します。

各区域の設定に際しては、前述の 5.1(1)の区域の設定の考え方を基に、土地利用の状況等も踏まえ、道路や河川、公共施設等の敷地境界等により、具体的な区域を設定しています。

なお、過年度に駅に隣接したまちづくりが進められた吹田操車場跡地地区を、例外的に一つの都市機能誘導区域内に含めています。

- ①北千里・山田・南千里・桃山台区域
- ②千里山・関大前・豊津区域
- ③江坂・南吹田区域
- ④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域
- ⑤千里丘区域
- ⑥JR 岸辺区域
- ⑦JR 吹田・阪急吹田区域

5.2 誘導施設

(1) 誘導施設の考え方

誘導施設は、誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を設定するものです。これまでの特長（強み）と課題から立地適正化の基本的な方針及び国土交通省策定の「立地適正化計画作成の手引き」をもとに、ターゲット（まちづくりの方針）、誘導施設の位置づけを以下に示します。

表 5.1 誘導施設の考え方

	特長と課題	ターゲット (まちづくりの方針)	誘導施設の位置づけ
医療施設	- 高度医療機関をはじめとした豊富な医療資源を有するなど、恵まれた医療環境にあり、市民満足度も高くなっています。 - 北大阪健康医療都市（健都）では、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成と北大阪健康医療都市（健都）に立地する各施設等が有機的に連携し、様々な効果的な取組の展開により、市民の健康寿命の延伸をめざした健康・医療のまちづくりを進めています。	【ターゲットⅠ】 健康に安心して暮らせるまちづくりの推進    関連する SDGs の目標	健康に安心して暮らせるまちづくりの推進のため、北大阪健康医療都市（健都）に、高度で専門的な医療を提供する特定機能病院である国立循環器病研究センター及び地域の中核病院である市立吹田市民病院を、都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。
子育て 関連施設	- 保育施設は、市全体におおむね立地していますが、千里ニュータウンの再開発のほか、千里丘等の地域で大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、待機児童の増加がみられます。 - 市内の各地域に児童館は立地していますが、北千里地域は未整備の状況となっています。	【ターゲットⅡ】 安心して子育てできるまちづくりの推進   関連する SDGs の目標	安心して子育てできるまちづくりの推進のため、定員 60 名以上の保育施設（保育所・認定こども園）、児童館、子育て支援施設を都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。

	特長と課題	ターゲット (まちづくりの方針)	誘導施設の位置づけ
文化・ 教育施設	- 一部の図書館については、老朽化等により図書館に関するサービス水準が相対的に低くなっています。 - 北大阪健康医療都市（健都）に図書館（（仮称）健都ライブラリー）が新たに整備されます。 - 一部の地域では、コミュニティセンター等が未整備の状況となっています。	【ターゲットⅢ】 文化・教育、学術 等が充実したまち づくりの推進    関連する SDGs の目標	文化・教育が充実したまちづくりの推進のため、図書館やコミュニティセンターを都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。
学術・ 研究施設	本市には、大阪大学等の6校の大学が立地し、多数の学生と学内の研究施設を有していることに加え、国立循環器病研究センター、国立研究開発法人理化学研究所という我が国トップレベルの研究機関が集積しています。		学術・研究が充実したまちづくりの推進のため、大学を都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけます。
福祉施設	高齢者の通所系サービス事業所は市全体に一定数立地しており、おおむね市内のいずれの場所でも、施設への送迎車による通所が問題なくできる状況です。その他の種類の事業所も含め、福祉施設については、それぞれ需要に応じた整備が必要です。	市内全域への誘導	高齢化の動向等を踏まえ、需要に応じた整備が求められますが、都市機能誘導区域の内外にかかわらず、居住地の身近な場所で配置されるべきものであることから、今回、福祉施設は都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけません。
商業施設	日常的な買い物をする商業施設は、市全体に立地し、一定確保されています。		市内におおむね充足しており、今回、商業施設は都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけません。

(2) 市内全域への誘導を図る施設

今回、都市機能誘導区域内への誘導施設に位置づけなかった施設のうち、日常的に利用する高齢者福祉施設や小規模な保育施設、障がい福祉施設、商業施設等については、居住地の身近な場所に配置されていることが、市民の生活利便性の向上において重要です。そのため、これらの施設については、都市機能誘導区域内外にかかわらず市全体への立地を図ることとします。

5.3 都市機能誘導区域及び誘導施設

(1) 各都市機能誘導区域への誘導施設の設定

誘導施設の考え方をもとに、各都市機能誘導区域に設定する誘導施設については、以下に示すとおりとします。

表 5.2 各都市機能誘導区域に設定する誘導施設

	各区域の都市機能に関する特長と課題			誘導施設	(参考) 都市計画マスタープラン における位置づけ (一部抜粋)
	医療施設	子育て関連施設	文化・教育、学術・研究施設		
① 北千里・山田・ 南千里・ 桃山台区域	—	〔課題〕 ●大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 保育所・認定こども園 が不足 ●児童館や子育て支援施設については、区域の南側に立地するのみであり、北側に 児童館 及び 子育て支援施設 が未整備	〔特長〕 ● 千里金蘭大学 が立地し、広域から利用される 〔課題〕 ●千里図書館北千里分室は築年数が古く、人口当たりの蔵書数も少ないため、 図書館 に関するサービス水準が低下 ● コミュニティセンター が北千里地域に未整備	● 保育所・認定こども園 ● 児童館 ● 子育て支援施設 ● 大学 ● 図書館 ● コミュニティセンター	北千里 : 地域住民や学生等のニーズに対応した商業・サービス機能が立地するにぎわいのある地域拠点の形成 南千里 : 利便性が高く、地域住民の交流の場となる地域拠点の形成 桃山台 : 利便性の高い地域拠点の形成 山田 : 商業・業務機能が立地する地域拠点の形成
② 千里山・ 関大前・豊津区域	—	〔課題〕 ●大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 保育所・認定こども園 が不足	〔特長〕 ● 関西大学 が立地し、広域から利用される	● 保育所・認定こども園 ● 大学	千里山 : 魅力ある商業・サービス機能が立地する地域拠点の形成 関大前 : 閑静な住宅地と大学の存在という特性を生かした地域拠点の形成 豊津 : 身近な買い物が楽しめるにぎわいのある地域拠点の形成
③ 江坂・南吹田区域	—	〔課題〕 ●0～5 歳人口当たりの保育所定員数の割合が他の地域と比較して少なくなっているため、 保育所・認定こども園 の不足が懸念	〔課題〕 ●江坂図書館は人口当たりの蔵書数が市内で最も少ないため、 図書館 に関するサービス水準が低下 ● コミュニティセンター が未整備	● 保育所・認定こども園 ● 図書館 ● コミュニティセンター	江坂 : 商業・業務機能が高度に集積するにぎわいのある都市拠点の形成 南吹田 : 新たな玄関口として魅力的な都市環境の形成
④ 万博記念公園・ 公園東口・ 阪大病院前区域	—	—	〔特長〕 ● 大阪大学 、総合研究大学院大学(国立民族学博物館)が立地し、広域から利用される	● 大学	万博記念公園 : 学術・研究、医療機関、文化施設、集客施設等の集積を生かし、文化・スポーツ・レクリエーション拠点として、広域性の高い都市拠点の形成
⑤ 千里丘区域	—	〔課題〕 ●大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加し、 保育所・認定こども園 が不足	—	● 保育所・認定こども園	
⑥ JR 岸辺区域	〔特長〕 ●北大阪健康医療都市(健都)に、高度で専門的な医療を提供する 特定機能病院である国立循環器病研究センター 及び 地域の中核病院である市立吹田市民病院 を整備予定	—	〔特長〕 ● 大阪学院大学 が立地し、広域から利用される ●区域内に図書館が立地しておらず、北大阪健康医療都市(健都)に 図書館((仮称)健都ライブラリー) を整備予定	● 特定機能病院 ● 地域の中核病院 ● 大学 ● 図書館	岸辺 : 環境に配慮した医療クラスターの形成、都市計画道路の整備による広域的な役割を果たす都市拠点の形成
⑦ JR 吹田・ 阪急吹田区域	—	—	〔特長〕 ● 大和大学 が立地し、広域から利用される 〔課題〕 ●中央図書館は築年数が古く、人口当たりの貸出点数が市内で最も少ないため、 図書館 に関するサービス水準が低下	● 大学 ● 図書館	JR 吹田 : ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成 阪急吹田 : シビックゾーンとしての都市拠点の形成

各ターゲット

ターゲット I

「健康に安心して暮らせるまちづくりの推進」

ターゲット II

「安心して子育てできるまちづくりの推進」

ターゲット III

「文化・教育、学術等が充実したまちづくりの推進」

関連する SDGs の目標

3

すべての人に健康と福祉を

11

住み続けられるまちづくりを

17

パートナーシップで目標を達成しよう

4

質の高い教育をみんなに

11

住み続けられるまちづくりを

17

パートナーシップで目標を達成しよう

4

質の高い教育をみんなに

11

住み続けられるまちづくりを

17

パートナーシップで目標を達成しよう

①北千里・山田・南千里・桃山台区域

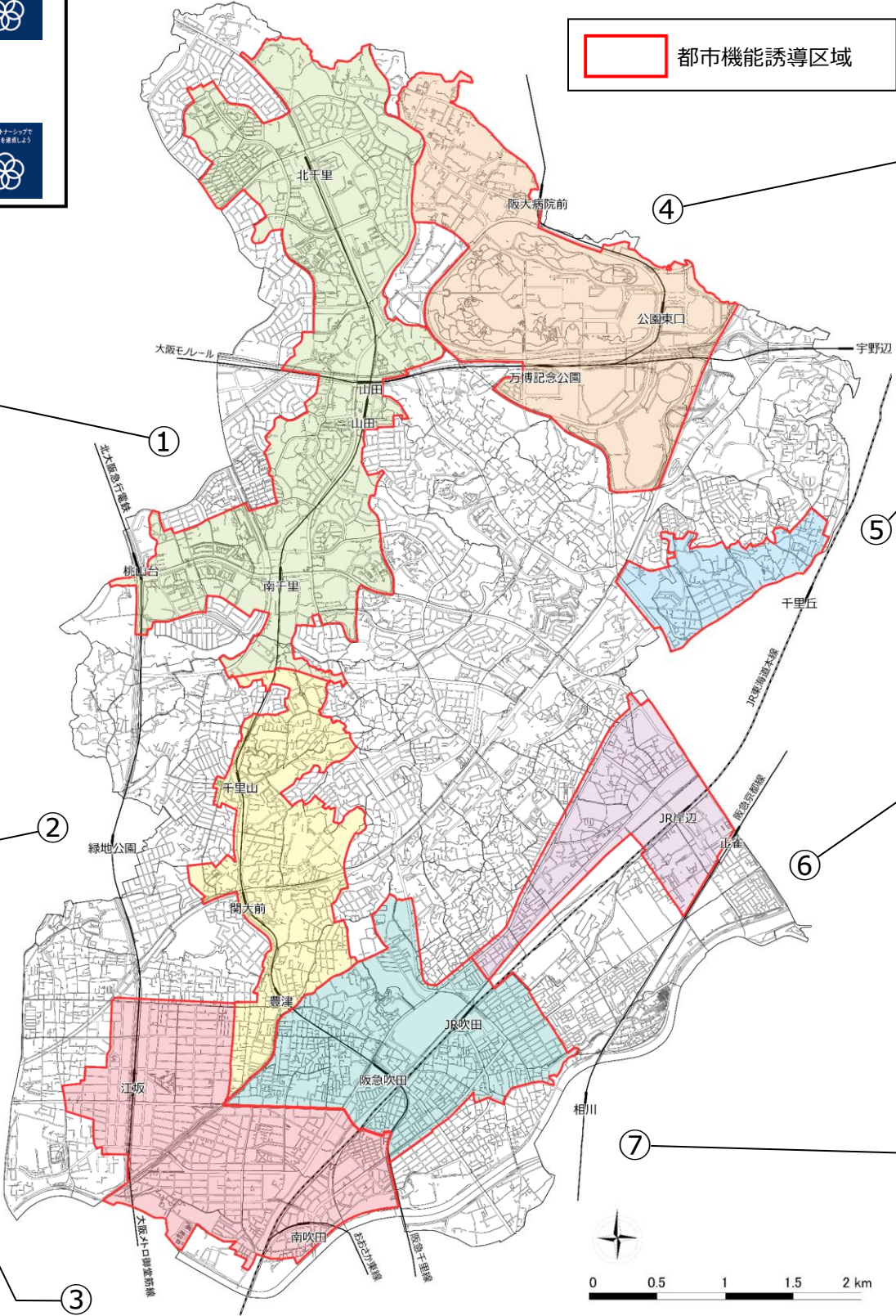
ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
	○		保育所・認定こども園〔60 名以上〕
	○		児童館（北千里児童センター**）
	○		子育て支援施設
		○	大学（千里金蘭大学*）
		○	図書館（北千里図書館**）
		○	コミュニティセンター

②千里山・関大前・豊津区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
	○		保育所・認定こども園〔60 名以上〕
		○	大学（関西大学*）

③江坂・南吹田区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
	○		保育所・認定こども園〔60 名以上〕
		○	図書館（江坂図書館*）
		○	コミュニティセンター



④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
		○	大学（大阪大学*、総合研究大学院大学（国立民族学博物館）*）

⑤千里丘区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
	○		保育所・認定こども園〔60 名以上〕

⑥JR 岸辺区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
○			特定機能病院（国立循環器病研究センター*）
○			地域の中核病院（市立吹田市民病院*）
		○	大学（大阪学院大学*）
		○	図書館（健都ライブラリー*）

⑦JR 吹田・阪急吹田区域

ターゲット I	ターゲット II	ターゲット III	誘導施設
		○	大学（大和大学*）
		○	図書館（中央図書館*）

（ ）内は参考として記載しています。（*既存施設、**建設予定の施設）

図 5.2 各都市機能誘導区域に設定する誘導施設

各都市機能誘導区域に位置づける誘導施設は以下に示すとおりとします。

表 5.3 誘導施設

都市機能誘導区域	誘導施設	定義
①北千里・山田・南千里・桃山台区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設
	子育て支援施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同第 7 項に規定する一時預かり事業を実施するための施設
	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館
	コミュニティセンター	吹田市立コミュニティセンター条例第 1 条に規定するコミュニティセンター
②千里山・関大前・豊津区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
③江坂・南吹田区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館
	コミュニティセンター	吹田市立コミュニティセンター条例第 1 条に規定するコミュニティセンター
④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
⑤千里丘区域	保育所・認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、定員 60 名以上の施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する認定こども園のうち、定員 60 名以上の施設
⑥JR 岸辺区域	特定機能病院	医療法第 4 条の 2 に規定する特定機能病院
	地域の中核病院	医療法第 1 条の 5 に規定する病院のうち、病診連携等、地域医療の拠点としての役割を担う病院
	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館
⑦JR 吹田・阪急吹田区域	大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館

(2) 各都市機能誘導区域及び誘導施設

①北千里・山田・南千里・桃山台区域

■区域の現状等

本区域は、阪急千里線の北千里駅・山田駅・南千里駅、北大阪急行線の桃山台駅、大阪モノレールの山田駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域では、千里ニュータウンとして高度成長期から継続して計画的なまちづくりに取り組んできています。

■都市機能に関する特長と課題

◆子育て関連施設

0～5歳人口当たりの待機児童数が多い区域で、保育所や認定こども園が不足していると考えられます。

また、区域内に児童館や子育て支援施設が立地していますが、広い区域に対して南側に偏って立地しており、北側は未整備となっています。そのため、整備に向けて検討を進めています。

◆文化・教育、学術・研究施設

区域内に、千里金蘭大学が立地しており、多くの学生が通学しているとともに、高度な学術・研究を進めています。

図書館については、本区域内に複数の施設が立地しているものの、千里図書館北千里分室は築年数が古く老朽化が進んでいます。また、周辺の人口に対しての蔵書数も市平均を下回っており、良好なサービスが提供されていないと考えられます。そのため、図書館建て替えに向けて検討を進めています。

区域内に市民の交流を支えるコミュニティセンター等が立地していますが、広い区域に対して南側に偏って立地しており、北側は未整備となっています。そのため、整備に向けて検討を進めています。

■都市機能の誘導によりめざす方向

都市機能誘導により、子育て世代に対する支援機能を誘導するとともに、文化・教育、学術・研究機能も強化することにより、子育て世代が増加しつつある流れを維持し、多世代が集う千里ニュータウンの活性化を進めます。

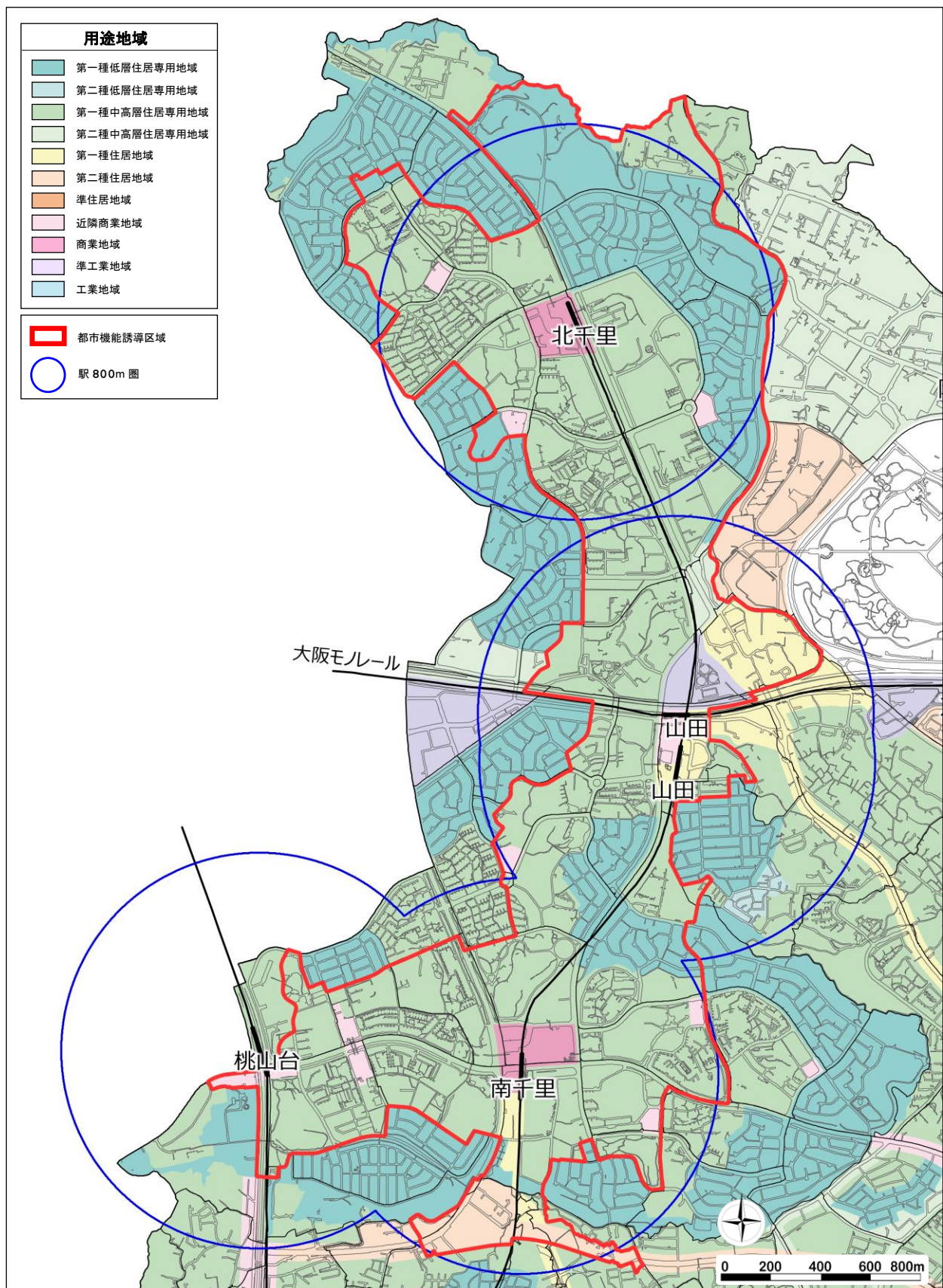
■誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 保育所・認定こども園〔60名以上〕
- 児童館（北千里児童センター**）
- 子育て支援施設
- 大学（千里金蘭大学*）
- 図書館（北千里図書館**）
- コミュニティセンター

（ ）内は参考として記載（*既存施設、**建設予定の施設）

■都市機能誘導区域図（①北千里・山田・南千里・桃山台区域）



②千里山・関大前・豊津区域

■区域の現状等

本区域は、阪急千里線の千里山駅・関大前駅・豊津駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域は、駅周辺にも住居系用途地域を指定するなど、住宅を中心とした土地利用が行われています。

このような土地利用の中でも各種都市機能を備えており、区域内の市民の生活を支えています。また近年は、特に千里山駅周辺において、新しく大規模な共同住宅が建設されています。

■都市機能に関する特長と課題

◆子育て関連施設

0～5歳人口当たりの保育所定員数の割合が低い区域で、保育所や認定こども園が不足していると考えられます。

◆文化・教育、学術・研究施設

区域内に関西大学が立地しており、多くの学生が通学しているとともに、高度な学術・研究を進めています。

■都市機能の誘導によりめざす方向

良好な居住環境や生活関連機能に加え、不足している子育て支援機能を強化するとともに、本市で最も学生数の多い大学を有する区域として、若い世代がにぎわうまちの形成を進めます。

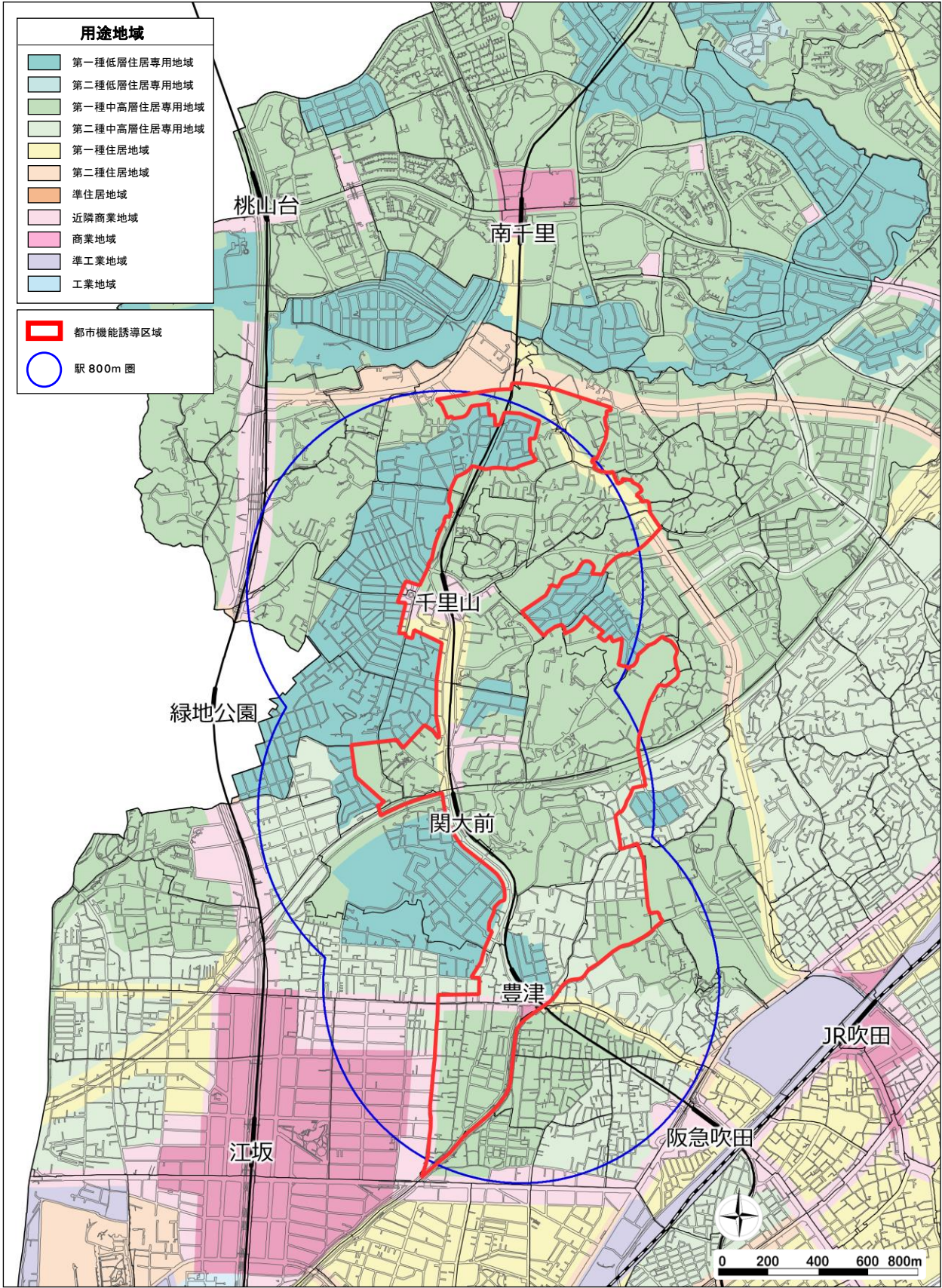
■誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 保育所・認定こども園〔60名以上〕
- 大学（関西大学*）

（ ）内は参考として記載（*既存施設）

■都市機能誘導区域図（②千里山・関大前・豊津区域）



③江坂・南吹田区域

■区域の現状等

本区域は、北大阪急行線・大阪メトロ御堂筋線の江坂駅、JR おおさか東線の南吹田駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域は、江坂駅を中心としたにぎわいのある商業・業務系土地利用と、南吹田地域の住宅系の土地利用により構成されています。

■都市機能に関する特長と課題

◆子育て関連施設

0～5 歳人口当たりの保育所定員数の割合が少ない区域で、保育所や認定こども園が不足していると考えられます。

◆文化・教育、学術・研究施設

区域内に、江坂図書館が立地していますが、市内の図書館のうち蔵書数は最も少ない状況です。また、施設周辺に多くの人口を抱えていることから、人口当たりの蔵書数が著しく少なくなっています。

区域内に市民の交流を支えるコミュニティセンターが未整備となっています。

■都市機能の誘導によりめざす方向

子育て世代に対する支援機能を誘導することにより、現在の流れを維持するとともに、企業が多く立地し商業機能も充実している現状に加え、文化・教育機能を強化し、複合的な魅力の向上を進めます。

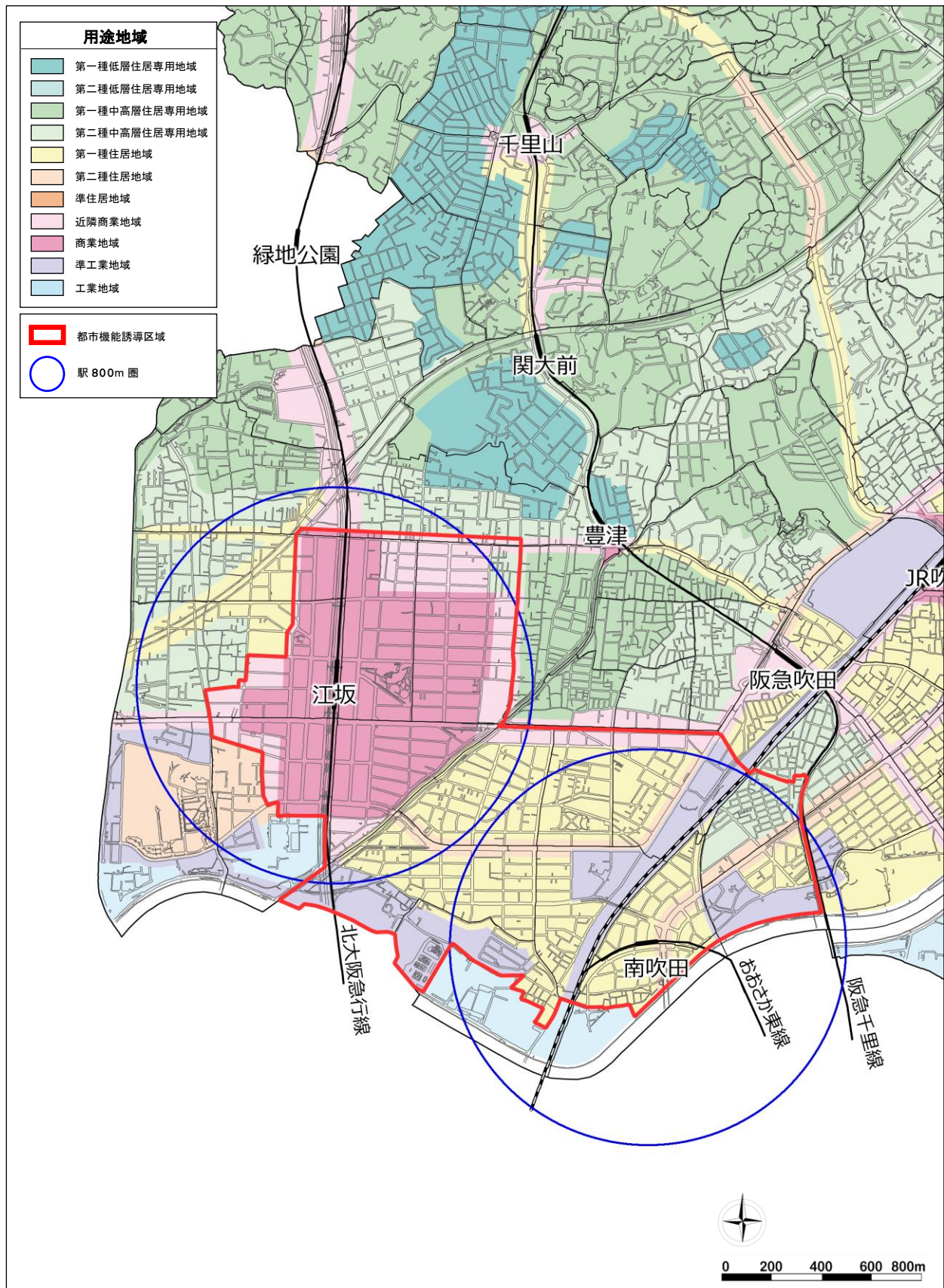
■誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 保育所・認定こども園〔60 名以上〕
- 図書館（江坂図書館*）
- コミュニティセンター

（ ）内は参考として記載（*既存施設）

■都市機能誘導区域図（③江坂・南吹田区域）



④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域

■区域の現状等

本区域は、大阪モノレールの万博記念公園駅・公園東口駅・阪大病院前駅からの徒歩圏を基本とする区域です。この区域は、万博記念公園をはじめ、全国有数の学術研究機関（大阪大学、総合研究大学院大学（国立民族学博物館））や市立吹田サッカースタジアム、大規模集客施設等、広域的な集客力を有する施設が多く立地しています。

■都市機能に関する特長と課題

◆文化・教育、学術・研究施設

区域内に、大阪大学及び総合研究大学院大学（国立民族学博物館）が立地しており、多くの学生が通学しているとともに、市内外の学びを支え、高度な学術・研究を進めています。

■都市機能の誘導によりめざす方向

市域を超えて利用される高度な学術研究機関と市内最大のスポーツ・レクリエーション施設を有する区域特性を生かし、市内外の交流を促進し、広域性のあるにぎわい創出によりさらなる昼間人口の増加をめざします。

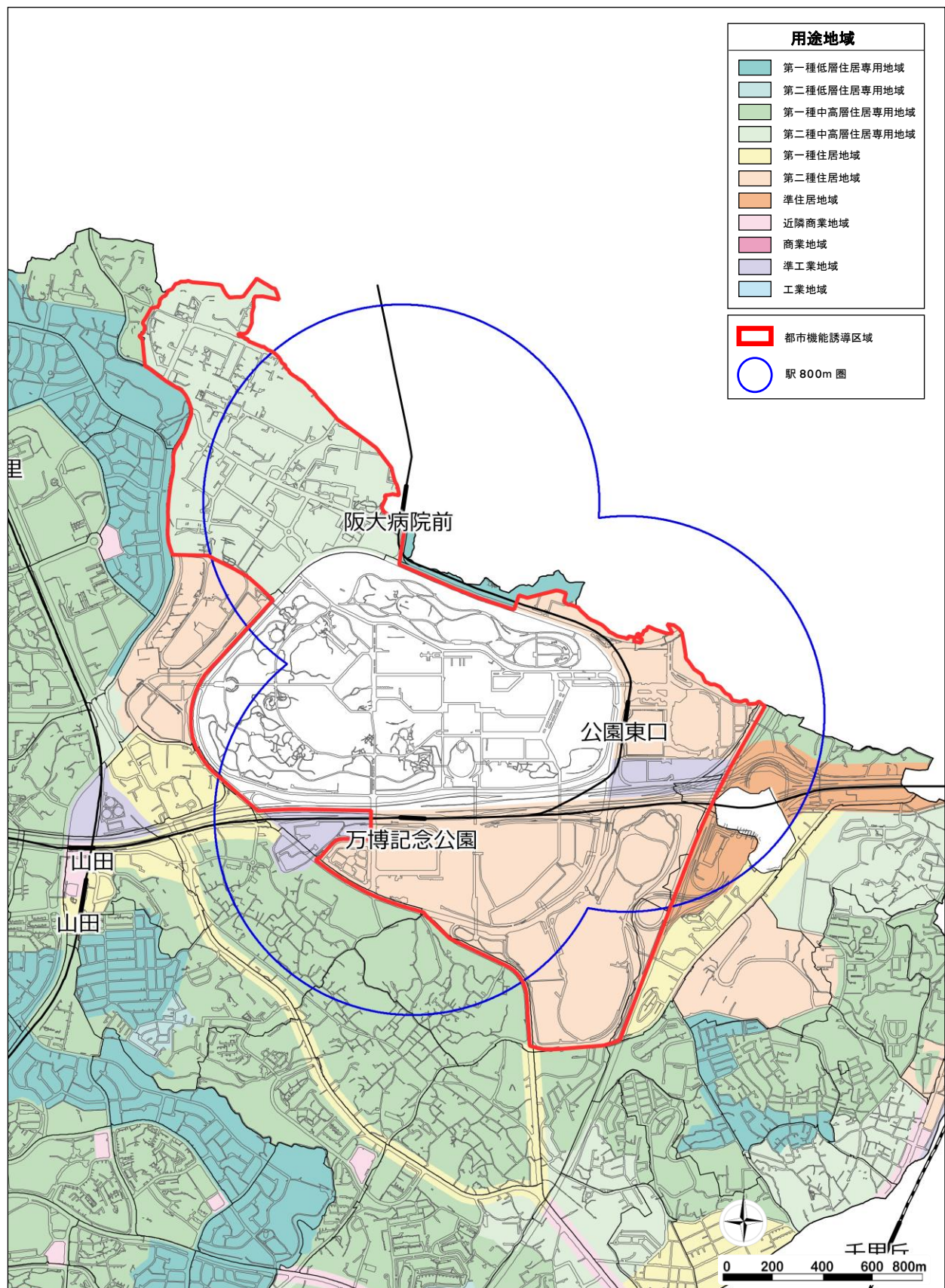
■誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

➤ 大学（大阪大学*、総合研究大学院大学（国立民族学博物館）*）

（ ）内は参考として記載（*既存施設）

■都市機能誘導区域図（④万博記念公園・公園東口・阪大病院前区域）



⑤千里丘区域

■区域の現状等

本区域は、JR 東海道本線の千里丘駅からの徒歩圏を基本とする区域です。かつて、企業等の寮やグラウンド等の厚生施設が多くありましたが、近年は、新しく大規模な共同住宅が建設されるなど、住宅への転換が進んでいます。

その結果、多くの子育て世代が流入していると考えられます。

■都市機能に関する特長と課題

◆子育て関連施設

多くの子育て世代の流入が起きていると考えられます。0～5 歳人口当たりの待機児童数が多い区域で、保育所や認定こども園が不足していると考えられます。

■都市機能の誘導によりめざす方向

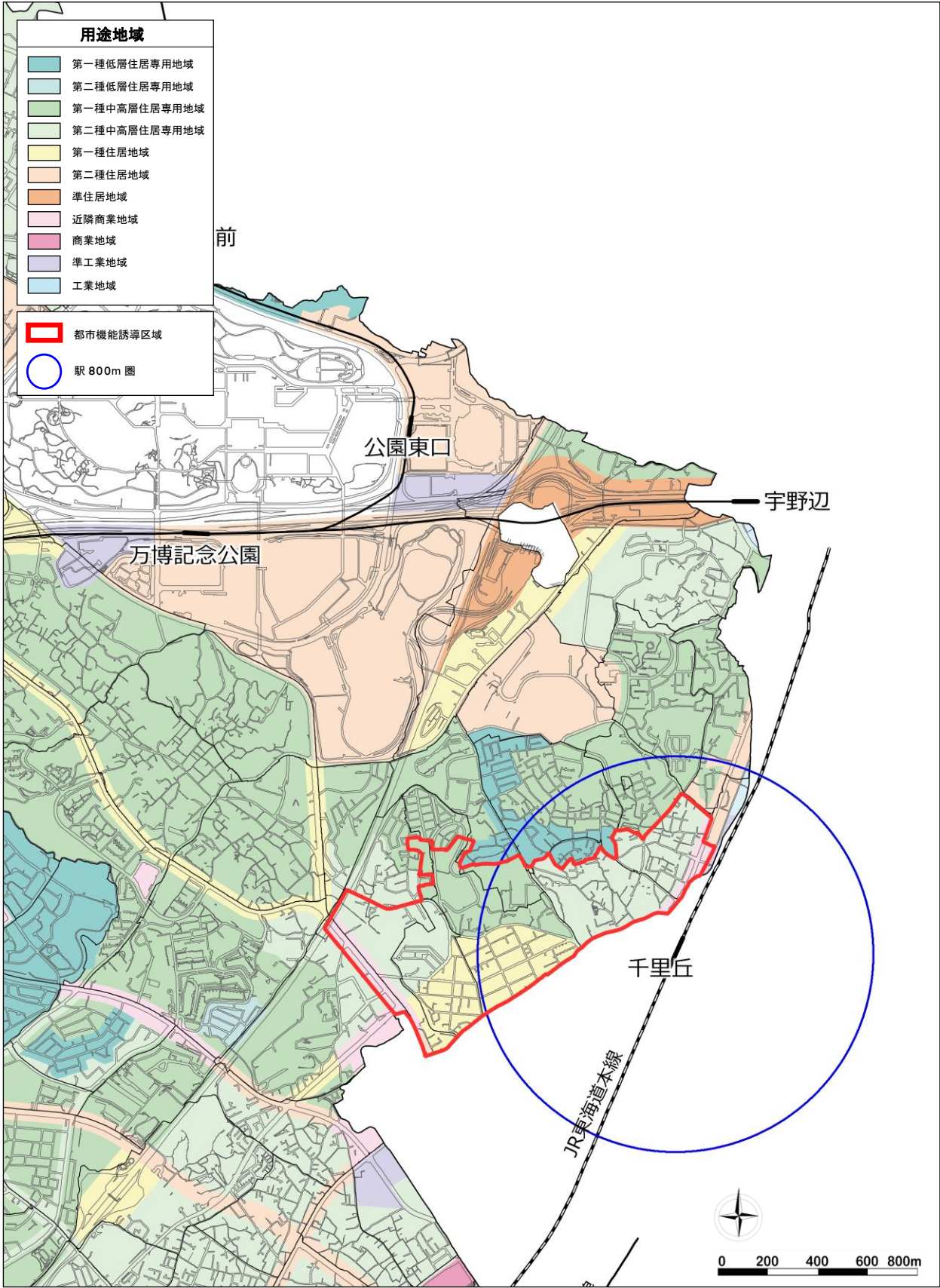
子育て世代の流入に対応し子育て支援機能の誘導を行い、子育て世代増加の流れを止めずに、まちの活性化を促進していきます。

■誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 保育所・認定こども園〔60 名以上〕

■都市機能誘導区域図（⑤千里丘区域）



⑥JR 岸辺区域

■ 区域の現状等

本区域は、JR 東海道本線の岸辺駅からの徒歩圏を基本とする区域です。住居・工業等の土地利用が混在していますが、JR 岸辺駅北側の北大阪健康医療都市（健都）では、国際級の複合医療産業拠点の形成と市民の健康寿命延伸に資する健康・医療のまちづくりを推進するための医療機関をコアとした拠点が整備されています。

■ 都市機能に関する特長と課題

◆ 医療施設

北大阪健康医療都市（健都）に、高度で専門的な医療を提供する特定機能病院である国立循環器病研究センター及び地域の中核病院である市立吹田市民病院を整備し、市域を越えた健康・医療のまちづくりを進めています。

◆ 文化・教育、学術・研究施設

区域内に、大阪学院大学が立地しており、多くの学生が通学しているとともに、高度な学術・研究を進めています。

本市における都市機能誘導区域のうち、唯一図書館を有しない区域となっていました。が、北大阪健康医療都市（健都）において健都ライブラリーが整備されています。

■ 都市機能の誘導によりめざす方向

北大阪健康医療都市（健都）に、高度医療機関をはじめ健康・医療に関連する様々な施設を誘導し、これらの施設が「健康・医療」をキーワードとして、有機的に連携し、効果的な取組が展開されることにより、北大阪健康医療都市（健都）ならではの先駆的な健康づくりや生きがいがいくつりの創出により市民の健康寿命の延伸をめざします。

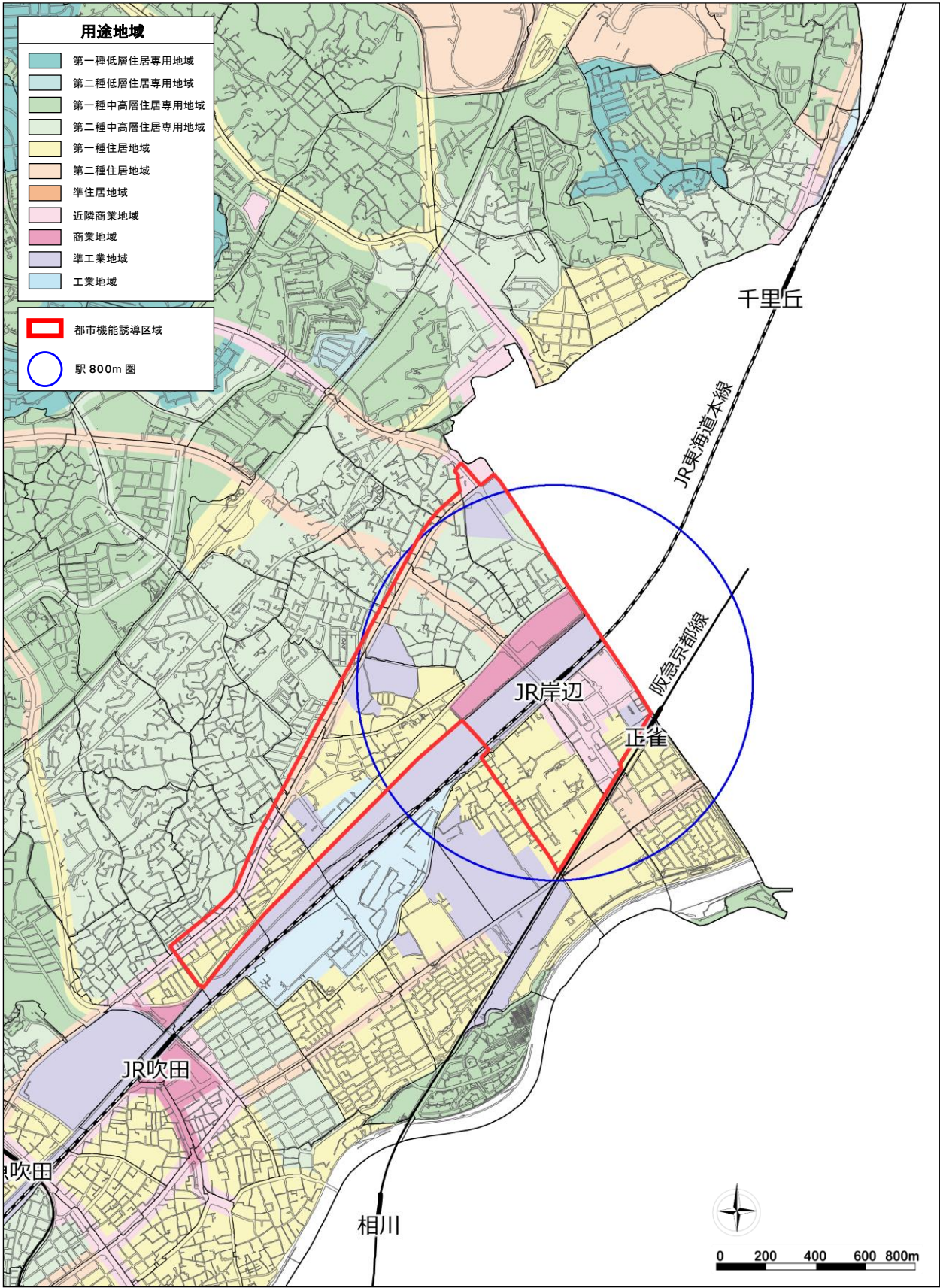
■ 誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 特定機能病院（国立循環器病研究センター*）
- 地域の中核病院（市立吹田市民病院*）
- 大学（大阪学院大学*）
- 図書館（健都ライブラリー*）

（ ）内は参考として記載（*既存施設）

■都市機能誘導区域図（⑥JR 岸边区域）



⑦JR 吹田・阪急吹田区域

■ 区域の現状等

本区域は、JR 東海道本線の吹田駅、阪急千里線の吹田駅からの徒歩圏を基本とする区域です。阪急吹田駅周辺は、市役所やメイシアター等、全市民の生活を支える重要な公共施設が集積しており、本市のシビックゾーンが形成されています。また、JR 吹田駅周辺では、各種商業施設が集積した拠点が形成されています。この地域は古くから本市の中心として発展してきた地域であり、近年、新たに大学が開設されるなど、新しいにぎわいも生まれつつあります。

■ 都市機能に関する特長と課題

◆ 文化・教育、学術・研究施設

区域内に、大和大学が立地しており、多くの学生が通学しているとともに、高度な学術・研究を進めています。

図書館については、複数の施設が立地しているものの、特に中央図書館は、築年数が経過し、老朽化が進んでいます。また、周辺の人口に対しての貸出点数も市平均を下回っており、良好なサービスが提供されていないと考えられます。

■ 都市機能の誘導によりめざす方向

市の中心的区域として、シビックゾーンを構成する一つである図書館の強化と、近年、新たに開設した大学の維持や拡充により、学生等によるまちのにぎわいを強化し、昼間人口の増加と区域の活性化を進めます。

■ 誘導施設

以上のことから、本区域における誘導施設として、以下の施設を位置づけます。

- 大学（大和大学*）
- 図書館（中央図書館*）

（ ）内は参考として記載（*既存施設）



(3) 都市機能誘導における配慮事項

都市機能の誘導等においては、単に都市機能を誘導するだけではなく、都市機能誘導の多面的な効果にも配慮しながら施策を展開していくことが必要です。主な配慮事項として以下のような点が挙げられます。

1) 都市の防災性の向上

阪神大震災等の大規模な地震が発生した場合、建物や建物の併設される公園や広場等の広いオープンスペースが一時避難場所等として有効に活用されることが想定されます。都市機能の誘導にあたっては、その規模に応じた適正なオープンスペースを備えることを推奨し、誘導した機能に関連する施設が、災害時の避難路や避難場所として機能することも期待されます。

特に、誘導施設に位置づけている大学については、高度な学術・研究機能を有するとともに、広大なオープンスペースを有しています。本市においては、ハード・ソフトの両面から大学と連携して災害時の対応を行うことも想定されます。

2) 公共施設最適化計画との連携

都市機能の誘導は、本市が所有する土地の有効活用や、官民連携も視野に入れた公共施設の複合化・建替等と密接に関連する事項であり、本市で進める公共施設最適化の計画の進捗を踏まえ、連携を図りながら進めます。実際に複合化等が行われた場合には、生み出された土地・建物にさらなる都市機能を誘導することも考えられます。

また、これらの都市機能の整備にあたっては、民間活力の導入も視野に入れることが必要であり、財政負担を削減しつつ、ハード面だけでなくソフト面も考慮することにより、都市のサービスを向上させることが期待されます。

3) 都市機能誘導と良好な居住環境の両立

良好な居住環境確保の観点から、不特定多数の人の利用が想定される施設については、居住環境に配慮し、実際の立地の際には、地元との協議・調整等を実施する必要があります。

4) 都市の環境性能の向上

本市は、地球温暖化やヒートアイランド現象への対応などの環境を基盤とした持続可能なまちづくりを進めていることから、都市機能の誘導にあたっては、誘導する都市機能に関連する施設において、都市の環境性能の向上に資する環境配慮がなされている必要があります。

5.4 都市機能誘導の施策

都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を促進するために、次のような施策を行います。

■各種計画をもとに市街地整備とあわせた誘導施設の立地促進

- 都市構造再編集集中支援事業等を活用し、吹田市図書館基本構想、吹田市子ども・子育て支援事業計画等、各種計画をもとに、誘導施設の立地を促進します。

令和4年（2022年）3月時点において、誘導施設の立地を促進するための整備事業（整備中の事業及び整備済みの事業）は、以下のとおりです。

関連する SDGs の目標



<整備中の事業>

- 都市再生整備計画（北千里小学校跡地周辺地区）
（図書館・児童館をコア施設とする保育・子育て拠点のまちづくり）

<整備済みの事業>

- 都市再生整備計画（吹田操車場跡地地区）
（北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり）

【参考】「誘導施設の整備事業」について

令和4年（2022年）3月以降に実施する整備事業については、本計画の最新版に当該事業を記載しますので、本市ホームページ内の吹田市立地適正化計画のページよりご確認ください。ホームページには、各整備事業等の都市再生整備計画を併せて掲載しています。

■公的不動産の有効活用

- 公共施設の複合化等で生み出された土地・建物に都市機能を誘導するなど、公的不動産の有効活用を検討します。

関連する SDGs の目標



■既存の誘導施設の維持

- 既存施設の一つである大学については、各大学と締結している連携協定に沿って連携協力を推進します。

関連する SDGs の目標



■税の優遇措置

- 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用し、税の優遇措置を講じます。

関連する SDGs の目標



6 届出制度

6.1 居住誘導、都市機能誘導に係る届出

(1) 居住誘導区域に関する届出（都市再生特別措置法第 88 条）

居住誘導区域外で、下記の開発及び建築等の行為を行おうとする場合は、本市への届出が義務づけられます。

表 6.1 居住誘導区域外での届出対象の行為

	行 為
開発行為	① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
	② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの
建築等行為	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
	② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

例えば、次の図の開発行為や建築等行為について、居住誘導区域外で行おうとする者は、届出が必要となります。



図 6.1 居住誘導区域外での届出の例

(2) 都市機能誘導区域に関する届出（都市再生特別措置法第 108 条）

都市機能誘導区域外で都市機能誘導施設を有する建築物の開発行為又は建築行為等を行おうとする者は、本市への届出が義務づけられます。なお、「5.2(2)市内全域への誘導を図る施設（P116）」については必要ありません。

下記の開発行為又は建築行為等が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域外にある場合は、届出の対象となります。

なお、都市機能誘導区域内で設定された都市機能誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合にも、本市への届出が義務づけられます。

表 6.2 都市機能誘導区域外での届出対象の行為

	行 為
開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
	③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

例えば、次の図の都市機能誘導区域①で病院が、都市機能誘導区域②で保育所が誘導施設として設定されている際に、病院を建築する場合について、届出の必要の有無は以下のようになります。

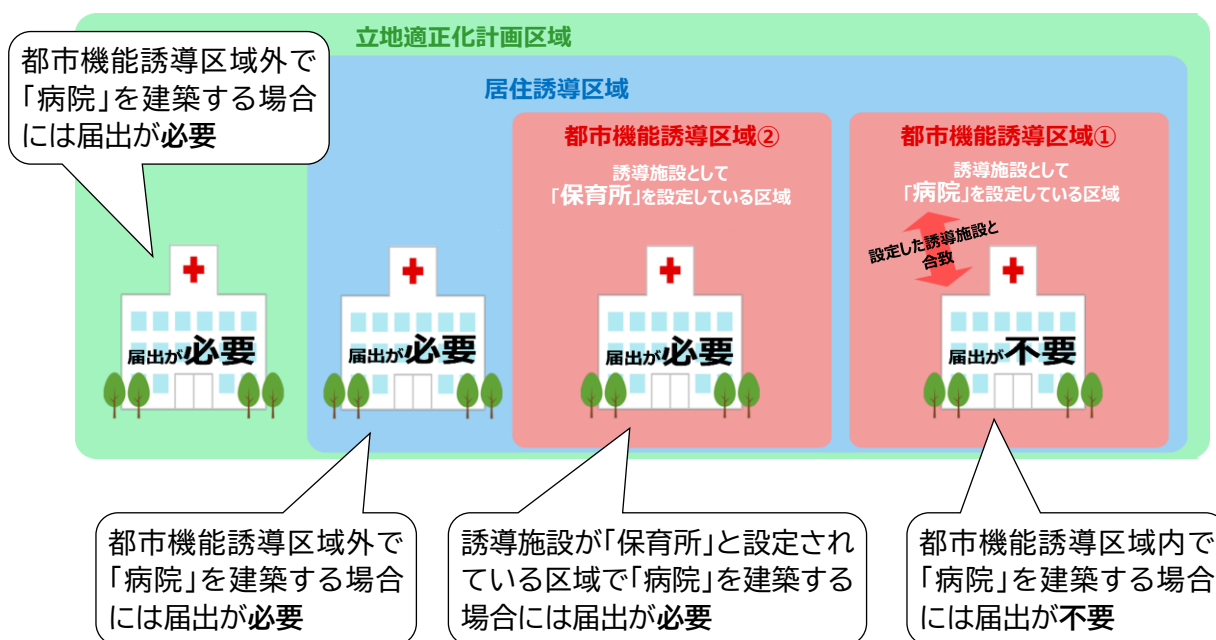


図 6.2 都市機能誘導区域で届出が必要となる例

6.2 届出の手順

開発行為等に着手する 30 日前までに市長に届出を行うことが法律により定められています。また、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。提出書類等については以下に示すとおりです。

表 6.3 届出の添付書類等

	開発行為の場合	建築行為等の場合	休廃止の場合
届出の対象となる行為	居住誘導区域に関する届出（居住誘導区域外での行為）		
	●3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ●1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの	●3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ●建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合	—
	都市機能誘導区域に関する届出		
	都市機能誘導区域外での行為	都市機能誘導区域内での行為	
	●誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	●誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ●建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ●建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	●都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
届出様式	様式（別途定める）		
添付書類	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上 ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上 ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上 ③ その他参考となる事項を記載した図書	—
届出期限	行為に着手する日の 30 日前まで		
届出先	吹田市 都市計画部 計画調整室		

7 進捗管理及び評価指標

7.1 進捗管理

目標年次である令和 17 年（2035 年）までの間、計画における施策が適切に実施されているかを定期的に分析・評価することが重要です。国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」において、立地適正化計画の施策や誘導方針から期待される効果に対して目標値を設定し、おおむね 5 年ごとに施策の達成状況を客観的かつ定量的に評価することとされています。その評価結果を踏まえ、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。



図 7.1 評価の PDCA

7.2 評価指標

(1) 評価指標の考え方

評価指標としては、都市機能誘導の各ターゲットに応じたアウトプット（結果）指標・アウトカム（成果）指標を設定するとともに、計画全体の総合指標を設定します。

アウトプット（結果）指標は、施策の実施状況を的確に評価するために設定し、アウトカム（成果）指標は、本計画による都市機能の誘導や他の様々な施策によって、総合的にもたらされる成果を評価するために設定するものです。

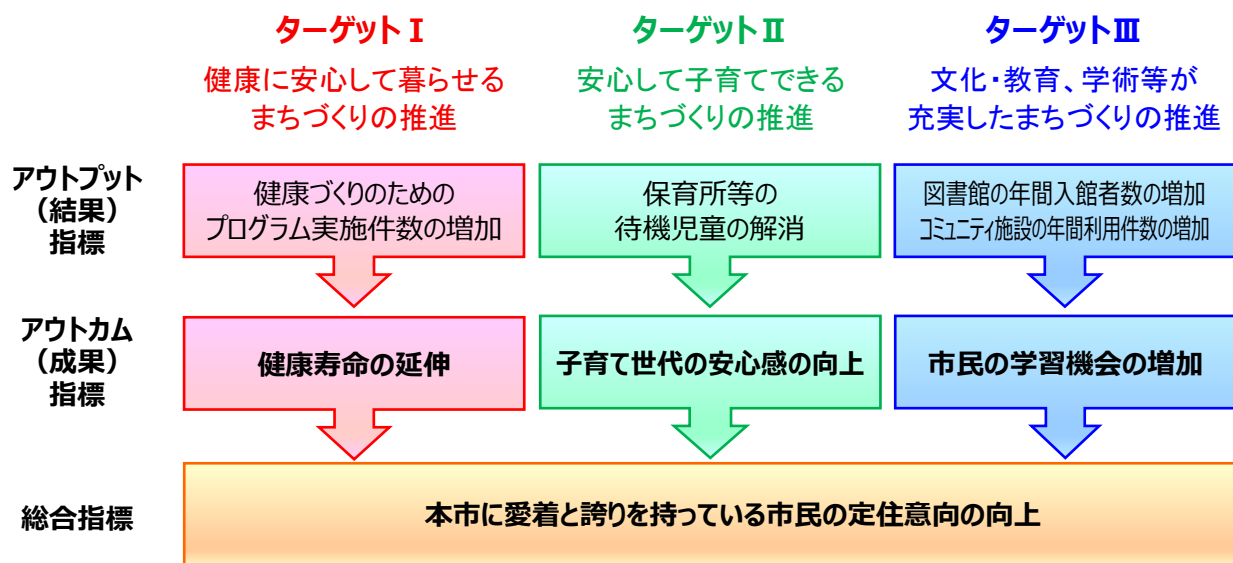


図 7.2 評価指標の全体像

(2) 具体的な評価指標

都市機能誘導の各ターゲットに応じた具体的なアウトプット（結果）指標・アウトカム（成果）指標を設定します。

1) ターゲットⅠ「健康に安心して暮らせるまちづくりの推進」の評価指標

北大阪健康医療都市（健都）に高度で専門的な医療を提供する特定機能病院である国立循環器病研究センター及び地域の中核病院である市立吹田市民病院を誘導施設として誘導するとともに、北大阪健康医療都市（健都）に立地する多様な主体が連携して、様々な効果的な取組の展開をさせることにより、健康に安心して暮らせるまちづくりの推進をめざしています。

そのため、以下のとおり評価指標を設定します。

表 7.1 ターゲットⅠの評価指標

	項目	設定理由	現状	10 年後目標 (令和 9 年度) (2027 年度)
アウトプット (結果) 指標	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベント等の年間実施件数	北大阪健康医療都市（健都）に特定機能病院及び地域の中核病院を誘導し、多様な主体の連携により健康づくりのためのプログラムを実施するため	0 件 (平成 28 年) (2016 年)	180 件
アウトカム (成果) 指標	健康寿命	健康づくりのためのプログラムの実施や他の様々な施策により、健康寿命を延伸させるため	男性:79.94 歳 女性:83.66 歳 (平成 22 年) (2010 年)	男性:81 歳以上 女性:85 歳以上

<参考>吹田市の平均寿命 男性:81.68 歳 女性:87.68 歳 (平成 22 年(2010 年))

2) ターゲットⅡ「安心して子育てできるまちづくりの推進」の評価指標

大規模な共同住宅が建設され、子育て世代や乳幼児の転入数が大幅に増加するとともに、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しつつあることから、保育需要が急増しているため、都市機能誘導区域に保育施設等を誘導施設として誘導することにより、安心して子育てできるまちづくりの推進をめざしています。

そのため、以下のとおり評価指標を設定します。

表 7.2 ターゲットⅡの評価指標

	項目	設定理由	現状	10 年後目標 (令和 9 年度) (2027 年度)
アウトプット (結果) 指標	保育所等の待機児童数	需要に対して不足する保育施設等を誘導し、待機児童を解消させるため	230 人 (平成 28 年) (2016 年)	0 人
アウトカム (成果) 指標	子育て世代の安心感 (安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合)	待機児童の解消や他の様々な施策により、子育て世代の安心感を向上させるため	62.3% (平成 26 年) (2014 年)*	75%

*吹田市民意識調査結果(平成 26 年度(2014 年度))

3) ターゲットⅢ「文化・教育、学術等が充実したまちづくりの推進」の評価指標

一部の地域では、図書館等が未整備の状況となっていることや、数多の大学等が立地していることから都市機能誘導区域に図書館や大学等を誘導施設として誘導することにより、文化・教育、学術等が充実したまちづくりの推進をめざしています。

そのため、以下のとおり評価指標を設定します。

表 7.3 ターゲットⅢの評価指標

	項目	設定理由	現状	10 年後目標 (令和 9 年度) (2027 年度)
アウトプット (結果) 指標	図書館の年間入館者数	不足・老朽化する図書館を整備等し、年間入館者数を増加させるため	1,992,476 人 (平成 28 年度) (2016 年度)	2,220,000 人 以上
	コミュニティセンターや 市民センター等 コミュニティ施設の 年間利用件数	不足するコミュニティセンターを整備し、年間利用件数を増加させるため	43,604 件 (平成 28 年度) (2016 年度)	48,000 件 以上
アウトカム (成果) 指標	市民の学習機会 (1 年間で何らかの学習 活動を行った市民の 割合)	図書館やコミュニティ施設の 利用者数増加や他の 様々な施策により、市民の 学習機会を増加させるため	—	50%

4) 立地適正化計画全体の評価指標

立地適正化計画の理念である「①暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり」「②誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり」の実現を総合的に評価する指標として以下のとおり設定します。

表 7.4 計画全体の評価指標

	項目	設定理由	現状	10 年後目標 (令和 9 年度) (2027 年度)
総合指標	定住意向 (今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合)	本計画と様々な施策を総合的に実施することにより、本計画の理念である誇りと愛着を持って本市に住んでもらう市民を増加させるため	57.8% (平成 26 年度) (2014 年)*	70%

*吹田市市民意識調査結果(平成 26 年度(2014 年度))

用語一覧

【あ行】

アメニティ *15 (P14)

都市の生活における快適性や良好な環境のこと。

医療クラスター *14 (P13,117)

医療に関連する企業や研究機関、病院などが地理的に集中し、競争しつつ同時に協力しながら新たなイノベーション（技術革新）を産み出す場所。クラスターとは、「（ブドウなどの）房」「群れ」等を意味する。

インフラ *11 (P5,11)

インフラストラクチャーの略称で、道路、鉄道、下水道、港湾施設等、都市を支える社会基盤。

上町断層帯地震 *39 (P63,64,65,67)

大阪平野を南北に縦断する上町断層帯で発生する可能性があるとされている地震。本市にも大きな影響を与えると予測されている。

液状化 *40 (P64, 65)

地震の振動により地盤が液状の性質を示し、地表構造物の沈み込み等が発生する現象。埋立地等で発生しやすい。

おおさか東線 *18 (P14,126)

新大阪駅から久宝寺駅に至る大阪東部を南北に結ぶ約 20.3km の鉄道の新路線の名称。建設主体は大阪外環状鉄道株式会社。平成 30 年度（2018 年度）末に全線開業。

【か行】

海溝型地震 *42 (P65)

海側のプレートと大陸側のプレートの境界面で、プレートがずれることにより発生する地震。関東地震（大正 12 年（1923 年））やスマトラ沖地震（平成 16 年（2004 年））、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年（2011 年））等が代表される。

北大阪健康医療都市（健都） *29 (P38,39,50,52,68,79,114,115,117,132,137,143)

吹田操車場跡地において、健康・医療のまちづくりが進められている地区の名称。平成 30 年（2018 年）12 月に移転した市立吹田市民病院に加え、医療・健康関連分野の企業・研究機関等の誘致などを通じて、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点（医療クラスター）の形成をめざしている。

急性期医療 *30 (P38)

病気が発症し、症状が激しい期間に提供する医療。

健康寿命 *8 (P3,38,39,68,114,132,142,143)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、厚生労働省によると、平成 28 年（2016 年）の日本人の平均寿命は、男性 80.98 歳、女性 87.14 歳で、健康寿命は、男性 72.14 歳、女性 74.79 歳とされている。

また、本市での算出方法は日常生活動作が自立している期間の平均としている。

交通結節機能 *16 (P14)

複数の交通手段の乗り換えや乗り継ぎを行う、交通結節点としての機能。

交通政策 *4 (P2)

交通利便性の向上や安心・安全な交通基盤づくり等、よりよい交通社会の実現のために、政府や地方自治体が行う施策。

交通政策基本計画 *3 (P2,74)

交通政策基本法により提示されている交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定めた計画。

高齢化率 *23 (P24,25,67)

65 歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合。

国土強靱化 *5 (P2)

大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していこうとする施策。

国土軸 *7 (P3)

国土づくりの方向に沿った形で国土の縦断方向に長く連なる軸状の圏域のこと。国土交通省は、「21 世紀の国土のグランドデザイン」において「北東国土軸」、「日本海国土軸」、「太平洋新国土軸」、「西日本国土軸」の 4 つの国土軸を示し、複数の国土軸が相互に連携する多軸型の国土構造をめざすとしている。

国立高度専門医療研究センター *28 (P37)

国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの総称。

【さ行】

三次救急医療機関 *26 (P36)

心筋梗塞や脳卒中、頭部の外傷等、複数の診療科にまたがる重度の疾患や外傷を受け入れる高度な診療機能を持つ医療機関。

市街化区域 *19 (P16,73)

既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

シビックゾーン *13 (P13,117,134)

市役所等の公共施設が集積し、市民生活において中心的な機能を持っている地区のこと。阪急吹田駅周辺には、本市の行政機能の中心である「市役所本庁舎」や、文化振興の拠点施設である「文化会館（メイシアター）」のほか、「中央図書館」、「総合福祉会館」、「保健センター」、「吹田保健所」、「吹田簡易裁判所」等が立地しており、シビックゾーンとしての性格を持っている。

小規模保育事業所 *33 (P42,47)

満3歳未満の児童を対象とし、定員6人から19人を対象に保育を行い、認可保育所の人員配置より1人多く配置する必要がある事業を行う施設。

吹田市第4次総合計画 *22 (P23,24)

令和元年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）までの10年間を計画期間とした、本市のめざすべき将来像を見通し、本市のまちづくりを推進するための10年間の指針。市の最上位計画として策定。

吹田市公共交通維持・改善計画 *45 (P74)

吹田市において、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの実現を目的とし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定する計画（令和3年度（2021年度）に策定）。

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 *9 (P4)

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市における、将来の人口減少・少子高齢化に対応するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、今後の重点課題となる政策をとりまとめた計画。平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）までの9年間を計画期間としている。

生物多様性 *12 (P11)

多様な生態系が存在している状態のこと。

【た行】**待機児童 *34 (P43,45,46,47,68,79,114,122,130,142,143)**

保育施設の利用資格があり、入所を希望しているにもかかわらず、保育施設の不足や定員が一杯で利用できない状態にある児童。

ターミナル *17 (P14)

交通手段の乗り換え等が行われ、人や物の移動の拠点となる場所。

地方創生 *6 (P2)

人口減少や東京への一極集中等の課題に取り組み、地方の活力を高めることを目的とした政策。

通所系サービス *31 (P40,41,68,115)

本計画では、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護の4種類の指定介護サービスを指す。

DID *24 (P26,73,74)

人口集中地区のこと。国勢調査基本単位区（基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区）を基礎単位として、原則、人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

特定機能病院 *27 (P37,38,114,117,119,121,132,143)

高度医療の提供、高度医療技術の開発・強化、高度医療に関する研修等を役割とする医療機関。

都市計画基礎調査 *21 (P17)

人口、産業、土地利用、交通等の都市計画に関する種々の現況及び将来の見通しを定期的に把握することを目的に行われる基礎調査。

都市計画区域 *10 (P7)

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

都市計画マスタープラン *2 (P1,4,6,7,9,10,12,13,14,15,36,57,73,74,111,112,117)

市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。

都市再生特別措置法 *1 (P1,2,80,138,139)

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市の再生を図るために制定された法律。

土砂災害警戒区域 *36 (P60,65,67,75,77,82,102,103,106)

土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域の名称。

土砂災害特別警戒区域 *37 (P60,75,77,82,102,103,106)

土砂災害警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域の名称。

【な行】

内陸直下型地震 *38 (P63)

内陸部の活断層や岩盤で発生する、比較的震源の浅い地震。兵庫県南部地震（平成 7 年（1995 年））や新潟県中越地震（平成 16 年（2004 年））等に代表される。

南海トラフ巨大地震 *43 (P65,67)

南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震。西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。

認定こども園 *32 (P42,47,114,117,121,122,124,126,130)

幼稚園と同じ 4 時間程度の学校教育と保育を必要とする子どもに 8～11 時間程度の保育（教育時間を含む）を行う施設。

【は行】**パーソントリップ調査 *25 (P32,56)**

人の移動に関して、移動者の属性や目的、手段等を調べ、交通機関の実態を把握することを目的に行われる調査。

PL 値 *41 (P64)

液状化の危険度を表す指標。PL 値が 5 以上で、液状化危険度が高いとされる。

奉仕圏 *35 (P50,51,52,68)

図書館がサービスを提供する上で受け持つ地域。中央図書館は半径 1,500m、分室は半径 700m、その他は半径 1,000m の範囲。

【ま行】**民生費 *44 (P66,67)**

高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉等の福祉関連に支出される費用。

【や行】**用途地域 *20 (P16,22,73,77,124)**

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。13 種類あり、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が定められている。

巻末資料

老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第 109 条の 2 に基づく都市計画事業として実施します。

表 1 公園事業一覧（令和 7 年 3 月 26 日大阪府同意）

番号	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
					自	至		
1	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-9 号 豊津公園	吹田市 豊津町 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
2	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-51 号 末広公園	吹田市 末広町 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
3	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-53 号 あんず公園	吹田市 五月が丘 北 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
4	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-60 号 原竜が池公園	吹田市 原町 3 丁 目 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
5	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 3・3・205-13 号 新芦屋中央公園	吹田市 新芦屋上 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規

表 2 緑地事業一覧（令和 7 年 3 月 26 日大阪府同意）

番号	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
					自	至		
6	吹田市	北部大阪都市計画緑地事業 第 2 0 5 - 1 号 千里緑地	吹田市 高野台 3 丁目、高野 台 5 丁目、 山田西 2 丁目及び 山田西 3 丁目 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 12 年 3 月 31 日	該当 しない	新規

吹田市立地適正化計画

平成 29 年（2017 年）3 月 策定

平成 30 年（2018 年）3 月 変更

平成 31 年（2019 年）3 月 変更

平成 31 年（2019 年）4 月 軽微な変更

令和 4 年（2022 年）3 月 変更

令和 7 年（2025 年）5 月 軽微な変更

吹田市 都市計画部 計画調整室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

T E L 06-6384-1231（代表）

